



# 第4次静岡県循環型社会形成計画

“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。  
～ふじのくにのゼロエミッション～



令和4年3月  
静岡県

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





## 知事ごあいさつ



本県は、これまで3次にわたり「静岡県循環型社会形成計画」を策定し、3R（Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））の推進や廃棄物の適正処理の取組を進めてきました。その結果、廃棄物排出量や最終処分量は計画策定前より減少していますが、下げ止まる傾向も見られます。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会は、私たちに便利で快適な暮らしをもたらした一方で、地球環境に多大な負荷を与え、地球規模での環境問題の深刻化につながっています。世界でも、SDGsに象徴される持続可能な社会の構築に向けた流れが加速する中、資源を大量に消費する一方通行の「線形経済」を見直し、資源循環と経済成長が両立する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」に移行することが求められています。

国内屈指の「ものづくり県」である本県としても、資源の持続可能な利用を確保しつつ、サーキュラーエコノミーを基盤とした社会への移行を積極的に進めていかなければなりません。そのためには、県民の皆様、日々の生活の中で、できることを実践していただくことが大変重要です。

本計画では、捨てるものをできるだけ減らし、資源として活かせるものをできるだけ増やすことを呼び掛けるキャッチフレーズ「“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。～ふじのくにのゼロエミッション～」を掲げています。県民の皆様一人ひとりが「自分ごと」として考え、行動する取組の輪が広がっていくことを願ってやみません。

県としても、豊かな自然環境や優れた景観を次世代に確実に引き継ぐため、県民の皆様とともに循環型社会の形成に取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、静岡県環境審議会委員及び同廃棄物リサイクル部会委員の皆様、熱心な御審議をいただき、また、県民の皆様には貴重な御意見を賜りましたことを心から感謝申し上げます。

令和4年3月

静岡県知事 川勝平太



# 第4次静岡県循環型社会形成計画の概要

【計画期間：令和4～8年度】  
(2022～2026)



“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。～ふじのくにのゼロエミッション～

### 計画策定の趣旨

○平成18年3月に第1次、23年3月に第2次、28年3月に第3次計画を策定し、廃棄物の削減などに取り組んできた。  
○循環型社会の形成のためには、これまでの取組を更に進めるとともに、新たな課題に対応した取組を推進する必要がある。  
○そのため、第3次計画の進捗状況を分析し、令和4年度を開始年度とする「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定し、持続可能な循環型社会の形成を推進する。

### 計画策定の背景(社会状況)

○世界においては、2050年の人口は97億人に達し、途上国や新興国の経済成長に伴い、資源の枯渇、エネルギーや食料需要の増大、廃棄物の増加など環境問題の深刻化が予測される。こうした中、資源循環と経済成長を両立する循環経済(サーキュラーエコノミー)への転換が求められている。  
○国内においては、「プラスチック資源循環戦略」による使用された資源の徹底的な回収・循環利用や、食品ロスの削減が推進されることとなった。  
○今後、人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症などにより、経済活動や廃棄物発生量にも様々な影響を与えられようと考えられる。

### 数値目標

区分	指標	R1年度(実績)	R8年度
一般廃棄物	1人1日当たりの排出量(g/人日)	885	848
一般廃棄物	<新> 1人1日当たりの最終処分量(g/人日)	43	39
産業廃棄物	<新> 最終処分量(千トン/年)	229	毎年度229

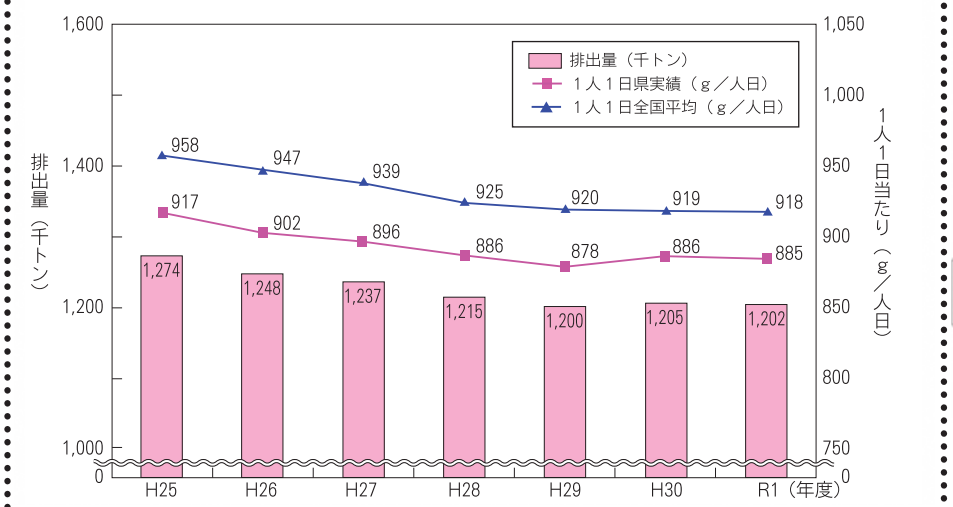


### 計画の位置付け

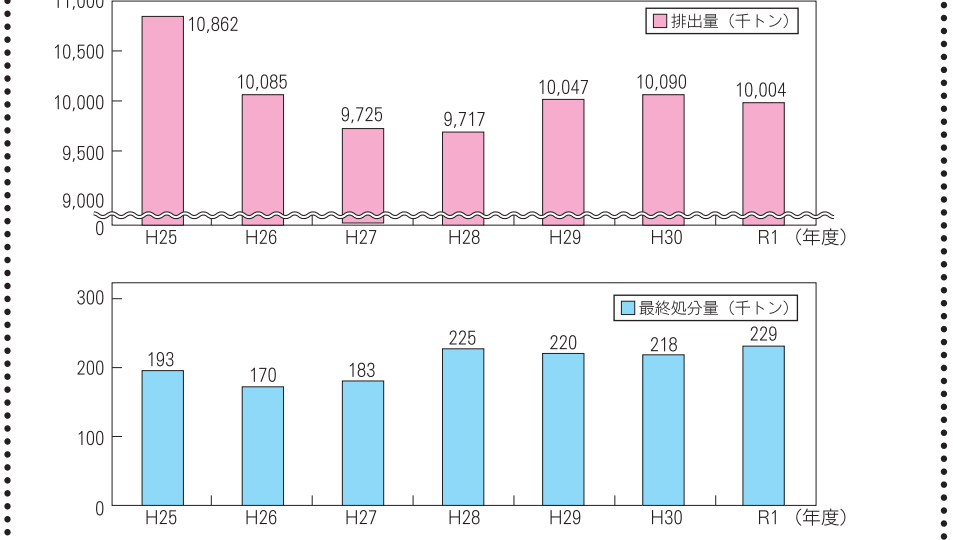
(1)循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成計画  
(2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理計画  
(3)食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減推進計画

## 静岡県の廃棄物の状況

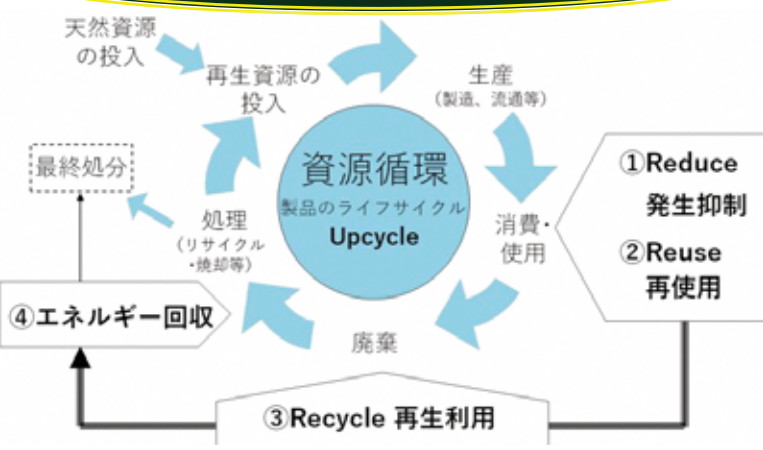
・一般廃棄物の排出量、1人1日当たりの排出量とも、平成15年度以降続いた減少傾向は足踏み。全国平均より少量を維持。



・産業廃棄物の排出量、最終処分量は、近年横ばいで推移。



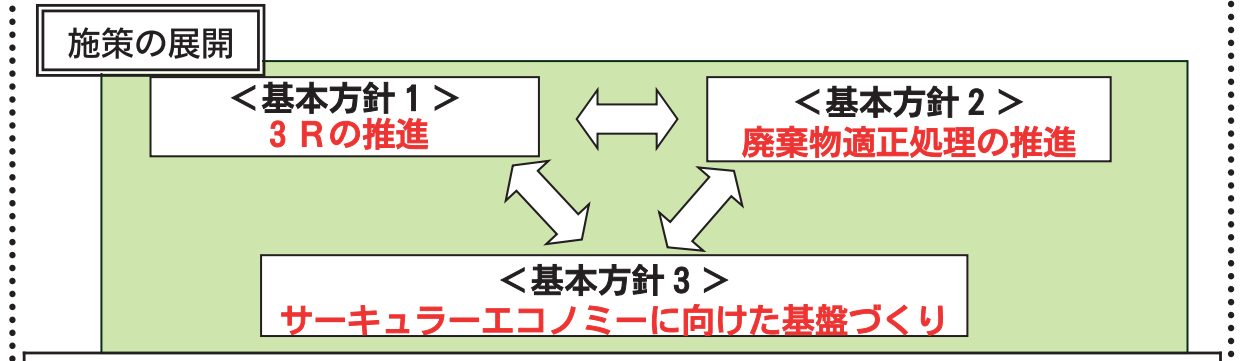
## 循環型社会の概念図



ごみにならないよう①リデュース(発生抑制)②リユース(再使用)に努め、ごみとなった場合には分別を徹底し③リサイクル(再生利用)、再生利用できない場合は廃棄物処理の中で④エネルギー回収を行い、最終的に利用できないものは適正に処分する。

## 具体的施策の基本方針

- 【各主体の役割】
- 県民**  
○廃棄物の排出抑制や循環利用に向けた分別の実践、環境配慮設計された商品やサービスの選択
- 事業者(製造・販売等の排出事業者、処理業者)**  
○事業活動による廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を重視した事業活動の推進  
○事業活動で生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理
- 県・市町**  
○廃棄物の循環利用や適正処理の推進、処理体制の充実



### 基本方針1 3Rの推進

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用の推進  
ア 衣・食・住で取り組む発生抑制 イ ごみ処理有料化の検討  
ウ 排出事業者における廃棄物削減の取組の推進 エ 各種リサイクルの推進  
オ リサイクル製品認定制度の普及推進 カ エネルギー回収の促進

(2) プラスチックごみ対策の推進  
ア 海洋プラスチックごみ防止の取組 イ プラスチック資源のリサイクルの徹底  
ウ プラスチック代替素材への転換促進等

### 基本方針2 廃棄物適正処理の推進

(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成  
ア 排出事業者処理責任の指導の徹底 イ 産業廃棄物処理施設・処理業者への指導の強化  
ウ 優良産廃処理業者認定取得業者の拡大 エ 電子マニフェストの普及促進  
オ 自動車リサイクル法に基づく監視・指導の実施  
カ 建設工事におけるパトロール等監視・指導の実施 キ 事業者表彰の実施  
ク 産業廃棄物の適正処理の推進 ケ PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の推進  
コ ICTを活用した監視・指導

(2) 不法投棄対策の推進  
ア 早期発見・早期撤去の取組拡大 イ 啓発活動等の推進 ウ 監視の強化  
エ 関係者との緊密連携 オ ICTを活用した早期発見・監視

(3) 災害廃棄物の適正処理の推進  
ア 静岡県災害廃棄物処理計画の充実 イ 広域連携体制の構築

(4) 廃棄物処理体制の充実  
ア ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の推進 イ 不用品回収業者対策の強化  
ウ 海岸漂着物等対策の推進 エ 感染症対策による事業継続

### 基本方針3 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり

(1) 新たなプラスチック戦略の推進  
ア 海洋プラスチックごみ防止の取組 イ プラスチック資源のリサイクルの徹底  
ウ プラスチック代替素材への転換促進等

(2) 食品ロス対策の推進  
ア 県民の意識啓発及び事業者等の取組促進 イ フードバンク等の取組への支援

(3) 循環産業の振興支援  
ア 環境ビジネスの裾野の拡大 イ 静岡県環境ビジネス協議会への支援  
ウ リサイクル製品認定制度の普及推進

(4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化  
ア 環境教育の推進 イ 消費者教育等の推進 ウ 各種表彰制度の実施  
エ 静岡県環境衛生自治推進協会連合会(環自連)との連携 オ 関係機関との連携強化

---

---

# 目 次

---

---

<b>第1章 計画の概要</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画に盛り込む事項	2
(1) 循環基本法に基づく循環型社会の形成に関する施策	2
(2) 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画に定めるべき事項	2
(3) 食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画	2
(4) 上記(1)から(3)以外で計画に盛り込む事項	2
4 計画の対象	2
5 計画の期間	3
6 計画の策定手順	3
7 その他	3
<b>第2章 計画策定の背景</b>	<b>7</b>
1 社会状況	7
(1) 国内外の状況	7
(2) 本県内の状況	8
2 廃棄物処理の現状	10
(1) 一般廃棄物の状況	10
(2) 産業廃棄物の状況	14
(3) 県民意識の状況	18
3 食品ロスの現状	21
(1) 国内外の状況	21
(2) 本県内の状況	24
<b>第3章 計画の目標</b>	<b>27</b>
1 一般廃棄物の数値目標	29
(1) 数値目標設定の考え方	29
(2) 国の指標との関係	31
2 産業廃棄物の数値目標	33
(1) 数値目標設定の考え方	33
(2) 国の指標との関係	35
3 食品ロスの数値目標	36
(1) 数値目標設定の考え方	36
(2) 国の指標との関係	36

<b>第4章 施策の展開</b>	<b>37</b>
<b>基本方針1 3Rの推進</b>	<b>41</b>
1 現状と課題	41
(1) 廃棄物の発生抑制・再使用の推進	41
(2) プラスチックごみ対策の推進	42
2 取組方針	43
3 具体的取組	45
(1) 廃棄物の発生抑制・再使用の推進	45
(2) プラスチックごみ対策の推進	52
<b>基本方針2 廃棄物適正処理の推進</b>	<b>54</b>
1 現状と課題	54
(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成	54
(2) 不法投棄対策の推進	54
(3) 災害廃棄物の適正処理の推進	55
(4) 廃棄物処理体制の充実	55
2 取組方針	55
3 具体的取組	57
(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成	57
(2) 不法投棄対策の推進	60
(3) 災害廃棄物の適正処理の推進	63
(4) 廃棄物処理体制の充実	64
<b>基本方針3 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり</b>	<b>67</b>
1 現状と課題	67
(1) 新たなプラスチック戦略の推進	67
(2) 食品ロス対策の推進	67
(3) 循環産業の振興支援	67
(4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化	68
2 取組方針	68
3 具体的取組	68
(1) 新たなプラスチック戦略の推進	68
(2) 食品ロス対策の推進	69
(3) 循環産業の振興支援	70
(4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化	71
<b>第5章 計画の進行管理</b>	<b>78</b>
1 計画の推進	78
2 計画の進行管理	78
<b>補助指標一覧</b>	<b>79</b>
<b>参考資料</b>	<b>81</b>
静岡県のデータ	81
意見聴取の経過	89
本計画策定の経過	89
静岡県環境審議会委員名簿	90

## トピックス (Topics) 目次

・SDGs (持続可能な開発目標) とは？ .....	4
・サーキュラーエコノミーとは？ .....	8
・溶融スラグ .....	12
・観光地のごみ事情 .....	20
・本県の食品ロス量はどのくらい？ .....	26
・もったいない!!これまでの循環型社会形成計画の標語から .....	28
・1人1日当たり5.3g ごみ減量!どのくらい減らせばいいの? .....	30
・一般廃棄物の処理経費 .....	32
・海洋ごみとマイクロプラスチック .....	43
・Up cycle (アップサイクル) .....	44
・フードバンク活動とフードドライブ .....	45
・古紙は正しく分別を! .....	46
・本県独自の取組 静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」.....	47
・「クルポ」を活用した県民の行動変容の推進 .....	48
・使用済紙おむつリサイクルの動き .....	49
・電子manifestoを活用しましょう .....	59
・優良産業廃棄物処理業者認定制度 .....	60
・世界文化遺産富士山を官民協働できれいに .....	62
・不法投棄防止啓発活動と不法投棄110番 .....	63
・不要な土砂による“不適切”な盛土って? .....	66
・地域循環共生圏とは? .....	76
・ローカルSDGsの取組例(藤枝市) .....	77



## 法令の対応関係一覧

本書で引用する法令は略称により記載します。それぞれの対応関係は以下のとおりです。

略称	正式名
循環基本法	循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年法律第 110 号)
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
食品ロス削減推進法	食品ロスの削減の推進に関する法律 (令和元年法律第 19 号)
小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (平成 24 年法律第 57 号)
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 116 号)
プラスチック資源循環法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和 3 年法律第 60 号)
環境基本法	環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)
資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成 7 年法律第 112 号)
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号)
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成 14 年法律第 87 号)
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号)
長期優良住宅法	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 87 号)
海岸漂着物処理推進法	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 (平成 21 年法律第 82 号)

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

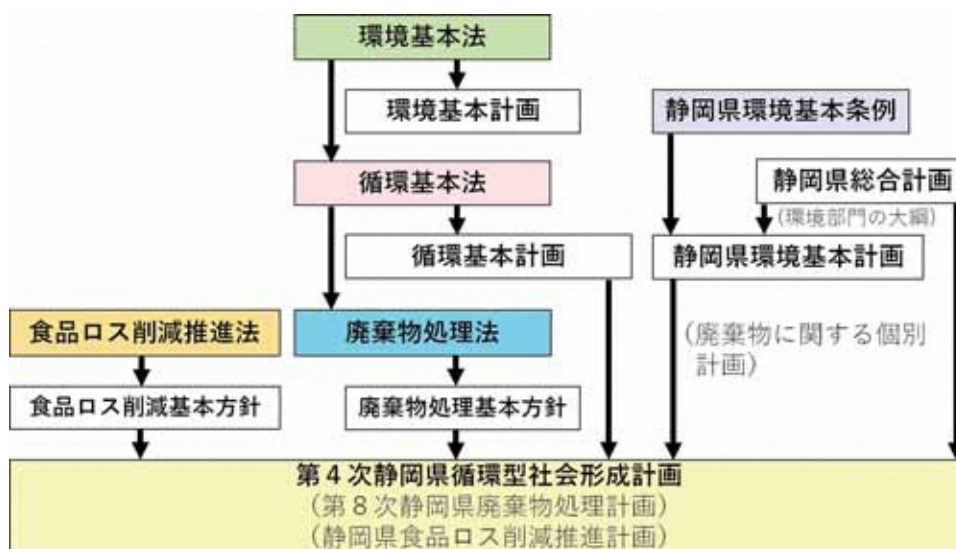
- 本県では、循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、行政の主体的行動を促すための実践行動計画として、「静岡県循環型社会形成計画」（計画期間：平成18～22年度）、「第2次静岡県循環型社会形成計画」（計画期間：平成23～27年度）及び「第3次静岡県循環型社会形成計画」（計画期間：平成28～令和3年度）により、廃棄物の削減などに取り組んできました。
- 循環型社会の形成のためには、これまでの取組を更に進めるとともに、新たな課題に対応した取組を推進する必要があります。
- そのため、第3次静岡県循環型社会形成計画（以下「第3次計画」という。）の進捗状況を分析し、令和4年度を開始年度とする「第4次静岡県循環型社会形成計画」（以下「本計画」という。）を策定し、持続可能な循環型社会の形成を推進します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、以下のとおり、各法等に基づく計画として位置付けています。

- 循環基本法に基づく国の第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を踏まえた循環型社会形成計画（第4次）
- 廃棄物処理法に基づく国の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃棄物処理基本方針」という。）に則した廃棄物処理計画（第8次）
- 食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画（新設）
- 「静岡県総合計画」を環境面から補完する環境部門の大綱である「静岡県環境基本計画」の個別計画（廃棄物・リサイクル分野）

図表1 静岡県循環型社会形成計画の位置付け



### 3 計画に盛り込む事項

#### (1) 循環基本法に基づく循環型社会の形成に関する施策

○循環基本法第 10 条の規定に基づく「循環型社会の形成に関し自然的社会的条件に応じた施策」を盛り込みました。

#### (2) 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画に定めるべき事項

○廃棄物処理法第 5 条の 5 第 2 項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する次の事項を盛り込みました。

ア 廃棄物の発生量及び処理量の見込み

イ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

ウ 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

エ 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

オ 非常災害時における廃棄物の減量・処理に関する施策を実施するために必要な事項

#### (3) 食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画

○食品ロス削減推進法第 12 条第 1 項の規定に基づき、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、「当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」を盛り込みました。

#### (4) 上記(1)から(3)以外で計画に盛り込む事項

○食品リサイクル法や小型家電リサイクル法などの各種リサイクル法等に関する施策及び関係機関と連携する施策を盛り込みました。

○プラスチック資源循環法に関する施策及び関係機関と連携する施策を盛り込みました。

### 4 計画の対象

○本計画は、「廃棄物」、「一度使用された物品」、「使用されずに収集された物品」、「廃棄された物品」、「人の活動に伴い副次的に得られた物品」など、有価・無価を問わず循環基本法で定義された「廃棄物等」を対象とします。

○なお、「廃棄物」は、廃棄物処理法では、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されています。

## 5 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。
- なお、今後の経済・社会情勢の変化や、廃棄物処理及び各種リサイクルに関する法制度の改正などの状況によっては、計画期間内であってもその都度計画内容の見直しを行います。

## 6 計画の策定手順

- 本計画は、静岡県環境審議会に諮問し、同審議会廃棄物リサイクル部会での検討を踏まえた答申を受けて策定しました。
- 策定に当たっては、県政インターネットモニターアンケート、県政さわやかタウンミーティング、パブリックコメント（県民意見提出手続）により、循環型社会の形成に関する県民の意見を広く聴取するとともに、産業界や市町との意見交換、県庁内の組織である静岡県循環型社会形成推進連絡会議等で検討を重ねました。

## 7 その他

- 本計画は、SDGsの17の目標（ゴール）を目指し、環境、社会、経済情勢を意識しながら、他分野と連携した取組を進めます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## Topic

# SDGs（持続可能な開発目標）とは？

人間の活動が原因で生じる様々な問題に国際社会が協力して取り組むため、平成27（2015）年の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、全ての国が共に取り組むべき目標で、その中に「SDGs（持続可能な開発目標）」として令和12（2030）年までの17の目標（ゴール）が設定されています。

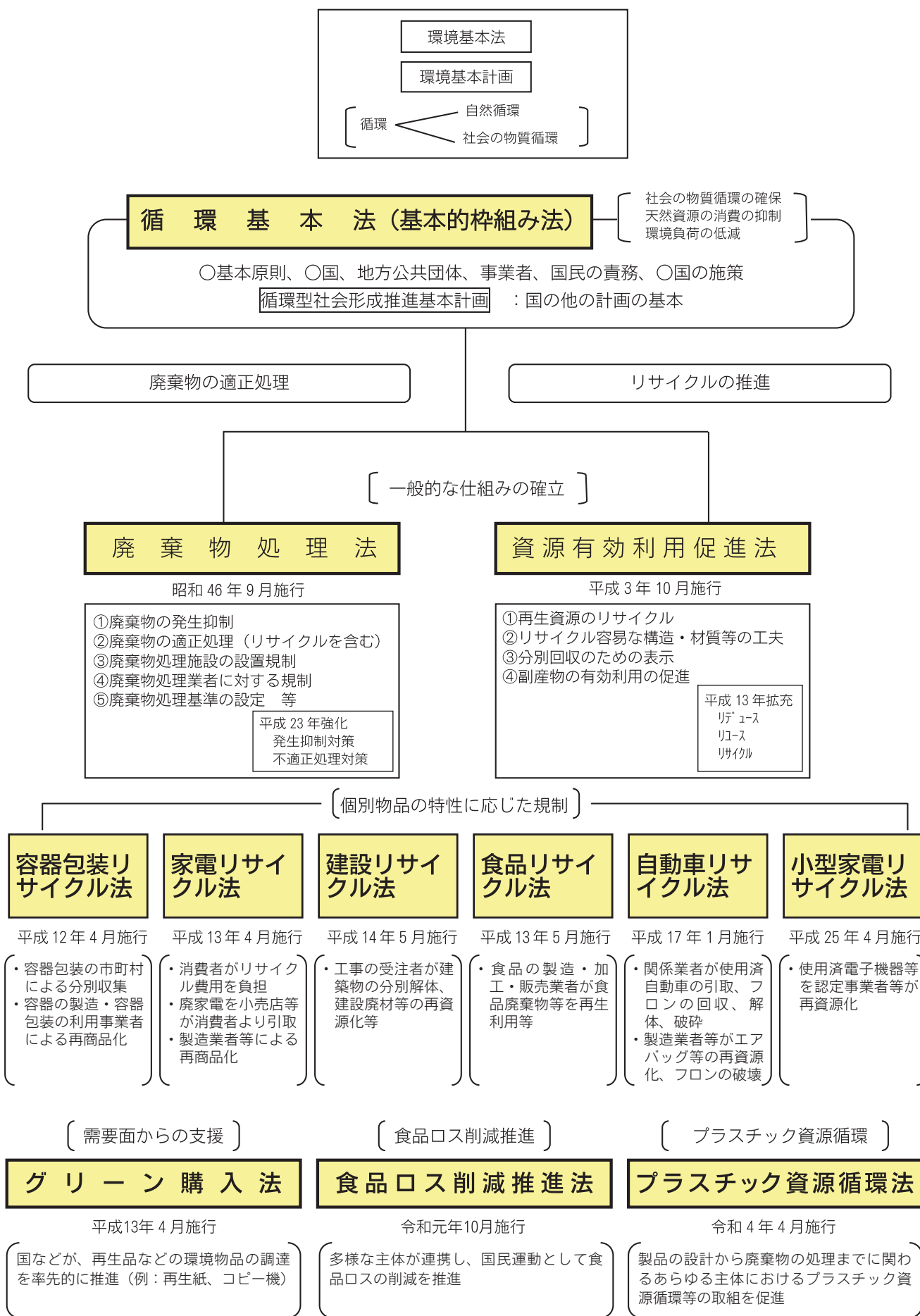
SDGsの目標は、それぞれが関連しており、1つの課題解決の行動により、関連する複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境のみではなく、環境・社会・経済のつながりを考え、共に解決していくことが大切になります。

SDGsウェディングケーキモデルは、SDGsに掲げる17の目標の関係性を表した概念図です。このモデルでは、17の目標を「経済」、「社会」、「環境」の3つの階層に分類し、「経済」、「社会」、「環境」の3つの側面が互いに関連し合っていることを表しています。一番下の階層は「環境」で、その上に「社会」、さらにその上に「経済」が乗っており、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられていることを表しています。これは、一番下で全体を支える「環境」の持続可能性がなければ、「社会」や「経済」は成り立たないということを示しています。



ストックホルムレジリエンスセンター  
「How food connects all the SDGs」

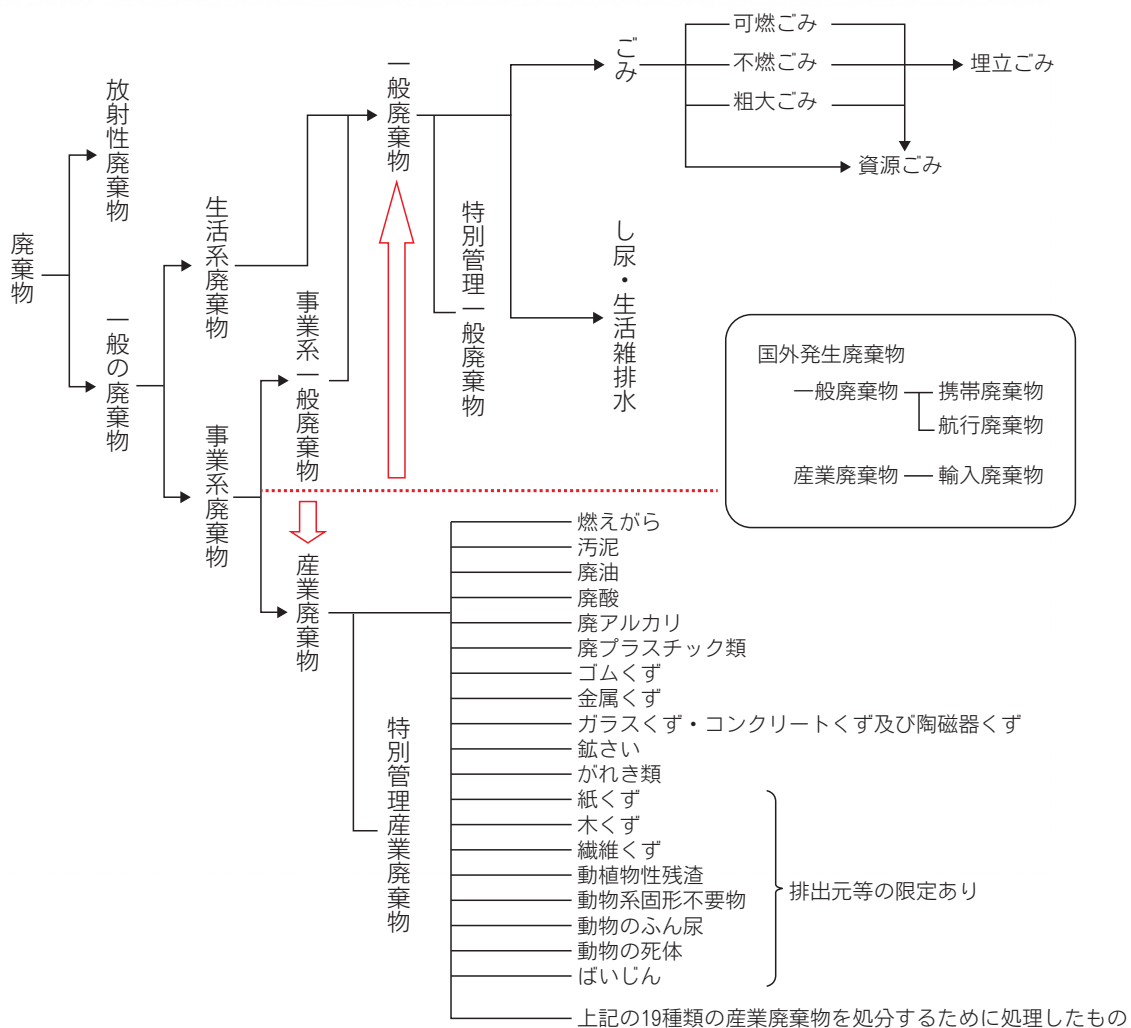
(参考) 図表2 循環型社会形成推進のための法体系と概要



(参考) 廃棄物の分類 (一般廃棄物と産業廃棄物)

- 廃棄物処理法では、廃棄物とは「放射性廃棄物」を除いた「固形状又は液状」の「汚物又は不要物」と定義しており、「産業廃棄物」以外の廃棄物を「一般廃棄物」としています。
- また、廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを定め、「特別管理一般廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」としています。
- 事業所から排出される廃棄物には「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」があります。排出元等の限定により、産業廃棄物に該当しないものが事業系一般廃棄物となります。
- 一般廃棄物は市町村の責任により、産業廃棄物は排出事業者の責任により処理が行われます。

図表3 廃棄物の分類



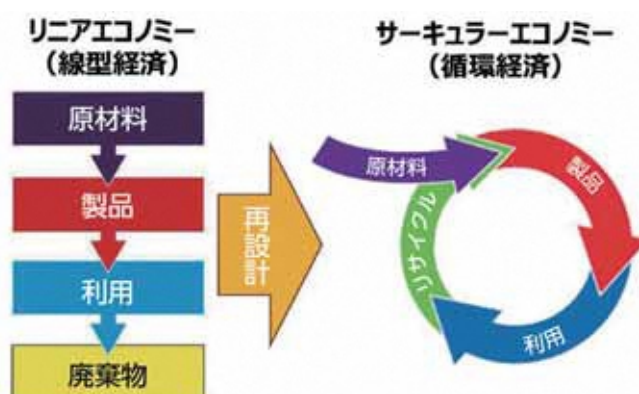
## 第2章 計画策定の背景

### 1 社会状況

#### (1) 国内外の状況

- 世界においては、令和32（2050）年の人口は97億人に達し、途上国や新興国の経済成長に伴い、資源の枯渇、エネルギーや食料需要の増大、廃棄物の増加など環境問題の深刻化が予想されています。
- 平成28（2016）年に発効したパリ協定では、工業化以前からの気温上昇を2℃以下にすることを目指しており、世界的な流れを受けて、日本も令和2（2020）年10月、内閣総理大臣の所信表明演説で、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」こと（2050年カーボンニュートラル）が宣言されました。令和3（2021）年10月から11月にイギリスで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、気温上昇の抑制を1.5℃に抑えることが事実上、世界の共通目標になりました。
- 従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」から脱却するため、限りある資源の循環利用と経済成長を両立するサーキュラーエコノミー（循環経済）の概念が世界に広がりました。
- 国内では、経済産業省が「循環経済ビジョン2020」において、環境活動としての3Rから経済活動としての循環経済への転換を目指すとしています。
- 3R+Renewable（持続可能な資源）を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」により使用された資源の徹底的な回収・循環利用が推進されることとなり、プラスチック資源循環法が令和4年度に施行されます。
- 国内では、エネルギー量の高い廃プラスチックの有効利用として、多くは燃やして発電や熱として回収されていますが、燃やさずに製品の原料などにリサイクルする取組を増やすことが求められています。

図表4 サークュラーエコノミーの概念と移行のイメージ図



令和3年版環境白書より抜粋（環境省）



- 廃棄物等から有用資源を回収する取組も行われていますが、更なる回収量の増加とともに、質の高度化に向けた取組を進めることが必要です。
- また、令和元年に食品ロス削減推進法が施行され、本来食べられるのに捨てられている食品（食品ロス）の削減が推進されています。
- 今後、人口減少や少子高齢化の進展、海洋ごみ問題や新型コロナウイルス感染症などの影響により、経済活動や廃棄物発生量にも様々な変化があると考えられます。

## Topic

## サーキュラーエコノミーとは？

サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を指すものです。

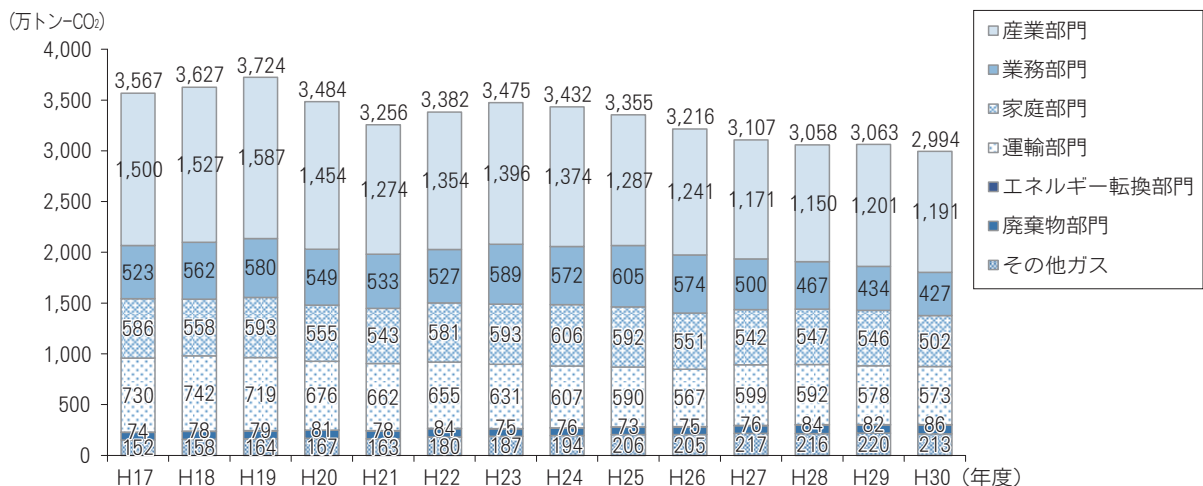
一方通行型の線型経済（リニアエコノミー）から循環型の経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。

## (2) 本県内の状況

### ア 温室効果ガス排出量

- 平成 30（2018）年度における温室効果ガス排出量は、2,994 万トン-CO<sub>2</sub>で、平成 17（2005）年度以降最も低くなりました。

図表 5 温室効果ガス排出量の推移（静岡県、電力排出係数変動）

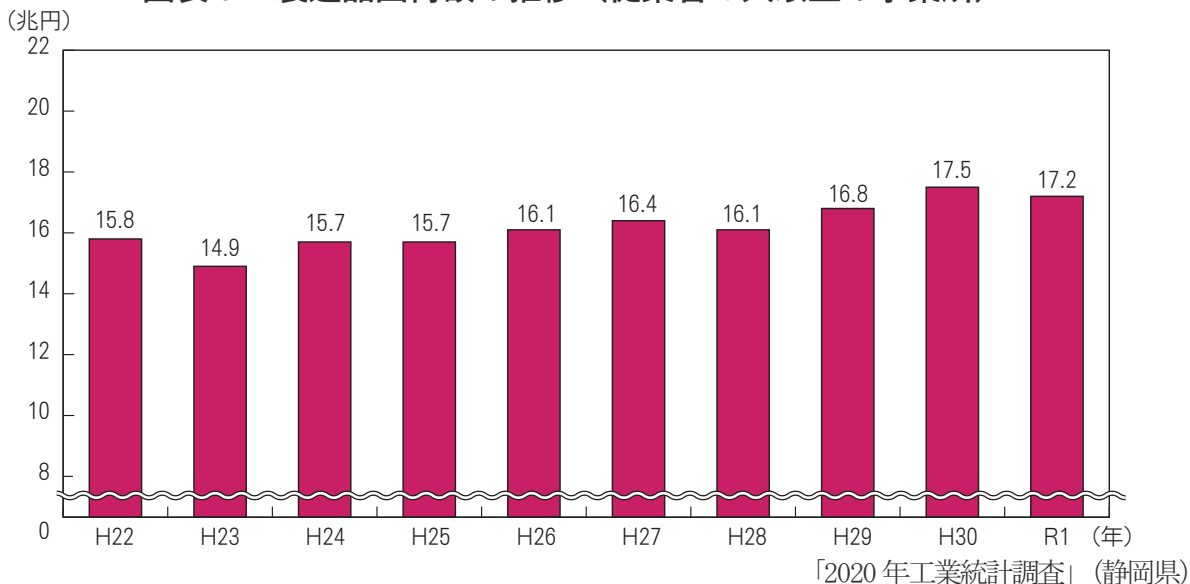


静岡県温室効果ガス排出量算定結果（2018 速報）（静岡県）

## イ 経済

○令和元年の本県の製造品出荷額は 17.2 兆円で、国内出荷額 322.5 兆円の 5.3% (全国第 3 位) を占めています。

図表 6 製造品出荷額の推移 (従業者 4 人以上の事業所)

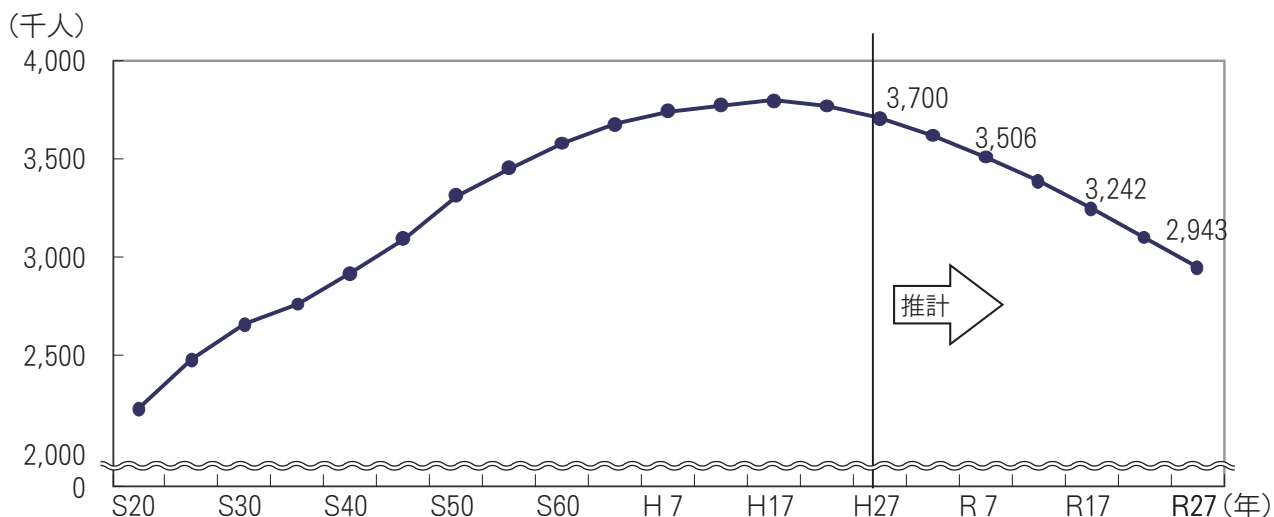


## ウ 人口

○平成19 (2007) 年に始まった人口減少は加速し、本格的な人口減少社会を迎えています。

○今後も本県の人口は減少が続く見込みです。

図表 7 県の人口の推移と将来推計人口



「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創世「長期人口ビジョン」「総合戦略」(静岡県、令和2年3月) (「図表1 静岡県の人口の推移と将来推計人口」を一部加工)

## 2 廃棄物処理の現状

### (1) 一般廃棄物の状況

#### ア 現状

##### (ア) 概要

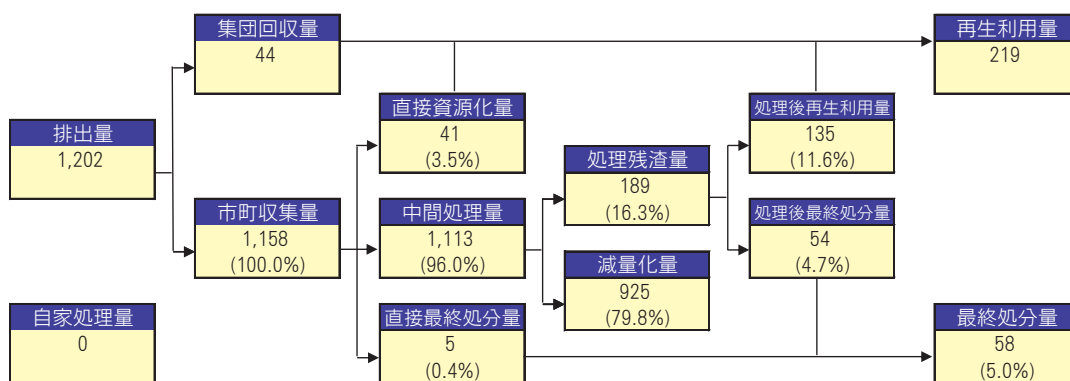
○令和元年度における本県の一般廃棄物(し尿を除く。以下同じ。)の排出・処理の概要は次のとおりとなっています。

注：自治体が収集した資源ごみも排出量に含まれる。

注：民間事業者による資源物(古紙等)回収は、排出量に含まれない。

図表 8 本県の一般廃棄物処理フロー（令和元年度）

(単位：千トン/年)



注：計量誤差等により、「市町村収集量」と「直接資源化量」「中間処理量」「直接最終処分量」の合計は一致しない。

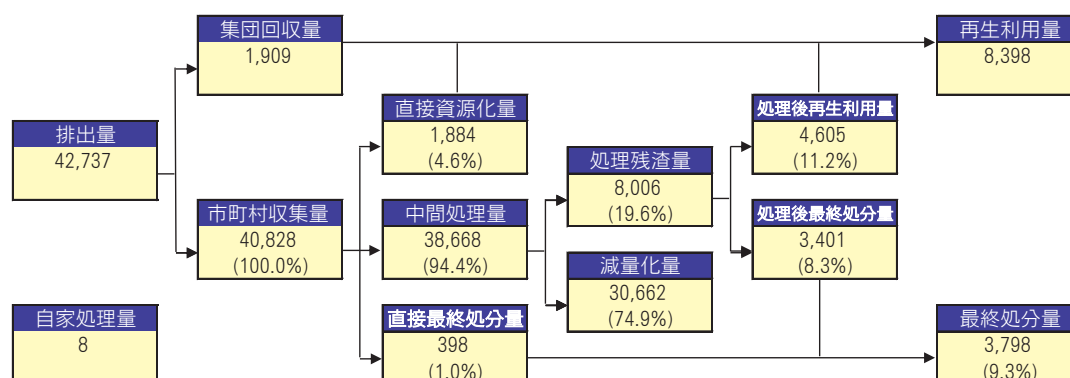
注：四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある。

注：括弧書きの値は、「市町村収集量」を100%とした場合の割合である。

「日本の廃棄物処理 令和元年度版」(環境省)のデータを加工

図表 9 全国の一般廃棄物処理フロー（令和元年度）

(単位：千トン/年)



注：計量誤差等により、「市町村収集量」と「直接資源化量」「中間処理量」「直接最終処分量」の合計は一致しない。

注：四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある。

注：括弧書きの値は、「市町村収集量」を100%とした場合の割合である。

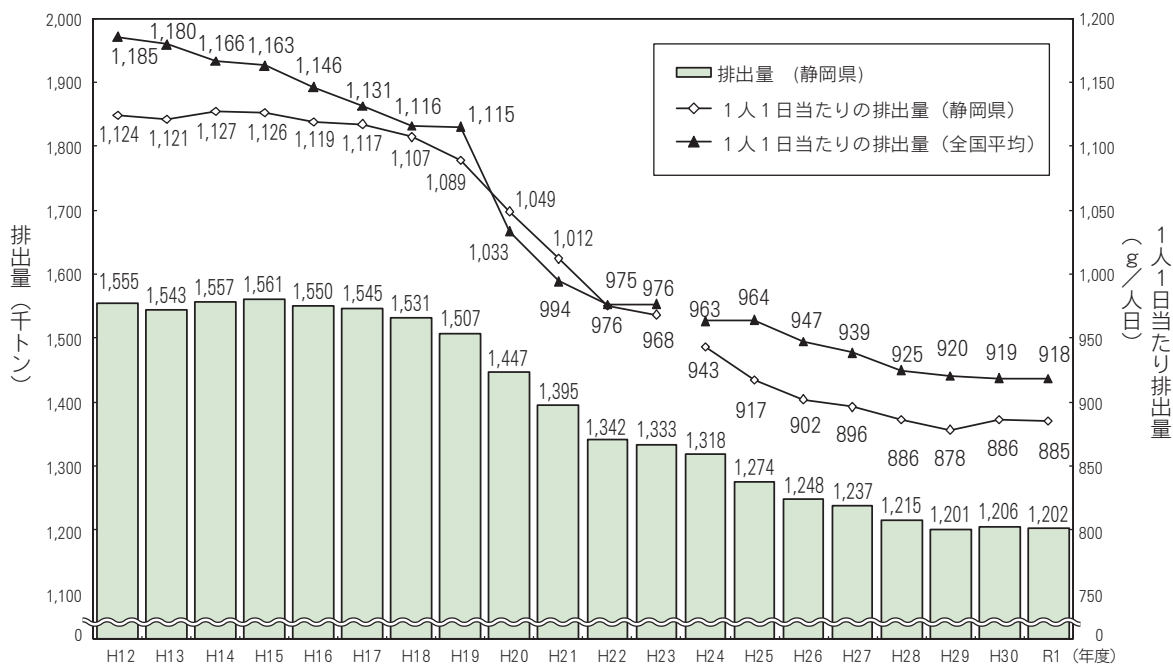
「日本の廃棄物処理 令和元年度版」(環境省)のデータを加工

(4) 推移

① 一般廃棄物の排出量及び1人1日当たりの排出量

- 排出量、1人1日当たりの排出量とも平成15年度以降減少していましたが、平成30年度にはいずれも前年度と比べて増加し、令和元年度には微減となったものの、減少傾向に足踏みが見られます。
- 減少傾向が続いたのは、容器包装リサイクル法など法体系の整備やごみ処理有料化などの減量施策等による県民の意識や行動の定着化、事業者の容器軽量化などサービス提供のあり方の変化などの影響が考えられます。
- 1人1日当たりの排出量は、本県は全国で少ない方から10位前後で推移しています。

図表10 一般廃棄物の排出量と1人1日当たりの排出量の推移



注：住民基本台帳法の改正（平成24年7月施行）により、平成24年度以降は、人口に外国人を含めて計算されている。

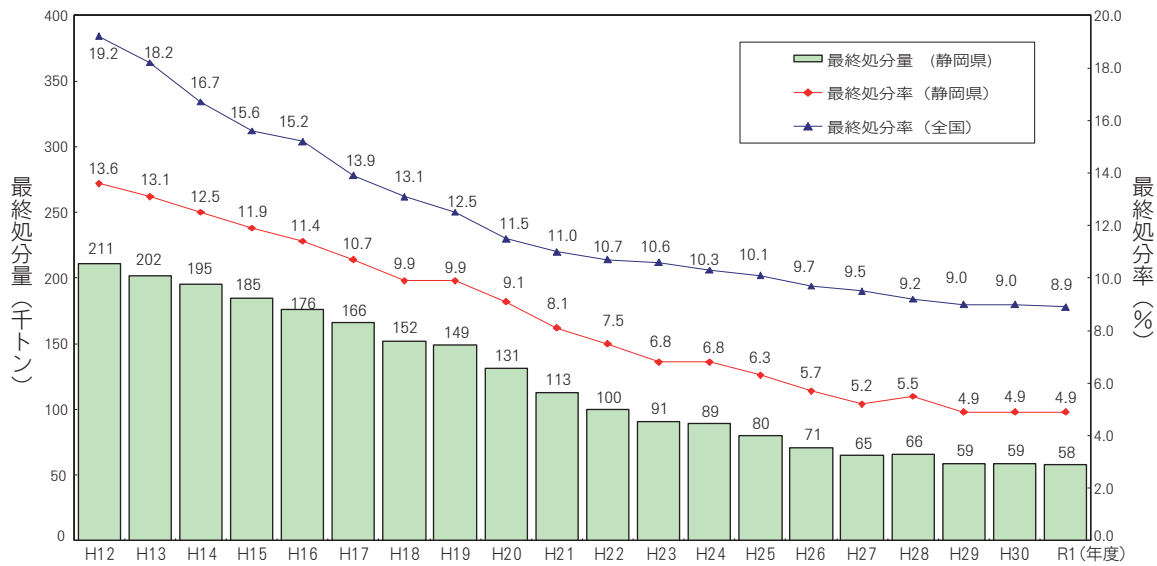
「日本の廃棄物処理」（各年度版、環境省）のデータを加工

② 一般廃棄物最終処分量

- 各市町では収集した廃棄物について、中間処理による減量化や中間処理後の残渣の資源化などを進めています。焼却処理後に発生する焼却残渣をセメントの原料としたり、熔融処理でスラグ化し土木資材として活用するなど、埋立量の削減による最終処分場の延命化を図っています。
- 最終処分量は減少傾向にあり、最終処分率は全国平均より低い率を保っています。
- 令和元年度末現在、一般廃棄物最終処分場は35か所あり、市町によって状況は異なりますが、平均すると今後18年10か月程度埋立利用が可能と見込まれます。

○最終処分場の新設は容易でないため、埋立処分を民間事業者へ委託している市町もあります。

図表 11 一般廃棄物の最終処分量と最終処分率の推移



注：最終処分率（最終処分量／排出量×100）

「日本の廃棄物処理」（各年度版、環境省）のデータを加工

Topic

溶融スラグ

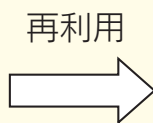
廃棄物溶融スラグとも呼ばれ、廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を 1300℃以上の高温で溶融後に冷却し、固化させたものです。近年では建設・土木資材としての活用が進められています。

溶融・固化することで容積を減らして最終処分場の延命を図ることができ、高熱でダイオキシンや揮発性の重金属が無害化されるというメリットがあります。

身近なものでは、コンクリート製のU型側溝やその蓋、歩道と車道の境界に設置するブロックなどがあります。



原料（溶融スラグ等）



土木製品（舗装用ブロック）

### ③ 一般廃棄物の不法投棄の発生状況

○家電不法投棄の件数は、平成 29 年度までは前年度よりも減少してきましたが、平成 30 年度からは微増となっています。

図表 12 家電不法投棄の発生状況

(単位：台数)

区分	エアコン	テレビ	冷蔵庫・ 冷凍庫	洗濯機・ 乾燥機	合計	対前年度
平成 27 年度	41	936	302	144	1,423	93%
平成 28 年度	25	768	263	132	1,188	83%
平成 29 年度	31	701	236	144	1,112	93%
平成 30 年度	36	693	272	147	1,146	103%
令和元年度	44	744	278	148	1,214	106%
令和 2 年度	37	773	226	181	1,217	100%

### イ 第 3 次計画の一般廃棄物数値目標進捗状況

○1人1日当たりの排出量及び最終処分率については、第3次計画策定時から減少していますが、目標には及ばず、現計画と同様の対策を講じた場合、目標年度の令和3年度においても目標を下回る見込みです。

図表 13 第 3 次計画の数値目標と実績

区 分	基準値	実績値				目標値
	平成 25 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	3 年度
1人1日当たりの 排出量 (g/人日)	917	886	878	886	885	815
最終処分率 (%)	6.3	5.5	4.9	4.9	4.9	3.9

注：最終処分率（最終処分量／排出量×100）

## (2) 産業廃棄物の状況

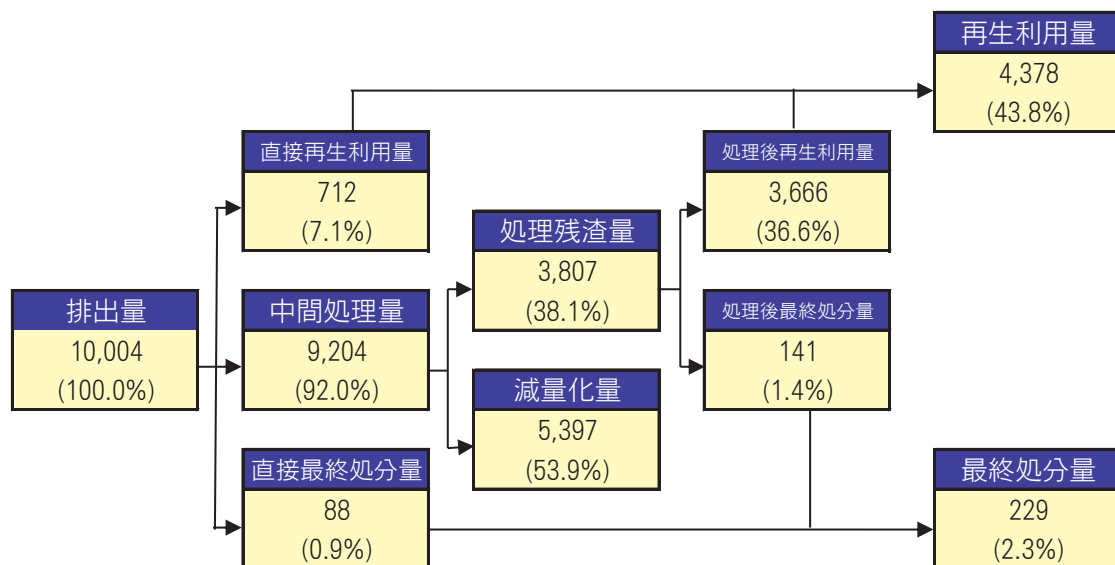
### ア 現状

#### (ア) 概要

○令和元年度における本県の産業廃棄物の排出・処理の概要は次のとおりとなっています。

図表 14 本県の産業廃棄物処理フロー（令和元年度）

（単位：千トン／年）

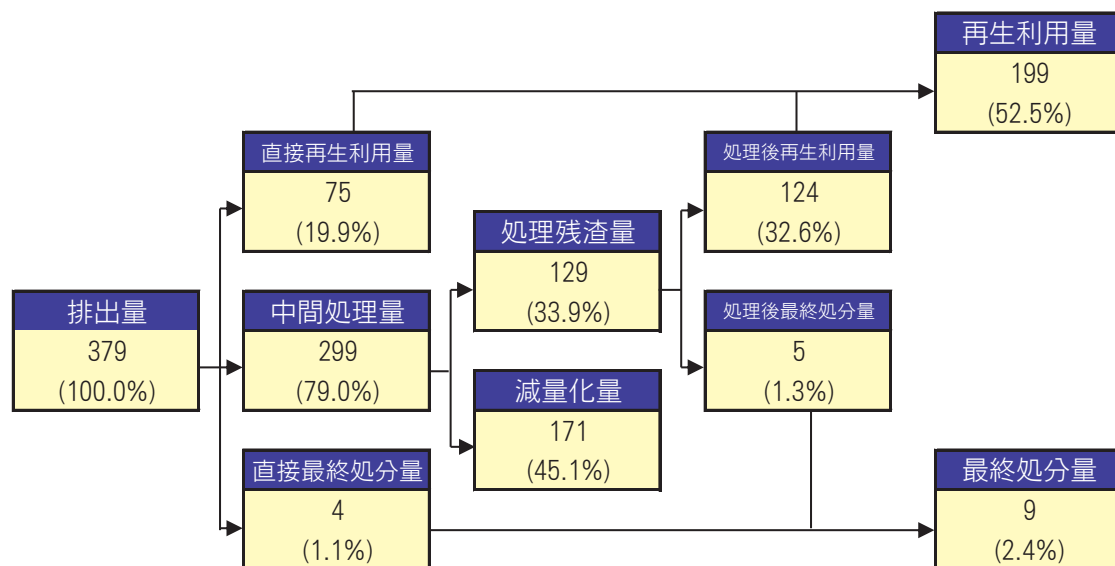


注：四捨五入のため、合計値等が一致しない場合がある。

「令和3年度静岡県産業廃棄物実態調査報告書」（静岡県）のデータを加工

図表 15 全国の産業廃棄物処理フロー（平成30年度）

（単位：百万トン／年）



注：四捨五入のため、合計値等が一致しない場合がある。

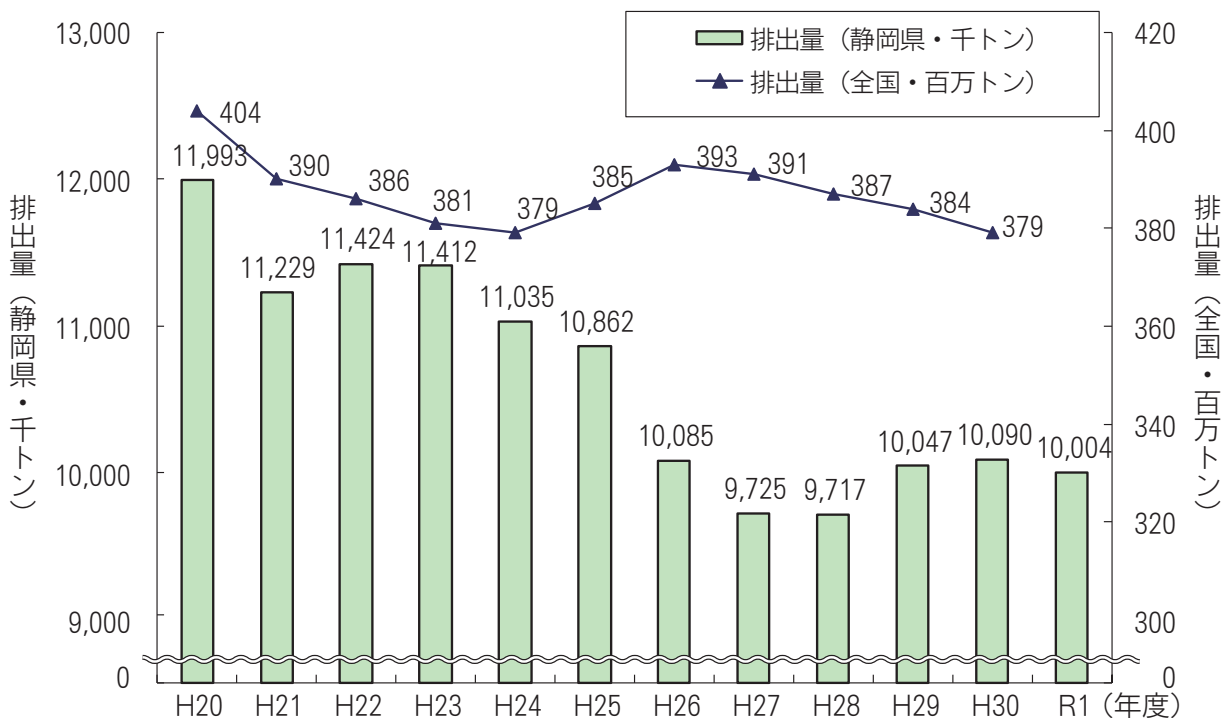
「産業廃棄物排出処理状況調査報告書 平成30年度実績」（環境省）

(4) 推移

① 産業廃棄物排出量

○本県の排出量は、平成 28 年度まで減少傾向でしたが、平成 29 年度以降は 1 千万トン前後で推移しています。

図表 16 産業廃棄物の排出量の推移



「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」(各年度、環境省)、  
「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」(各年度、静岡県)のデータを加工

② 産業廃棄物最終処分量

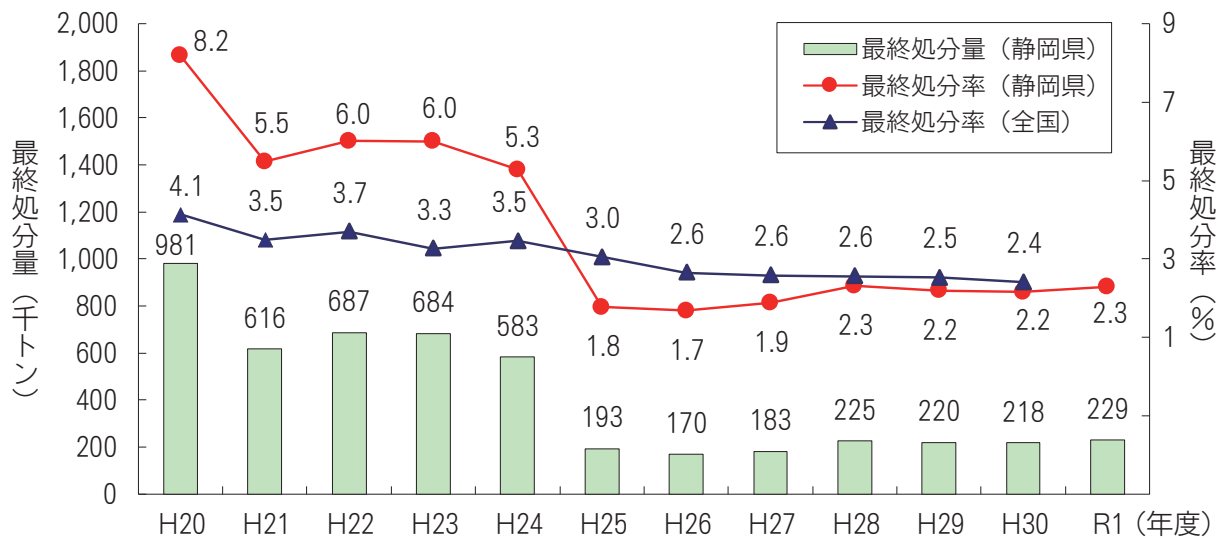
○排出事業者及び処理業者においては、排出した産業廃棄物の適正処理による再資源化を進めています。

○最終処分量は、平成 28 年度以降は 22 万トン前後で推移しています。

○最終処分率は 2.2%前後で維持しており、全国平均より若干低い値となっています。



図表 17 産業廃棄物の最終処分量と最終処分率の推移



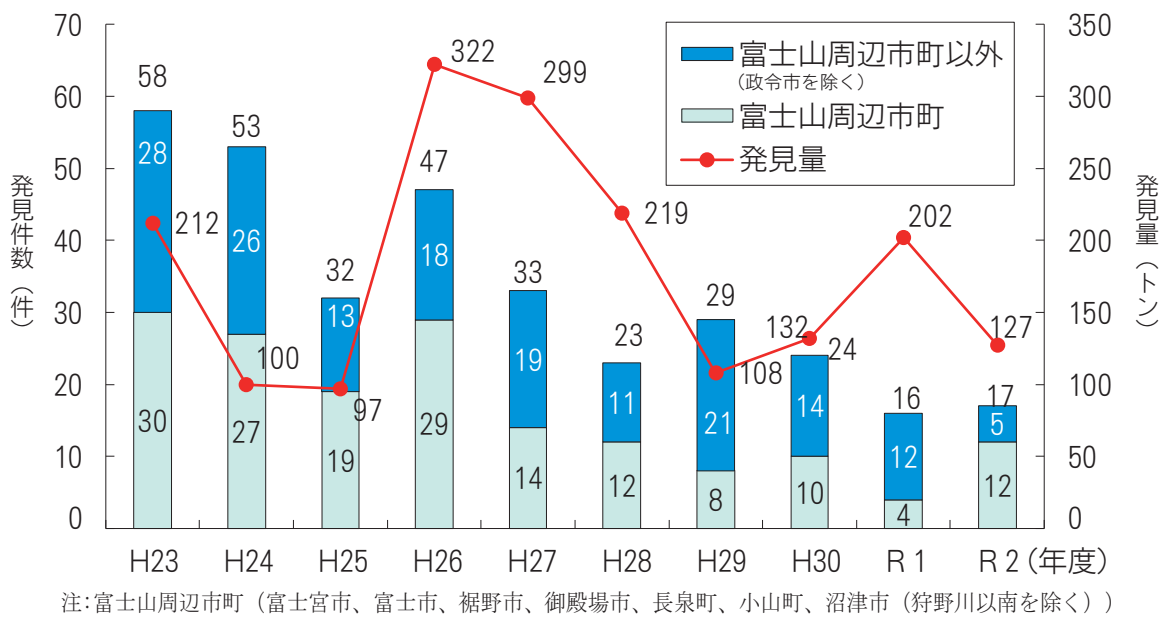
注：最終処分率（最終処分量/排出量×100）

「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」（各年度、環境省）、  
「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」（各年度、静岡県）のデータを加工

### ③ 産業廃棄物不法投棄発見件数及び発見量

- 近年、発見量は 100～300 トンで推移し、発見件数は平成 20 年代前半に比べて減少傾向にあります。
- しかし、発見件数は発見できた件数のため、不法投棄の実態として減少傾向であるかは不明です。
- 富士山周辺市町においては、毎年、全体の半数程度の発見件数があり、従前から重点的に監視パトロールを実施しています。
- 富士山周辺は人目につきにくいエリアが広い上に車でアクセスしやすいため、不法投棄されやすい傾向となっています。
- 県内でもかつて、人目の少ない愛鷹山麓で大規模な不法投棄事案が発生したことから、良好な生活環境を守るため、環境保全対策を講じるとともに、現在でもモニタリングを継続しています。
- 令和 3 年 7 月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害では、盛土と称した不適正な残土処分や不法投棄が疑われています。法規制のない残土処分が不法投棄の「隠れみの」となることがあります。

図表 18 産業廃棄物の不法投棄状況



イ 第3次計画の産業廃棄物数値目標進捗状況

- 最終処分率の令和元年度実績は、目標値を0.5ポイント上回っています。
- これは、建設工事件数の増加による混合廃棄物の最終処分量の増加が原因と考えられます。
- 現計画における同様の対策を講じた場合、目標年度の令和3年度においても、目標を下回る見込みです。

図表 19 第3次計画の数値目標と実績

区分	基準値	実績値				目標値
	平成25年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	3年度
最終処分率 (%)	1.8	2.3	2.2	2.2	2.3	毎年度1.8以下

### (3) 県民意識の状況

○令和3年6月に行った第3回県政インターネットモニターアンケート（回答者数695人、回答率90.5%）で、ごみ削減に関する県民の意識と行動を調査しました。

#### ア ごみを削減するための行動

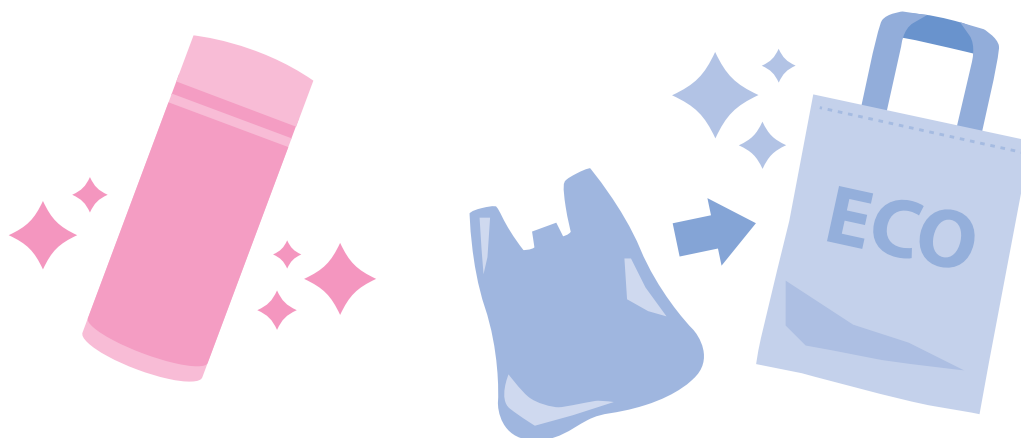
○「買い物袋（マイバッグ）を持参する（レジ袋をもらわない）」、「詰め替え製品を使う」、「マイグッズ（マイボトル、マイカップ、マイはしなど）を使う」等の行動については、大切だと思っている割合よりも、実践している割合が高くなりました。

○一方、「買いすぎ、作りすぎ、食べ残しをしないなど、食品を捨てない」、「壊れにくく、長持ちする製品を選ぶ」、「壊れたものは修理して長く使う」等の行動については、実践している割合が低くなりました。

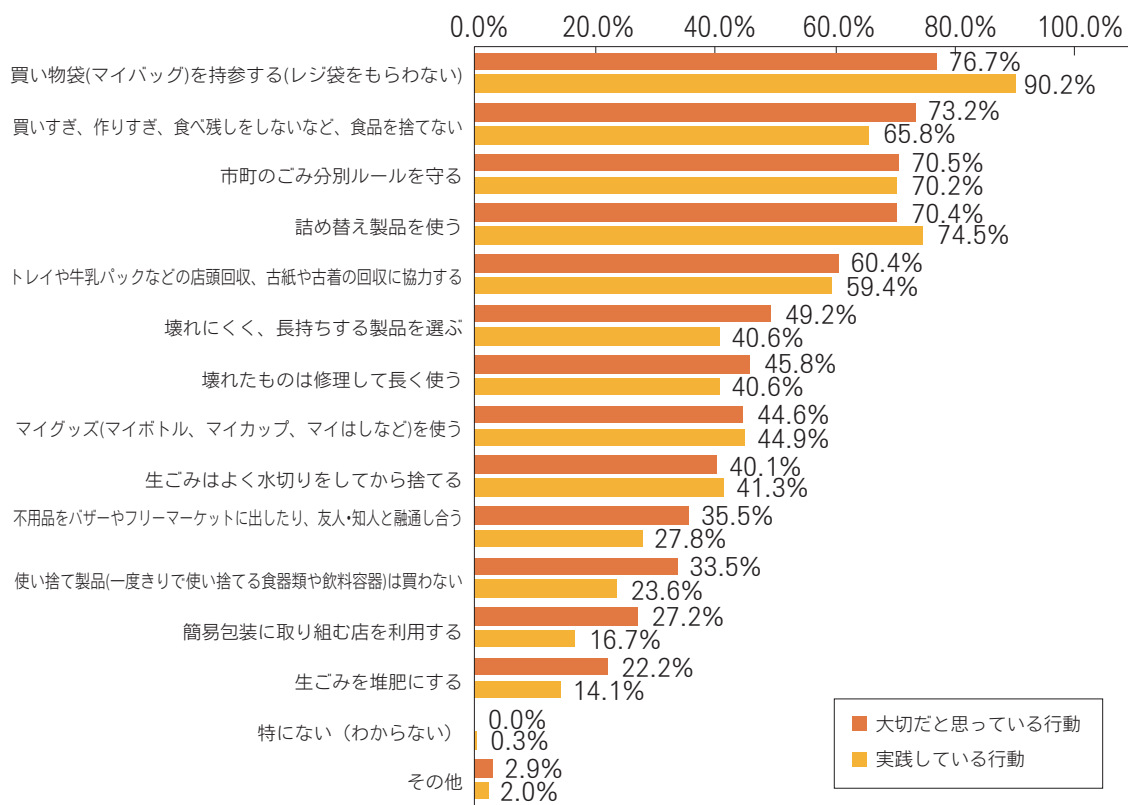
#### イ 行政に求めたい対策

○「ごみのポイ捨て対策」がトップで58.4%の高い回答となりました。

○「食品ロス対策」が50.8%、「不法投棄防止対策のためのパトロールの強化」が50.1%、「古紙や古着等回収の推進」が44.9%、「産業廃棄物業者への許可の厳格化や業者指導の徹底」が44.2%、「海洋プラスチック問題への対応」が39.9%と続きました。

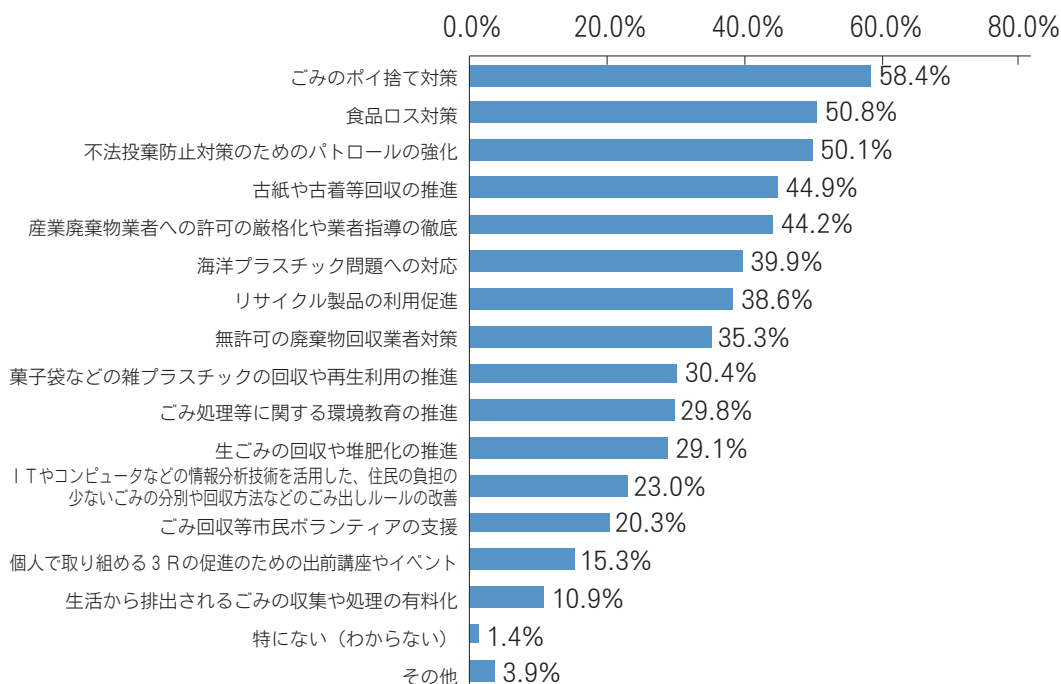


図表20 ごみを削減するための行動



有効回答者数：695人（複数回答可）

図表21 行政に求めたい対策



有効回答者数：695人（複数回答可）

図表20、21 令和3年度第3回県政インターネットモニターアンケート

我が国では、コロナ禍の前まで多くの外国人観光客が訪日しており、コロナ禍が落ち着いてくれば再び多くの方が来日されることが期待されます。また、コロナ禍においても GoTo トラベル施策などにより、国内の観光客も状況に応じて回復が見られています。

観光客が来訪すれば必ず観光ごみが出ます。このことが世界で大きな問題となっています。例えば、世界遺産になったイタリア・ベネチアでは、世界遺産観光で訪れる観光客が急激に増えて観光ごみの割合が高くなっており、ごみの排出抑制がなかなか進まないそうです。国内でも多くの観光地でごみのポイ捨てなどが問題になっています。

「観光立国」の呼び掛けの下、我が国の観光客はますます増加していくと予想される中、ポイ捨てなどを防ぐとともに、3Rによりごみの発生量自体を抑えることが、観光ごみ対策としても必要です。

ポイ捨て防止では、奈良市が令和元年度に「奈良市おもてなしエコ活動実証実験事業」を実施しました（右図）。中心市街地商店街等で買い物や食事をする観光客にごみを持ち歩くストレスをなくして気持ちよく市内を観光してもらおうと、中心市街地の8店舗・4公共施設でごみを引き取るもので、好評だったそうです。また、北海道羅臼町では1枚100円の観光客専用ごみ袋を導入してごみの引取を行っています。



3Rによるごみ発生抑制では、京都市が「京都エコ修学旅行」という取組を行っています。市外からの修学旅行生に①歯ブラシ持参②エコバッグ携帯③食事の食べきりの3つに取り組んでもらうというユニークなものです。また、祇園祭では露店等でリユース食器を活用したごみ減量モデル事業を実施したり、ごみ半減を目指して「しまつのころ条例」を施行し、宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供や分別排出方法の案内を宿泊施設に義務付けたりするなど先進的な取組がされています。

観光客に適正な費用や労力といったコストを負担してもらいつつ、快適な観光とごみの適正処理・リサイクルの両立を目指して、その地域に合った解決策が各地で模索されています。

## 3 食品ロスの現状

### (1) 国内外の状況

#### ア 概要

- 世界の人口が急増し令和 32（2050）年には約 97 億人に達し、飢えや栄養の問題で苦しむ人々は約 8 億人に上ると推計されています。
- 世界の食料廃棄量は年間約 13 億トンと推計されています。また、人の消費のために生産された食料の約 3 分の 1 が廃棄されているといわれています。
- 世界では平成 27（2015）年に国連で採択された SDGs においても、「目標 12.持続可能な生産消費形態を確保する」が掲げられ、食品ロスの削減が世界的に重要な課題となっています。
- 国内ではまだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、年間 570 万トン（令和元年度推計）という大量の食品ロスが発生しています。これは国連世界食糧計画（WFP）による食料援助量（約 420 万トン、令和 2 年）の 1.4 倍に上っています。
  - ・国民 1 人当たり 1 日約 124g（茶わん約 1 杯のごはんの量）  
年間約 45kg（年間 1 人当たり米の消費量約 53kg）
- 食料自給率（カロリーベース）は 37%（令和 2 年度）と低く、食料を海外からの輸入に大きく依存しています。家計における食費は、消費支出の 4 分の 1 を占めています。また、7 人に 1 人の子どもが貧困状態という深刻な状況にあり、食事に困る子どももいます。
- 令和元年に食品ロス削減推進法が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携して、国民運動として食品ロスの削減を推進することが明記されました。
- 私たち一人ひとりが主体的に食品ロスの削減に取り組むことで、食品を無駄にしない意識づくりをすることや、まだ食べることができる食品については廃棄することなく必要とする人々に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要と考えられています。

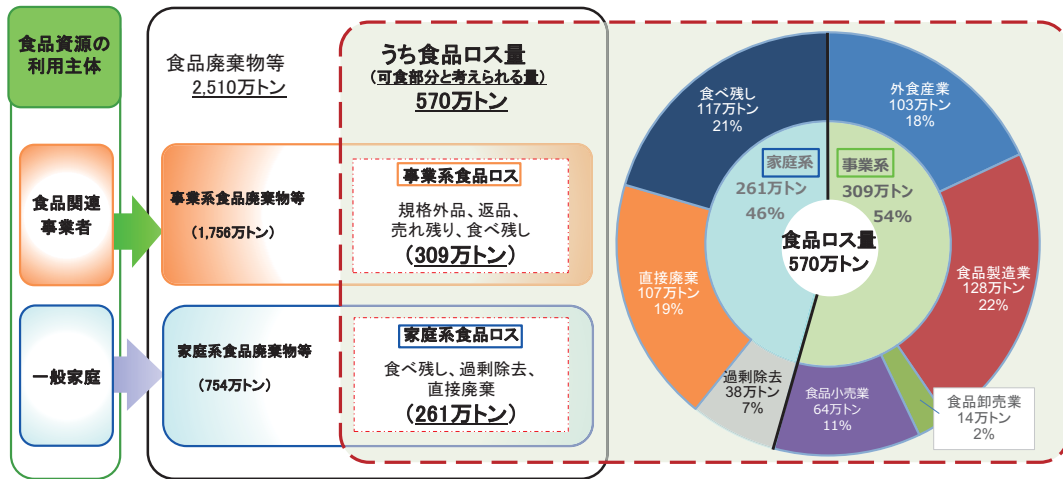
#### イ 国内の食品ロスの発生状況等

- 食品廃棄物等は、一般家庭から排出された「家庭系」と、食品関連事業者等から排出された「事業系」に分けられます。また、食品廃棄物等のうちまだ食べることができる食品（可食部分）と考えられる食品ロスについても、「家庭系」と「事業系」に分けられます。
- 令和元年度の食品ロス発生量 570 万トンのうち家庭系は 261 万トン、事業系は 309 万トンでおおむね半々です。しかし、食品廃棄物等に占める食品ロス量の割合では、家庭系の割合が事業系の割合の約 2 倍となっています。

○家庭系食品ロスの発生要因では食べ残しが44.6%と最も多く、次いで未開封の食品が食べずに捨てられる直接廃棄が40.9%を占めています。また事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳では食品製造業が約4割、次いで外食産業が約3割を占めています。

○国は、削減目標として、食品ロス量を家庭系、事業系ともに令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で半減させるとしています。

図表22 食品廃棄物等の発生状況と割合



資料：農林水産省及び環境省「令和元年度推計」

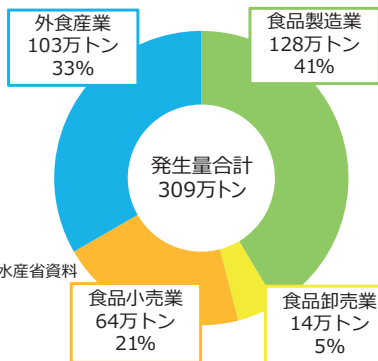
【参考】産業廃棄物の総排出量は3億7,900万トン（平成30年度）、一般廃棄物の総排出量は4,274万トン（令和元年度）  
資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

図表23 食品ロスの発生要因の内訳

- 我が国の食品ロスは570万トン ※農林水産省・環境省「令和元年度推計」
- 食品ロスのうち事業系は309万トン、家庭系は261万トンであり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳

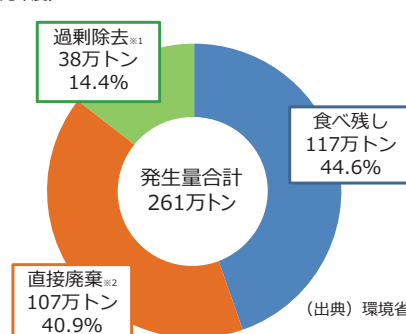
（令和元年度）



（出典）農林水産省資料

家庭系食品ロスの内訳

（令和元年度）



（出典）環境省資料

製造・卸・小売事業者

○製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる

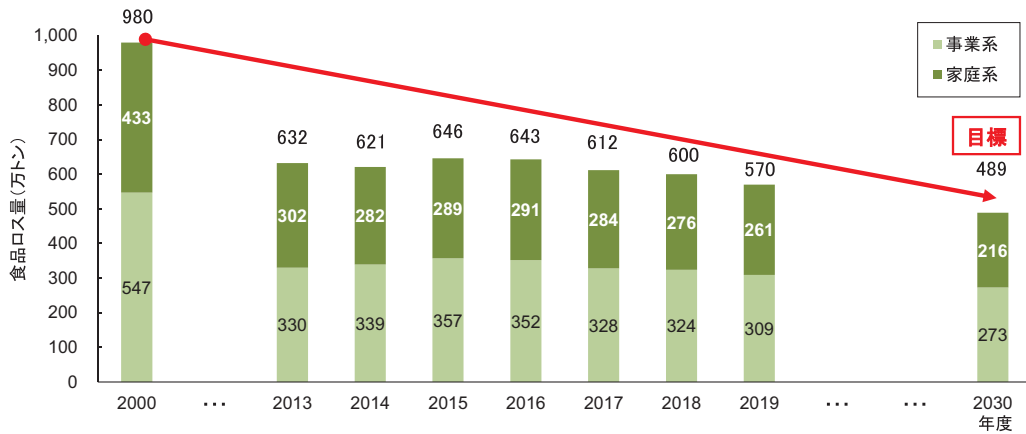
外食事業者

○作り過ぎ、食べ残しなどが食品ロスになる

※1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている  
※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

図表 24 食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進。



年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2030
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	261	216
事業系	547	330	339	357	352	328	324	309	273
合計	980	632	621	646	643	612	600	570	489

(農林水産省及び環境省 推計)  
※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

図表 22～24 「食品ロス削減関係参考資料 (令和 4 年 1 月 14 日版)」 (消費者庁)  
([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/efforts/assets/efforts\\_220114\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/assets/efforts_220114_0001.pdf))

図表 24 はグラフの体裁を一部変更



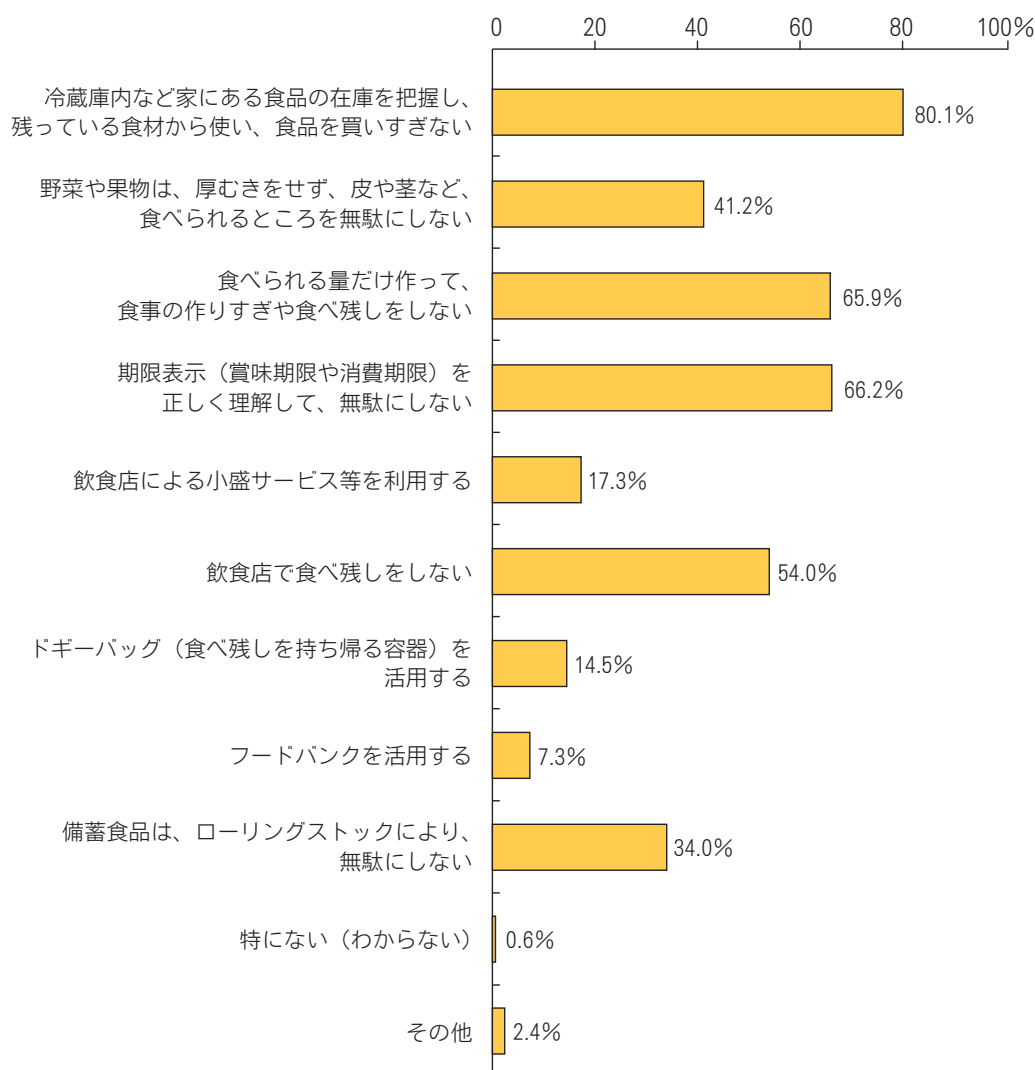


## (2) 本県内の状況

### ア 県民（消費者）の取組状況

○県政インターネットモニターアンケート（令和3年度県調査）では、食品ロスを削減するために実際に行っていることとして、「冷蔵庫内など家にある食品の在庫を把握し、残っている食材から使い、食品を買いすぎない」は約8割、「食べられる量だけ作って、食事の作りすぎや食べ残しをしない」「期限表示（賞味期限や消費期限）を正しく理解して、無駄にしない」「飲食店で食べ残しをしない」は5割超でした。しかし、「飲食店による小盛サービス等を利用する」は約2割、「ドギーバッグ（食べ残しを持ち帰る容器）を活用する」「フードバンクを活用する」は1割前後にとどまりました。

図表 25 食品ロス削減のための県民の取組状況



有効回答者数：695人（複数回答可）

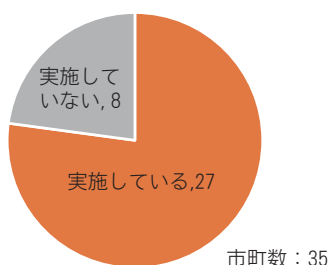
令和3年度第3回県政インターネットモニターアンケート

## イ 市町の取組状況

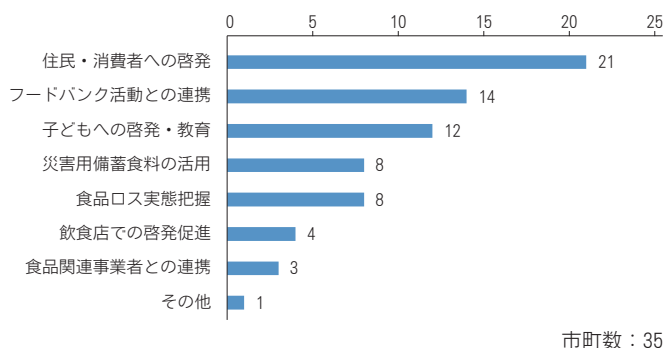
- 令和3年2月に消費者庁が行った食品ロス削減の取組状況に係る調査を基に、県内市町の取組をまとめました。
- 食品ロス削減に関する取組を行った市町は、35市町中27市町（77%）でした。取り組んでいる内容は、「住民・消費者への啓発」が21市町と最も多く、次いで「フードバンク活動との連携」が14市町でした。
- 食品ロス削減推進計画の策定状況については、「令和3年度以降に策定予定」が12市町（34%）、「策定するか検討中」が10市町（29%）、「現時点では策定の予定はない」が13市町（37%）でした。

図表 26 食品ロス削減のための市町の取組状況

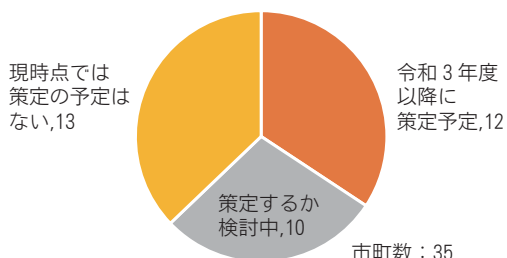
食品ロス削減に関する取組を実施したか



食品ロス削減に関する取組の実施状況



食品ロス削減推進計画の策定状況



消費者庁「令和2年度地方公共団体向け食品ロス削減の取組状況について」調査の市町回答を基に作成

## ウ 県の取組状況

- 本県では、県民の食品ロス削減に関する意識の高揚を図り、食品ロスの削減を進めるため、外食店で適量を注文して残さず食べることを呼び掛ける「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」や、家庭での「食べきり」や食材を「買いすぎない」「使いきる」ことを啓発する県民向けチャレンジ事業、小学生等を対象にした出前講座などに取り組んできました。
- このキャンペーンにおける外食協力店は、704店舗（令和4年1月現在）となっています。

## Topic

# 本県の食品ロス量はどのくらい？

国の食品ロス量は、環境省が家庭系の推計を行い、農林水産省が事業系の推計を行っています。国の食品ロス量等の推計方法を参考に、本県における食品ロス量を試算すると年間約 17 万トン（令和元年度）の食品ロスが発生していると考えられます。

この試算を基に、家庭系と事業系の食品ロス量の比率を国と本県で比較すると、令和元年度では、国の推計値では家庭系 46%・事業系 54%であるのに比べ、本県の試算値では家庭系 30%・事業系 70%となります。

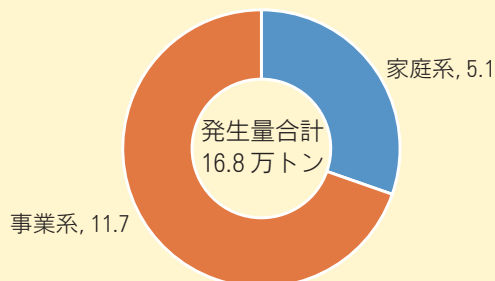
本県の事業系の食品ロスの推計割合が高い理由は、日本一の出荷額を誇る冷凍水産食品など食品の製造・流通・販売が盛んな地域であることも考えられます。

### 〈本県の食品ロス量（試算）〉

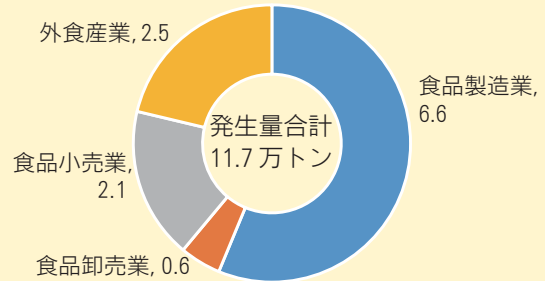
（単位：万トン）

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元		
					割合	全国の量	
家庭系	5.3	5.2	5.1	5.1	30.4%	261(45.8%)	
事業系	13.4	13.7	12.5	12.6	11.7	69.6%	309(54.2%)
計	18.7	18.9	17.6	17.7	16.8	100.0%	570(100%)

### 〈本県食品ロス量（令和元年度）試算〉



### 〈本県事業系試算（令和元年度）業種別内訳〉



注：四捨五入のため、各項目の数値と合計は一致しない。

#### 【試算方法】

- ①家庭系：本県の可燃ごみの量を基に、ごみ袋の開封調査により推計している一部の市における可燃ごみに占める食品ロス量の割合を利用しました。
- ②事業系：本県の食品リサイクル法に基づく定期報告における食品廃棄物等の量を基に、国全体の食品廃棄物等の可食部割合や、国全体の食品ロス量に対する定期報告における食品ロス量の割合を利用しました。

## 第3章 計画の目標

- 本県ではこれまで、循環型社会の形成のため、廃棄物を削減する目標を掲げ、3 R、すなわち廃棄物の発生抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再生利用（Recycle リサイクル）の実践を呼び掛け、様々な取組を推進してきました。
- 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）やメタン（CH<sub>4</sub>）などの温室効果ガスは、廃棄物の焼却処分によっても発生するため、廃棄物の削減は、焼却量が減少する結果、温室効果ガスの排出量削減にもつながります。
- しかしながら、第2章で述べたように、廃棄物の発生量はこのところ減少傾向に足踏みが見られます。製造業が盛んな本県は、サーキュラーエコノミー（循環経済）に移行するためには、経済の持続的発展を目指すとともに、資源を有効活用し環境負荷を減らすことを意識した経済活動に取り組むことが重要です。
- そのためには、廃棄物の更なる削減に加え、廃棄物の中からも、信頼性の高い処理業者による質の高いリサイクルによって資源が取り出され、有効活用されるような仕組み（アップサイクル）が機能することが必要です。
- 本計画では、資源循環が高度化される社会を目指し、各団体や行政機関と連携して一層の循環型社会に向けた取組を進めていくこととします。
- 県民一人ひとりが消費者として生活の中で、また事業者は事業活動の中で、それぞれの段階における創意工夫を行うことが求められます。
- こうした取組の実践を呼び掛けるため、本計画では次の標語を掲げます。

**“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。**

**～ふじのくにのゼロエミッション～**

- 出たごみをどうするかよりも、捨てるごみそのものを減らしていくこと、資源として使えるものは繰り返し使い、活かせるものを増やす工夫をすること、そうした考え方を幅広い世代の県民の皆様に分かりやすく示し、みんなで取り組み、そして静岡県から全国へ、世界へ発信していきたい、という思いを込めています。
- 具体的な取組の進捗を測るには、廃棄物の排出量だけではなく、資源の有効活用を示す数値目標を設定する必要があるため、一般廃棄物、産業廃棄物及び食品ロスに関する数値目標を次の1から3のように設定します。

## もったいない!!

### これまでの循環型社会形成計画の標語から

本県ではこれまで3次にわたり循環型社会形成計画を策定し、ごみの削減やリサイクルなどについての考え方を示すとともに県民の皆様にも実践や協力をお願いしてきました。この呼び掛けのときに大事なのがキャッチフレーズ（標語）です。

これまでの計画ではどうでしょうか。

	計画期間	キャッチフレーズ（標語）
第1次計画	平成18～22年度	県民総参加による循環型社会の形成
第2次計画	平成23～27年度	「もったいない!!」「さらに1割」ごみ削減
第3次計画	平成28～令和3年度	あ～すのために「もったいない!!」衣・食・住でごみ削減 ※あ～す：明日／地球（アース）

第2次、第3次計画では、「もったいない」の言葉を使っています。「もったいない」は、環境分野で世界初のノーベル平和賞受賞者、ケニアのワンガリ・マータイさんが世界に広めた日本語で、使えるモノを最後まで大切に使う日本の伝統文化、日本人の気質を象徴するものです。

今回の第4次計画の標語では、「もったいない」の言葉は使っていませんが、私たちがこれから向かう将来の循環型社会では欠かすことのできない考え方です。その心は、「捨てる」を減らそう。「活かす」を増やそう。」にしっかり込めています。

皆さんの生活の中で「もったいない」を意識し、「捨てる」もの、「活かす」ものをもう一度考えてみませんか。

# 1 一般廃棄物の数値目標

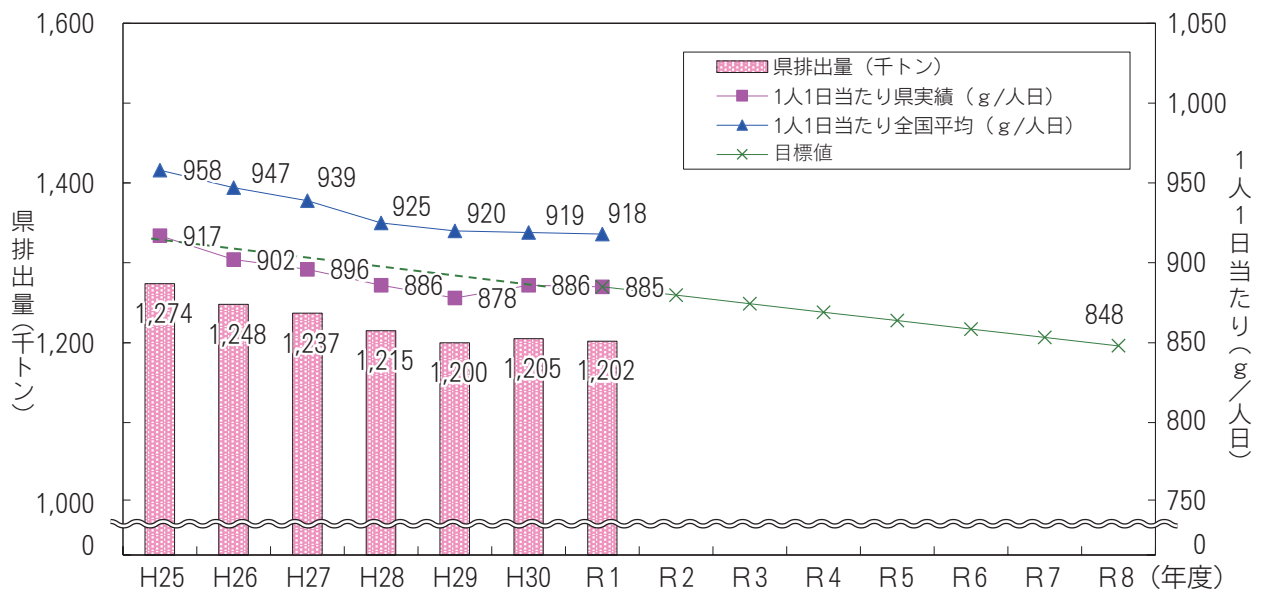
区 分	令和元年度 (基準値)	令和8年度 (目標値)
1人1日当たりの排出量 (g/人日)	885	848
1人1日当たりの最終処分量 (g/人日)	43	39

## (1) 数値目標設定の考え方

### ア 1人1日当たりの排出量 (g/人日)

○ごみの減量化を進めるため、県民や事業者にごみの減量化への努力や分別収集の取組を呼び掛けています。県民の発生抑制の取組成果を判定するため、これまでの計画と同様、「1人1日当たりの排出量」を指標とします。

図表 27 一般廃棄物排出量 (1人1日当たり) の推移と目標



○11 ページに記載のとおり、排出量、1人1日当たりの排出量とも平成15年度以降継続して減少していましたが、このところ足踏みがみられ、下げ止まり感があります。

○実績値がある令和元年度までの下げ止まりの状況については、これまでのトレンドとして捉えることができますが、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、外出自粛や感染予防対策など、これまでにない行動が求められ、人々の生活様式が大きく変化したことから、廃棄物の排出傾向についても大きく変化していると推測されます。

○新型コロナウイルス感染症拡大以降の大まかな傾向として、生活系ごみは増加し、事業系ごみは減少していると推測されています。新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは未だ不明であり、今後のごみの排出量の推移を予測することは困難です。

○よって、第3次計画の計画期間で削減された実績（平成25年度917g/人日→令和元年度885g/人日）の削減率（毎年5.3g/人日の減少）を維持することとします。ただし、社会情勢等が安定し将来の予測が可能になった時点で数値目標を見直すこととします。

## Topic

### 1人1日当たり5.3gのごみ減量！ どのくらい減らせばいいの？

上の削減目標について考えてみましょう。5.3g/人日の減量とは、5.3gのごみの減量を全ての人が毎日続けていくことです。では、5.3gとはどのくらいでしょうか。

例えばレジ袋は、スーパーなどで買い物をしたときの大きめの袋がおおよそ5g、また、コンビニのお弁当についている使い捨てのプラスチック製スプーンがおおよそ5gです。もし、今まで捨てていたのなら、それを捨てないようにするだけでその日の目標達成！ですね。そんなちょっとした注意を毎日続けていけばいいのです。

1日5.3g減らすイメージが湧きましたか？

ところで、使い終わった後に不要になったら捨てますが、毎回新品を使ってはごみは減りません。そこで大切なのが、“使い終わったら不要になるものは始めから使わない”こと。一度使っただけで捨ててしまうものなら、使わずに済ます方法を考えましょう。例えばレジ袋をもらう代わりにマイバッグを携帯する、スプーンは洗って繰り返し使えるものを使う、など。毎日の生活の中で何気なく使っているものの中には、きっとごみ減量のネタが見つかりますよ。

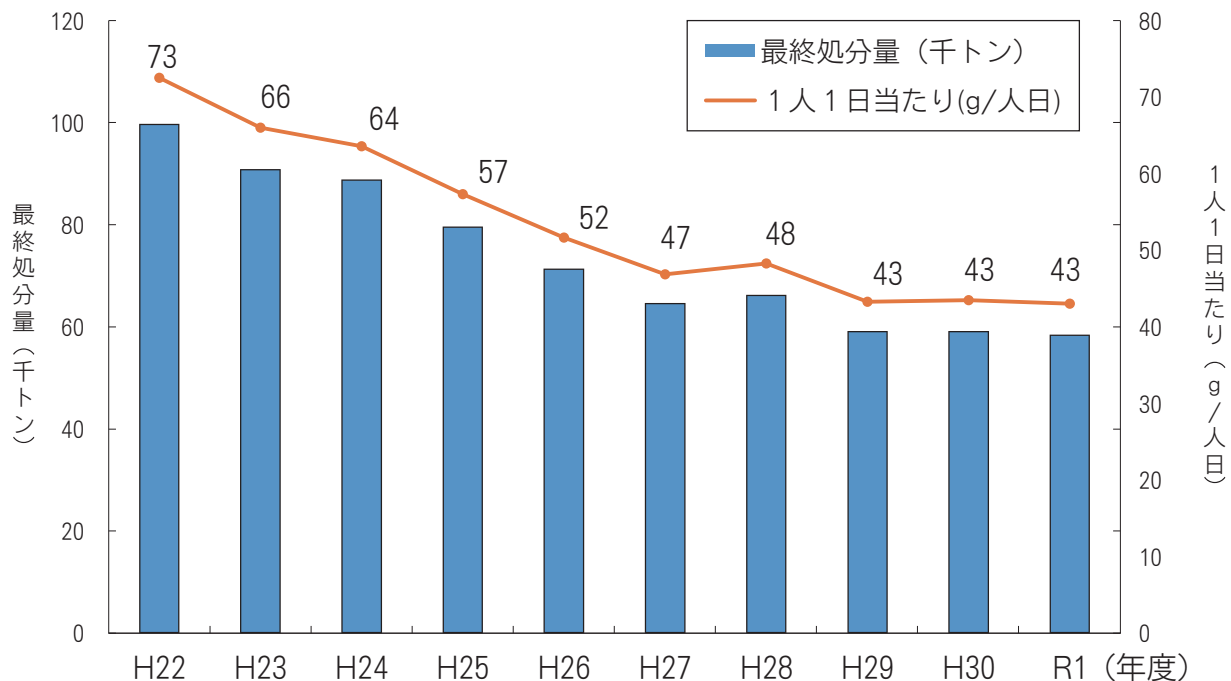
#### イ 1人1日当たりの最終処分量（g/人日）

○サーキュラーエコノミーにおいては、ごみを減らすことにとどまらず、たとえごみになったものでも、資源として利用できるものは繰り返し利用することが重要です。

○このため、家庭や事業所から廃棄物として排出されたものについて、最終処分までの中間処理過程で市町や処理業者がリサイクルを徹底し、最終処分量を可能な限り減らすことが必要であることから、市町や処理業者の取組成果を判定する指標として最終処分量を指標とします。ただし、今後見込まれる人口減少の影響を排除するため、1人1日当たりとします。

○最終処分量は横ばいで推移していますが、令和元年度の実績（43g/人日）から1割削減することを目標とします。ただし、社会情勢等が安定し将来の予測が可能になった時点で数値目標を見直すこととします。

図表 28 一般廃棄物最終処分量（1人1日当たり）の推移



(2) 国の指標との関係

○循環基本計画（国）の指標との比較は次のようになります。

区分		令和元年度 実績	令和7年度 目標	令和8年度 目標
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	県	885	-	848
	国	918	850	-



## Topic

# 一般廃棄物の処理経費

市町等は増加する処理経費の上昇を抑えるため、従来の直営から、委託や許可業者による処理へ切り替えるなど経費を圧縮する努力をしています。

### <一般廃棄物の処理経費の推移>

(単位：千円)

区分/年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
人件費	9,043,057 (100)	8,814,459 (97)	8,319,331 (92)	8,172,205 (90)	8,043,892 (89)
収集運搬費	616,647 (100)	544,528 (88)	543,607 (88)	617,359 (100)	565,287 (92)
中間処理費	6,243,491 (100)	7,101,644 (114)	6,694,604 (107)	5,868,965 (94)	5,981,684 (96)
最終処分費	870,085 (100)	783,399 (90)	864,829 (99)	767,197 (88)	833,021 (96)
委託費	21,388,060 (100)	21,471,690 (100)	21,485,217 (100)	22,466,413 (105)	23,389,035 (109)
車両購入費 調査研究費	89,919 (100)	132,914 (148)	102,978 (115)	71,958 (80)	79,131 (88)
計	38,251,259 (100)	38,848,634 (102)	38,010,566 (99)	37,964,097 (99)	38,892,050 (102)
減価償却費	6,843,136 (100)	6,303,631 (92)	5,960,988 (87)	5,073,527 (74)	4,168,993 (61)
合計	45,094,395	45,152,265	43,971,554	43,037,624	43,061,043
人口(人)	3,772,151	3,758,591	3,745,448	3,728,124	3,711,481
県民1人当たりの 処理単価(円)	<b>11,955</b> (100)	<b>12,013</b> (100)	<b>11,740</b> (98)	<b>11,544</b> (97)	<b>11,602</b> (97)

- ・( )内数値は、平成 27 年度を 100 とした指数
- ・人件費：給与費、手当、賃金、福利費、報酬、退職給与金、研修費、報償費等職員に係る経費
- ・収集運搬費：収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る人件費以外の経費
- ・中間処理費：処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費用等人件費以外の中間処理に係る経費
- ・委託費：施設運転の委託、収集運搬の委託等廃棄物処理に関して他市町、自市町が所属していない事務組合、民間業者に対して委託契約をし、これに基づいて支出した経費
- ・減価償却費：施設の耐用年数を 10 年とし、過去 10 年間の施設建設費(中間処理施設・最終処分場)の年平均として算出した経費

## 2 産業廃棄物の数値目標

区 分	令和元年度 (基準値)	令和 8 年度 (目標値)
最終処分量 (千トン)	229	毎年度 229

### (1) 数値目標設定の考え方

- 3 R の推進状況を判別できるよう、最後まで廃棄物として扱われる量を示す最終処分量を指標とします。
- 最終処分量は近年増加傾向にありますが、今後数年は、インフラ整備や解体工事の増加等により更に増加する可能性があるため、排出事業者や処分業者による削減の取組により現状を維持することを目標とし、22万9千トン（令和元年度実績）を目標値としました。

<参考>

図表 29 業種別排出量 (単位:千トン/年)

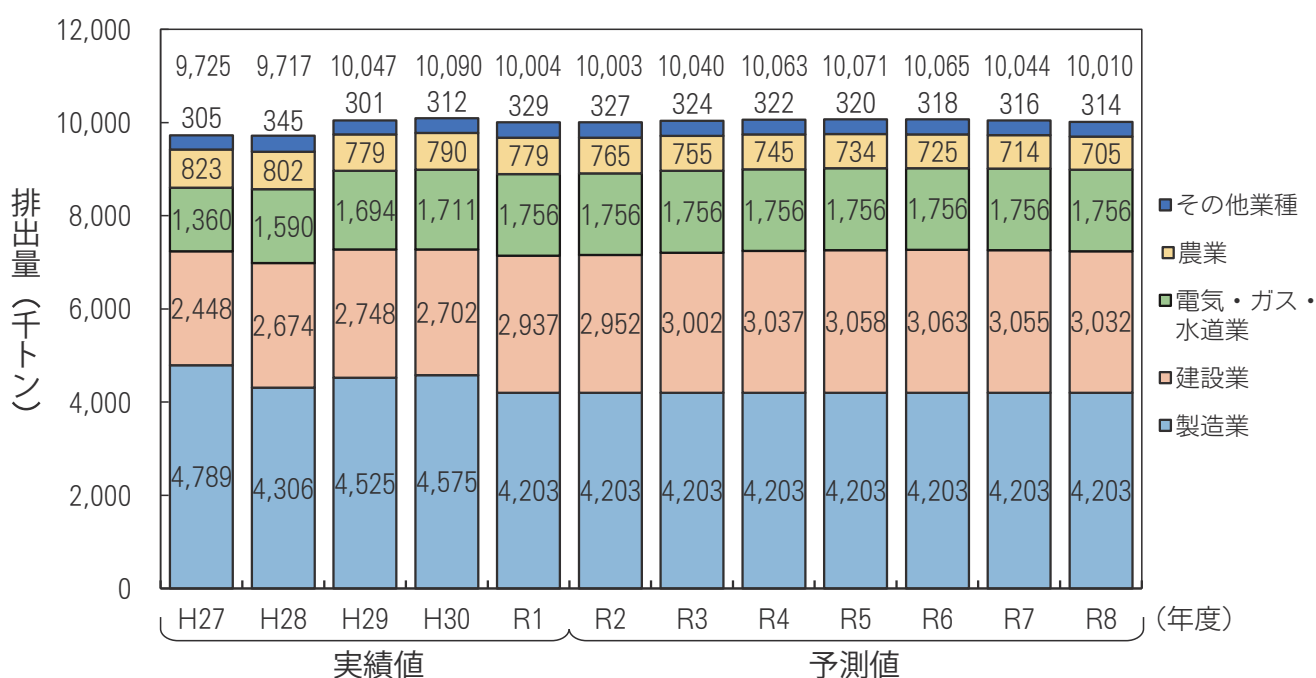
区 分	実績 令和元年度	予測 令和 8 年度
製造業	4,203	4,203
建設業	2,937	3,032
電気・ガス・水道業	1,756	1,756
農業	779	705
その他	329	314
計	10,004	10,010

- 製造業は、これまでも排出量と経済指標の増減は一致しておらず、また、本県の人口が減少に転じた平成 22 年以降も製造品出荷額等は減少していないなど人口減少の影響を直接受けないものと考えられるため、令和 8 年度までの排出量は令和元年度と同水準と予測しました。
- 建設業の排出量は、人口減少の影響を受け減少していくことが推測される一方で、今後数年間は、社会インフラ及び建物の老朽化に伴う維持管理及び解体工事が増加することが考えられます。そのため、過去 5 年間の多項式近似式<sup>1</sup>により、令和 8 年度までの排出量を予測しました。その結果、令和 6 年度をピークに増加しその後減少に転じますが、令和 8 年度においても令和元年度実績より増加する見込みとなりました。

<sup>1</sup>多項式近似式：変動値が増減する場合に用いられる近似式です。

- 電気・ガス・水道業は、下水道業（下水処理場）の排出量が約8割を占めていますが、汚泥の濃縮方法による影響を受けるため、下水道人口普及率と一致しない傾向があることから、現状を維持するものと予測しました。
- 農業は、排出量の減少が今後も続く見込みのため、過去5年間の回帰式<sup>2</sup>により、令和8年度までの排出量を予測しました。
- 「その他」の業種は、将来人口の減少率で排出量も推移すると予測しました。
- 産業廃棄物の排出量は、令和5年度まで増加した後減少に転じますが、令和8年度においても令和元年度実績より増加する見込みとなりました。

図表 30 産業廃棄物の排出量の実績と見込み



- 排出量の将来予測を基に、再生利用量、減量化量、最終処分量について、令和元年度と同じ割合で処理されるものと仮定すると、令和8年度の最終処分量は23万1千トンとなります。
- 将来予測に基づく最終処分率は2.3%（231千トン（最終処分量）/10,010千トン（排出量））となります。

<sup>2</sup>回帰式（線形近似）：減少量が一定と仮定される場合に用いられる近似式です。

図表 31 将来予測処理量

区 分	実績 令和元年度	予測 令和 8 年度
排出量 (千トン/年)	10,004	10,010
再生利用量	4,378	4,388
減量化量	5,397	5,392
最終処分量	229	231
最終処分率 (%)	2.3	2.3

注：四捨五入のため、排出量の合計が一致しない場合がある。

## (2) 国の指標との関係

○循環基本計画及び廃棄物処理基本方針では、1千万トンを目指しています。

区 分		実績 (最新値)	目標値
最終処分量	県	令和元年度 (基準値) 229 千トン	令和 8 年度 229 千トン
	国	平成 30 年度 913 万トン	令和 7 年度 1,000 万トン



### 3 食品ロスの数値目標

区 分	令和 3 年度 (基準値)	令和 8 年度 (目標値)
食品ロス削減推進計画を策定する市町数	3	35
食品ロス削減のキャンペーンの協力店舗数 (店舗)	704 (令和 4 年 1 月)	新規協力 50

#### (1) 数値目標設定の考え方

##### ア 食品ロス削減推進計画を策定する市町数

- 食品ロスの削減を推進していくためには、より生活に身近な自治体において、各地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要です。
- 地域における食品ロスの削減のためには、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等が重要です。食品ロス削減推進法により、市町は「市町村食品ロス削減推進計画」を策定するよう努めるものとされていることから、全市町が策定することを目標とします。

##### イ 食品ロス削減のキャンペーンの協力店舗数

- 県では、外食店で適量を注文して残さず食べることを呼び掛ける「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」を実施しており、外食店をはじめとする事業者と連携して取り組むことは食品ロスを削減するために重要です。
- 過去の協力店舗数の伸びを参考に、現在の協力店舗数の約 7 % を新規に増やすことを目標とします。

#### (2) 国の指標との関係

- 国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、令和 12 年度に平成 12 年度から半減する目標を掲げていますが、都道府県別の量を積み上げたものではなく、また、統一的な都道府県別の推計方法も確立していないため、本県の数値目標は設定しないこととします。
- また、国は、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を、平成 30 年度の 71% から 80% に引き上げる目標も掲げています。

区分	平成 12 (2000) 年度 推計	令和元 (2019) 年度 推計	令和 12 (2030) 年度 目標	令和元年度比 削減率 (%)
国の食品ロス量	980	570	489	14.2
(万トン)				
家庭系	433	261	216	17.2
事業系	547	309	273	11.7

## 第4章 施策の展開

### “捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。

#### ～ふじのくにのゼロエミッション～

- 私たちは、持続的発展ができる社会を次世代につなげていくために、資源や環境に関する課題に取り組む必要があります。
- 資源の消費は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、自然破壊など様々な環境問題に密接に関係し、資源の持続可能な利用が世界の大きな課題となっています。
- これまで、循環基本法、資源有効利用促進法、各種リサイクル法、廃棄物処理法等が整備され、それらによる各種制度に基づき、県民の3Rを意識した行動の定着化など、個人のライフスタイルが少しずつ変化し、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築等、産業界におけるリサイクルの取組も進化してきました。その結果、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は減少傾向を維持するとともに、再資源化の取組が高度化してきています。
- 今後は、環境と経済が両立するよう、サーキュラーエコノミーの視点を取り入れ、一層の循環型社会に向けた取組を進める必要があります。サーキュラーエコノミーの実現に向けて、環境に配慮した製品やサービスが消費者に支持され、それが生産の好循環につながるよう、行政や生産・流通・回収・リサイクルなどの業界との連携だけでなく、県民の意識改革や行動変容を促しながら推進していく必要があります。
- また、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする行動経済学の知見（ナッジ nudge：そっと後押しする）の活用により行動変容を促す工夫も必要です。
- プラスチックごみ対策や食品ロス削減対策といった地球規模で解決すべき重要な課題に対しても、重点的に取り組んでいく必要があります。
- 第3章で設定した数値目標のほか、施策の補助的な指標を設定します。

“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。

～ふじのくにのゼロエミッション～

<基本方針1>  
3Rの推進

<基本方針2>  
廃棄物適正処理の推進

<基本方針3>  
サーキュラーエコノミーに向けた  
基盤づくり

(参考) 循環基本法で定められた責務

○国、地方公共団体、事業者及び国民は、それぞれの責務のもと、循環型社会の形成を推進します。

<国の責務>

- ・ 基本的・総合的な施策の策定・実施

<地方公共団体の責務>

- ・ 循環資源の循環的な利用及び処分のための措置の実施
- ・ 自然的社会的条件に応じた施策の策定・実施

<事業者の責務>

- ・ 循環資源を自らの責任で適正に処分（排出者責任）
- ・ 製品、容器等の設計の工夫、引取り、循環的な利用等（拡大生産者責任）等

<国民の責務>

- ・ 製品の長期利用
- ・ 再生品の使用
- ・ 分別回収への協力 等

## 各主体に期待される役割

区分	役割・取組等
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の「排出の抑制」、「再生品の使用」、「分別排出」について国や地方公共団体（県、市町）の施策に協力（廃棄物の減量化、適正な処理）</li> <li>・ 商品購入の際に環境配慮設計された商品やサービスを選択</li> <li>・ 生じた不用品をなるべく自ら処分</li> <li>・ 一般廃棄物の排出のルールを遵守（分別・回収方法、各種リサイクル法に基づく料金負担や引渡し）</li> <li>・ 食品ロス削減に係る3つの「買いすぎない」、「使いきる」、「食べきる」などの実践、事業者の取組への理解と積極的な利用</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の発生を抑制し、再使用、再生利用を重視した事業活動の推進</li> <li>・ 事業活動で生じた廃棄物（産業廃棄物又は事業系一般廃棄物）について、自らの責任で適正処理</li> <li>・ 国や地方公共団体（県、市町）の施策に協力（サーキュラーエコノミーの推進、適正な処理）</li> <li>・ 製造・販売した商品の修繕・回収体制の整備（拡大生産者責任）</li> <li>・ プラスチックごみや食品ロス等の削減のため施設の高度化や商慣習の見直し、人材育成、県民の理解を得る取組などの努力</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物の処理主体（固有事務）としての減量の取組</li> <li>・ 一般廃棄物処理計画の策定</li> <li>・ 住民の自主的な活動の促進</li> <li>・ 適正処理に必要な措置</li> <li>・ 処理事業の能率的な運営（職員の資質向上、施設の整備、作業方法の改善等）</li> <li>・ 食品ロスの現状把握や食品ロス削減推進計画の策定、食品ロス削減の取組</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県循環型社会形成計画の策定及び推進</li> <li>・ 市町（一般廃棄物）に対する必要な技術的援助</li> <li>・ 産業廃棄物の状況把握、適正な処理に必要な措置</li> <li>・ 食品ロス削減に係る県民の意識啓発及び事業者や市町の取組促進</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環基本法の制定及び同法に基づく基本計画の策定</li> <li>・ 廃棄物処理法の制定及び同法に基づく基本計画の策定</li> <li>・ 各種リサイクル法の制定・改正</li> <li>・ 食品ロス削減推進法の制定及び同法に基づく基本方針の策定</li> <li>・ 廃棄物の排出抑制、適正な処理の確保</li> <li>・ 廃棄物の排出抑制及び適正処理に関する意識啓発（国民及び事業者）</li> </ul>



## 計画の基本方針と具体的施策

### 基本方針 1 3Rの推進

<p>(1)廃棄物の発生抑制・再使用の推進</p>	<p>ア 衣・食・住で取り組む発生抑制 イ ごみ処理有料化の検討 ウ 排出事業者における廃棄物削減の取組の推進 エ 各種リサイクルの推進 オ リサイクル製品認定制度の普及推進 カ エネルギー回収の促進</p>
<p>(2)プラスチックごみ対策の推進</p>	<p>ア 海洋プラスチックごみ防止の取組 イ プラスチック資源のリサイクルの徹底 ウ プラスチック代替素材への転換促進等</p>

### 基本方針 2 廃棄物適正処理の推進

<p>(1)事業者指導の強化と優良事業者の育成</p>	<p>ア 排出事業者処理責任の指導の徹底 イ 産業廃棄物処理施設・処理業者への指導の強化 ウ 優良産廃処理業者認定取得業者の拡大 エ 電子マニフェストの普及促進 オ 自動車リサイクル法に基づく監視・指導の実施 カ 建設工事におけるパトロール等監視・指導の実施 キ 事業者表彰の実施 ク 産業廃棄物の適正処理の推進 ケ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理の推進 コ ICTを活用した監視・指導</p>
<p>(2)不法投棄対策の推進</p>	<p>ア 早期発見・早期撤去の取組拡大 イ 啓発活動等の推進 ウ 監視の強化 エ 関係者との緊密連携 オ ICTを活用した早期発見・監視</p>
<p>(3)災害廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>ア 静岡県災害廃棄物処理計画の充実 イ 広域連携体制の構築</p>
<p>(4)廃棄物処理体制の充実</p>	<p>ア ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の推進 イ 不用品回収業者対策の強化 ウ 海岸漂着物等対策の推進 エ 感染症対策による事業継続</p>

### 基本方針 3 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり

<p>(1)新たなプラスチック戦略の推進</p>	<p>ア 海洋プラスチックごみ防止の取組（再掲） イ プラスチック資源のリサイクルの徹底（再掲） ウ プラスチック代替素材への転換促進等（再掲）</p>
<p>(2)食品ロス対策の推進</p>	<p>ア 県民の意識啓発及び事業者等の取組促進（一部再掲） イ フードバンク等の取組への支援（再掲）</p>
<p>(3)循環産業の振興支援</p>	<p>ア 環境ビジネスの裾野の拡大 イ 静岡県環境ビジネス協議会への支援 ウ リサイクル製品認定制度の普及推進</p>
<p>(4)住民等への啓発、関係機関との連携強化</p>	<p>ア 環境教育の推進 イ 消費者教育等の推進 ウ 各種表彰制度の実施 エ 静岡県環境衛生自治推進協会連合会（環自連）との連携 オ 関係機関との連携強化</p>

# 基本方針 1 3 Rの推進

## 1 現状と課題

### (1) 廃棄物の発生抑制・再使用の推進

- 一般廃棄物排出量は、日常生活におけるごみの削減や低減の取組により、十数年間減少傾向が続いていたものの、近年は減少が足踏みしています。1人1日当たりの排出量を生活系・事業系の内訳で見ると、生活系は減少している一方、事業系はほぼ横ばいとなっています。令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って人々の生活様式が大きく変化したことから、今後の廃棄物の排出状況に影響することも考えられます。
- 県政インターネットモニターアンケート（令和3年度県調査）では、ごみ問題への高い関心や、「3R」の言葉の浸透がうかがえます。また県民の皆様と県幹部職員との意見交換の場である県政さわやかタウンミーティングでは、世界的な問題となっているプラスチックごみ削減の取組や、ポイ捨て防止の徹底などを求める声があります。
- 日常生活のあらゆる場面において、ごみ減量、リサイクルの意識啓発を強化し、生活系、事業系を含めた一般廃棄物全体の削減対策を継続する必要があります。
- ごみ処理有料化に関して、県は、国が作成した「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月改定）」を活用しながら、一般廃棄物の発生抑制と再利用・再資源化を推進する方策の一つとしてごみ処理有料化を検討するよう市町へ働き掛けてきました。また、国は、平成31年4月以降に、国の交付金等を活用し、ごみ焼却施設を新設する場合には、ごみ処理の有料化の検討を交付要件ととしています。
- 産業廃棄物では、建設リサイクル法に基づく建設廃棄物の分別解体及び再資源化等は着実に進展し、建設廃棄物全般の再資源化率・縮減率は高いレベルとなっていますが、最終処分量に占める割合が大きいため、引き続き高い再資源化率等を維持するとともに、リサイクル製品における素材としての品質低下、割高な製品単価、需要と供給のミスマッチなどの課題を解決し、活用を推進することが必要です。
- また、そのほかの多量排出事業者等における排出抑制や再生利用の積極的な取組を推進する必要があります。
- 食品リサイクルについては、川上である食品製造業から川下である外食産業に向かうにしたがって再生利用が減っており、再生利用率を向上させることが必要です。

図表 32 建設リサイクル再資源化等状況（平成 30 年度実績）（単位：％）

対象品目		全国	静岡県	令和 6 年度全国目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5	99.8	99 以上
コンクリート塊		99.3	97.9	99 以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	96.2	85.2	97 以上
建設汚泥		94.6	96.3	95 以上
建設混合廃棄物	排出率 ※	3.1	2.2	3.0 以下
	再資源化・縮減率	63.2	55.2	-
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	97.2	96.4	98 以上

注：排出率…全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

全国、令和 6 年度全国目標：建設リサイクル推進計画 2020（国土交通省）令和 2 年 9 月 30 日  
 静岡県：平成 30 年度建設副産物実態調査結果（中部地方版）令和 2 年 1 月 24 日

図表 33 食品廃棄物等の再生利用の状況

	年間発生量	再生利用量	再生利用率
食品製造業	714,547 トン	617,189 トン	86.4%
食品卸売業	4,325 トン	2,327 トン	53.8%
食品小売業	26,672 トン	6,542 トン	24.5%
外食産業	16,893 トン	4,548 トン	26.9%
食品産業計	762,437 トン	630,606 トン	82.7%

食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における「都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量」集計結果より静岡県データ抜粋（農林水産省公表・平成30年度実績）

## (2) プラスチックごみ対策の推進

- プラスチックごみの増加に伴う海洋汚染や生態系への影響が世界的な問題となっています。プラスチック製品を使用する生活スタイルを見直し、プラスチックごみの発生を抑制するとともに、ポイ捨て防止や清掃活動などにより海洋流出を防止する必要があります。また、弁当容器等の使い捨て製品に使用されるプラスチックの削減のため、プラスチックから代替素材への転換を進める必要があります。
- プラスチック資源のリサイクル促進を目的としたプラスチック資源循環法が令和 4 年 4 月に施行され、製造事業者等が努めるべき環境配慮設計、市区町村の分別回収及び製造事業者等による自主回収、排出事業者の再資源化等の措置を講じることが求められています。
- 国は、同法に基づき、事業者に対し、プラスチック使用製品の製造等の過程における端材の発生抑制や、流通の過程において使用されるプラスチック製の包装材の簡素化など、事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出を抑制する工夫を求めています。
- 国は、プラスチック資源循環法に基づき、従来無料で提供されてきた使い捨てプラスチックのスプーンやストロー、クリーニングハンガーなど 12 品目を「特定プラスチック使用製品」に指定し、事業者に対し、有料化など提供方法の工夫や、再生可能資源や再生プラスチック等の代替素材への転換など製品の工夫を求めています。

- 特定プラスチック使用製品に限らず、より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装や製品の原料を再生材や紙、バイオプラスチック等の再生可能資源に適切に切り替えていく必要があります。

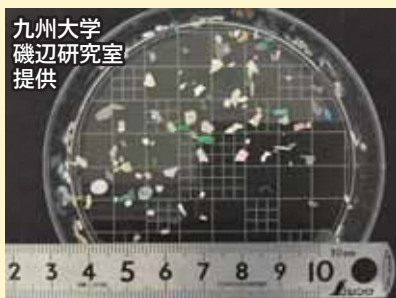
## Topic

## 海洋ごみとマイクロプラスチック

近年、海に漂い、海岸にも漂着する海洋ごみが世界的な問題になっています。海洋ごみの中には、プラスチックが多く含まれており、海の環境だけでなく、観光や漁業など経済活動へも影響を与えています。

また、波の力や紫外線の影響などにより、小さく砕けたものは「マイクロプラスチック」と呼ばれ、動物が飲み込むなど生態系に影響を与えるとともに、食物連鎖を通じて人体に取り込まれることによる影響が懸念されています。

なお、プラスチックごみから発生する物だけでなく、プラスチック素材の服や人工芝などから発生する物もあります。



細かなプラスチック片

〈県内海岸での調査で見つかったプラスチックごみ〉



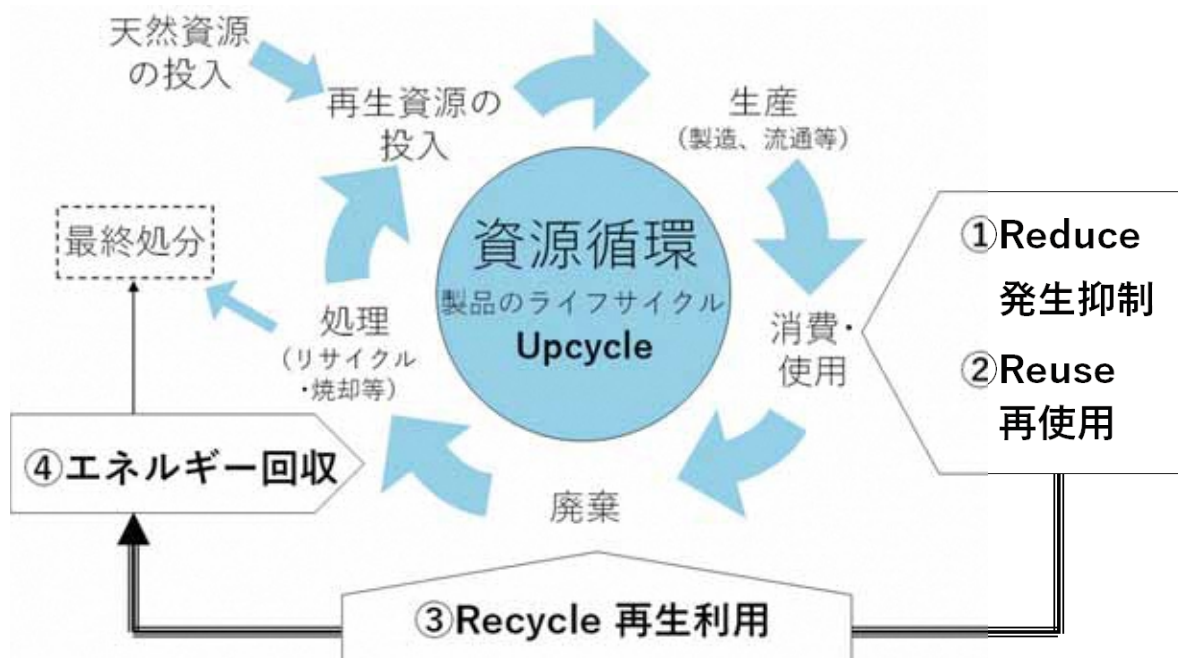
## 2 取組方針

- 循環基本法で定められている、①Reduce 発生抑制、②Reuse 再使用、③Recycle 再生利用、④エネルギー回収という優先順位を踏まえ取組を進めます。
- Reduce 発生抑制は、廃棄物の減量のために最優先で取り組まなければならないことから、実際の行動に結び付けやすいように、生活のあらゆる場面において重点的に取り組みます。
- 一般廃棄物の発生抑制のため、家庭での生活系ごみの削減の取組を更に呼び掛けるほか、事業系ごみの削減のため、地域の主要産業などの特徴を踏まえた市町ごとの効果的な事例を調査・紹介するなど、市町の取組を支援します。
- プラスチック資源循環について、国の「プラスチック資源循環戦略」や「プラスチック・スマート<sup>3</sup>」に歩調を合わせ、本県独自の静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」(※47 ページの Topic 参照)を展開するほか、賢いプラスチック利用の推進やプラスチックのリサイクルの徹底に取り組みます。

<sup>3</sup>世界的な課題である海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことを呼び掛ける環境省のキャンペーン

○県民の廃プラスチックや食品ロスの削減等の取組に「クルポポイント（※48 ページの Topic 参照）」を付与し、更なる環境に配慮した実践行動を促進します。

図表 34 循環型社会の概念図



**Topic**

**Upcycle (アップサイクル)**

生活や事業活動の様々な過程において一旦不要になったものを廃棄せず、新たなデザインを加えて蘇らせたり、質の低下を伴わない味のある製品にしたりして、新たな価値を生み出していくことをいいます。環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会を形成するというイメージを表しています。

捨てないことを楽しみながら創意工夫する活動が広がってきています。

### 3 具体的取組

#### (1) 廃棄物の発生抑制・再使用の推進

##### ア 衣・食・住で取り組む発生抑制

###### (ア) 衣（衣類ごみの削減）

○衣料は、行政回収や集団回収のほか、大型小売店等での店頭回収、リユースショップやフリマアプリでの販売等、様々な回収ルートが形成されてきていることから、不用品が、ごみにならずに次の所有者に引き継がれたりリメイクされたりすることで、新たな価値と役割が与えられ、循環していく仕組みづくりを積極的に啓発します。

###### (イ) 食（食品ロスの削減）

○県民、事業者、行政等が連携し、食品ロスの削減に取り組めます。環境教育や消費者教育等を実施するとともに、県民に対し食品ロス削減の3つのポイント「買いすぎない」「使いきる」「食べきる」を啓発します。

○賞味期限切れや消費期限切れによる廃棄物を減らすため、すぐに消費するものは、小売店の商品棚の手前に陳列された廃棄期限の近い商品を選ぶ「手前取り」を県民に呼び掛けます。

○フードバンク活動は、生活困窮者への支援はもとより、食品ロスの削減にもつながるため、県民や事業者に対し、フードドライブの活用などの啓発を行い、県内のフードバンク活動団体の取組を支援します。

#### Topic

#### フードバンク活動とフードドライブ

食品メーカーなどから、包装の印字ミスや賞味期限が近いといった理由で、品質には問題のない、通常の販売が困難な食品・食材を引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動を「フードバンク活動」といいます。

家庭にある余った食品を回収して、フードバンク活動を行う団体等を通じて支援を必要とする個人や団体に無償提供する取組を「フードドライブ」といいます。

###### (ウ) 住（くらしの無駄削減）

○レジ袋や紙コップなどの使い捨て製品に替えてマイバッグやマイボトルの利用、過剰包装の辞退など、環境に配慮したライフスタイルが定着・拡大するよう啓発に努めるとともに、街中の給水スポットなど利用しやすい情報を発信します。

○プラスチック製品の衛生面、機能面での優れた特性を活かし、生活に取り入れて賢く使う一方で、安易に使い捨てをしないよう、県民の意識への浸透を図ります。

○ホームページ「くらしのごみ削減ナビ「Rのあるくらし」」において、家庭におけるごみ削減に関する情報を分かりやすく提供し、県民のごみ削減に向けた具体的な行動を促します。

- リユース食器の貸出を行う団体等の情報発信を行い、イベント時における利用を促進します。
- 可燃物や最終処分される廃棄物の中には、まだ再生可能な資源も多く含まれています。市町が実施する分別収集、民間による古紙回収、ペットボトルの店頭回収等、更なる資源循環の取組への協力、各種リサイクル法に基づく適正処理等の徹底を図り、最終処分量の減量に努めます。
- 古紙回収は、市町による回収のほか、事業者のコンテナ等による回収等が増え、県民にも資源として回収する意識が広がりつつありますが、可燃物に混じって捨てられる雑紙等の紙ごみも見られることから、更なる分別を呼び掛けます。
- 家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者対策として、県民に適正な処理方法の周知・啓発に努めます。
- 長期優良住宅法に基づき、長期間にわたって使用可能な「長期優良住宅」の普及啓発を図ります。
- 官民連携による空き家等利活用の検討や、リフォームに対する税制上の優遇措置、市町の助成制度、金融機関のローン金利優遇制度などの周知により、既存ストックの有効活用を図り、建築物の解体・建替えによる建設廃材処分等の環境負荷の低減を推進します。

## Topic

## 古紙は正しく分別を！

紙の原料にならない禁忌品が混ざっていると、紙を作る上で重大な障害が起こります。分別時に混ざらないように御協力をお願いします。

「公益財団法人古紙再生促進センター」ホームページ

### 禁忌品

#### — 紙 —

- 粘着物のついた封筒 ●防水加工された紙 ●裏カーボン紙、ノーカーボン紙
- 圧着はがき ●感熱紙 ●印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
- プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
- 金・銀などの金属が箔押しされた紙 ●捺染紙 ●感熱性発泡紙 ●合成紙
- 臭いのついた紙 ●水に濡れた紙、油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやタオルペーパー、食品残渣などで汚れた紙

#### — 紙以外 —

- 粘着テープ類 ●フィルムの金具 ●金属クリップ類 ●フィルム類 ●ワッペン類

注：市町・業者によって禁忌品が異なる場合があります。

## 本県独自の取組 静岡県海洋プラスチックごみ防止「6 R県民運動」

ろくあーる

世界では、毎年 800 万トンものプラスチックごみが海に流れ込んでいると推計されています。県内の海岸でも、ふだんの生活から出たと思われるペットボトルやレジ袋などが大量に見つかっています。

プラスチックは私たちの生活に欠かせない素材ですが、自然分解されにくく、小さく砕けても長期にわたり海に残存するため、生態系や人の健康への影響が懸念されています。

また、日本の 1 人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量は世界で 2 番目に多いといわれています。

本県は 500km を超える長い海岸線を有していますが、本県の豊かな海はアカウミガメの産卵場所になるなど、多くの生き物が命を育む場となっています。こうした環境を守るために私たち一人ひとりがプラスチックを削減し、更に海に流出させないよう取り組むことが必要です。

本県では、令和元年 5 月から、プラスチックごみ削減のため、従来の 3 R に、新たな視点での 3 つの R を加え、本県独自の 6 R として、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組を開始しました。

皆さんの現在の行動が未来の海を守ります。一人ひとりができることから取組を増やしていきましょう。

従来の 3 R

+

本県独自の 3 R

リデュース  
**Reduce**



- ・マイバッグを常に持ち歩こう
- ・マイボトルを持とう
- ・ばら売りや量り売りを利用しよう

リユース  
**Reuse**



- ・詰め替え容器を使おう
- ・クリーニングハンガーを店に戻そう
- ・フリーマーケットを利用しよう

リサイクル  
**Recycle**



- ・市町のルールに従って分別しよう
  - ・資源回収に出そう
- 各市町HP・広報などを確認  
※県ウェブサイトでも分別方法紹介中
- Rのある暮らし 🔍 検索

リフューズ  
**Refuse**



- ・レジ袋を断ろう
- ・使い捨てスプーンやフォークを断ろう
- ・過剰な包装を断ろう

リターン  
**Return**



- ・店頭回収を利用しよう
- ・外出時のごみを持ち帰ろう (ポイ捨てしない!)

リカバー  
**Recover**



- ・清掃活動に参加しよう
- ・落ちているごみは拾おう



社員で道路や緑地帯、河川の清掃を行っています。  
(県西部の企業)



オリジナル人形劇を作って、海洋プラスチックごみの防止を呼び掛けています。  
(県中部の団体)



地元女性団体と連携し、スーパーマーケットでマイバッグキャンペーンを実施しました。  
(熱海市)



## Topic

# 「クルポ」を活用した県民の行動変容の推進 (地球温暖化防止「県民運動ふじのくにCOOL チャレンジ」と連携した取組)

本県では、スマートフォン等のアプリ「クルポ」を活用し、県民の皆様を楽しみながら地球温暖化防止の取組を実践していただく取組をしています。

ごみ削減の取組も地球温暖化防止に貢献することから、クルポでの取組をきっかけに環境に良い行動を自ら実践できる、県民の新しいライフスタイルの定着を目指します。

### <概要>

- ・スマートフォン等の無料アプリ「クルポ」をダウンロード後、協力店等で温暖化防止活動（アクションメニュー）をし、アプリでQRコードを読み込むことで、ポイントを獲得できる。
- ・ポイントがたまると抽選で景品を獲得できる。

無料アプリ「クルポ」の  
ダウンロードはこちら



### <アクションメニュー>

20種類以上のメニュー、県内に約3,500か所のポイント獲得スポットを用意。

主なアクションメニュー	内 容
リサイクルBOXの利用	スーパー等のリサイクルBOXでの分別
飲食店等での食べきり	飲食店等での食べきりによる食品ロス削減
レジ袋削減	県内の対象コンビニなどでレジ袋を断る
クール/ウォームシェア	県内公共施設等でのクール/ウォームシェア
環境イベントへの参加	実行委員会が認定する環境イベントへの参加
公共交通機関の利用	バス、電車の利用（富士市、掛川市）

### <事業主体>

ふじのくにCOOLチャレンジ実行委員会（令和4年1月現在）	
委員長	静岡県地球温暖化防止活動推進センター長
構成員	行政（県・市町）36団体、民間企業12社、事業者団体6団体、市民団体等5団体、県内民放テレビ局4社 計63団体
事務局	静岡県地球温暖化防止活動推進センター

日本は65歳以上の老年人口が3割を占める高齢社会となっており、使用済紙おむつの排出量は、208万トン/年（平成27年）から、245万トン/年（令和12年）へと大きく増加していくと推計されています。

使用済紙おむつは、し尿を吸収して水分が多く発熱量が小さいため、焼却等ではごみ処理施設に負荷がかかりますが、素材としては上質パルプ、樹脂、高分子吸収材（SAP）から構成されており、リサイクルによりパルプ等の有効利用が可能です。

リサイクルにより、自治体でも可燃ごみが減少するため、焼却炉の更新には規模の最適化や廃棄物処理費用の最小化等につながるほか、焼却に助燃剤を使う場合は使用量削減もでき、コスト削減にもつながります。

環境省は令和2年3月に「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を策定し、4つの先進事例を紹介しています。

- ・福岡県大木町：紙・パルプの回収と再生利用
- ・鹿児島県志布志市：使用済紙おむつの水平リサイクル
- ・千葉県松戸市：パルプ・プラスチックと熱回収
- ・鳥取県伯耆町：使用済紙おむつの燃料化

このうち志布志市では、紙おむつ製造会社等と分別回収・リサイクルの実証実験を行っており、リサイクルの効果が次のとおり報告されています。

- ・二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が87%減少。
- ・大人用の紙おむつ100人分を1年間リサイクルすると、2トン積みのごみ収集車約23台分のごみが減り、100本分の森林資源を使わなくて済む。

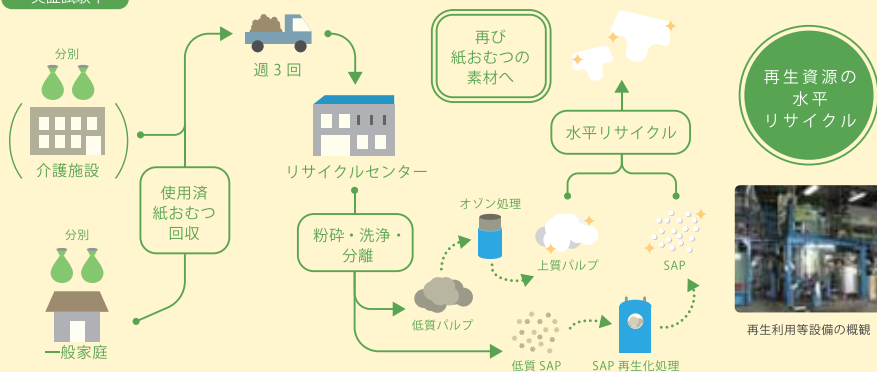
## 鹿児島県志布志市 使用済紙おむつの水平リサイクル

基本情報  
(2019年現在)

○人口：31,160人 ○世帯数：15,541世帯 ○高齢化率：34.7%



実証試験中



焼却施設を持たない志布志市では、最終処分場の延命のため2000年から分別・リサイクルに取り組んでおり、水溶化・分離・オゾン処理による水平リサイクルに向けたパルプ回収のモデル事業を2016年より実施しています。一般ごみステーションにおいて、専用の袋に入った使用済紙おむつを、生ごみ回収に併せて週3回、回収しています。

環境省「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」啓発パンフレット

この紙おむつ製造会社では、世界初となる、使用済紙おむつをリサイクルしてできた紙おむつを令和4年に発売する予定とのこと。

これらの動きを踏まえて、使用済紙おむつのリサイクルを検討していく必要があります。

## イ ごみ処理有料化の検討

- 多くの市町で行われているごみ処理の有料化は、住民等に一定の負担を求めることによりごみの削減とリサイクルの努力を促す効果があり、3 Rを推進する手段の一つとなることから、今後も導入や改善を働き掛けていきます。

図表 35 県内の一般廃棄物処理の有料化状況（令和2年10月1日現在）

収集ごみ		直接搬入ごみ	
生活系	事業系	生活系	事業系
51.4% 18/35 市町 (全国平均 62.4%)	100% 32/32 市町注1	82.4% 28/34 市町注2	100% 33/33 市町注3

収集ごみ …ごみ集積所に出された指定袋を許可業者等が収集するもので、指定袋に処理手数料が上乗せ販売されている。

直接搬入ごみ…粗大ごみ等を自己車両によって、廃棄物処理場に直接搬入するもので、搬入重量によって手数料が徴収されている。

注1：焼津市、吉田町、川根本町は収集なし

注2：清水町は搬入なし

注3：清水町、森町は搬入なし

## ウ 排出事業者における廃棄物削減の取組の推進

- 排出事業者には、製造物等の原料選択や製造方法等の検討により、廃棄物の排出削減や再資源化、最終処分量の減少に努めることが必要なため、3 Rの考え方や取組について積極的に紹介し、取組を促進します。

## エ 各種リサイクルの推進

### (ア) 容器包装リサイクルの推進

- 容器包装については、「静岡県分別収集促進計画」に基づき市町の容器包装のリサイクルシステムの確立を支援します。

### (イ) 家電リサイクルの推進

- 家電リサイクル法の対象となる4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）について、適正な回収及び再資源化ができるよう普及啓発に努めます。
- 買替えでもなく、過去に購入した小売業者が特定できないような場合で小売業者に引取義務が課されない「引取義務外品」に係る回収体制の維持のため、市町等を支援します。

### (ウ) 建設リサイクルの推進

- 建設リサイクル法の対象となる4品目（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、建設発生木材、アスファルト・コンクリート）について、適正な分別解体等及び再資源化等がなされるよう啓発に努めます。

### (エ) 食品リサイクルの推進

- 食品廃棄物や食品ロスの削減を進めるとともに、サプライチェーンの中でやむを得ず廃棄されたものは再生利用する取組を支援します。

**(イ) 自動車リサイクルの推進**

- 使用済自動車について、自動車リサイクル法に基づく適正な処分・再資源化等がなされるよう啓発に努めます。

**(ロ) 小型家電リサイクルの推進**

- 小型家電リサイクル法に基づく回収について、全市町が実施するよう促します。
- 県民が安易に廃棄することなく市町回収や認定事業者等による回収を利用するよう促し、回収量を増やすことにより、廃小型家電に利用されている鉄、レアメタル等の有用金属の再生利用を推進します。

**(ハ) 再生事業者登録の活用**

- 廃棄物再生事業者登録制度の活用により、古紙、金属くず、空き瓶類、古繊維の適正な再生を促進します。

**(ニ) 再生可能エネルギー設備の適正処分・リサイクル**

- 温室効果ガス削減に効果的とされる再生可能エネルギー（太陽光発電や風力発電等）の設備の設置・導入が進む中、将来の大量廃棄が見込まれることから、太陽光パネルの適正処理に関する新技術の動向を踏まえ、排出事業者や処分業者に対する指導を行っていきます。

**オ リサイクル製品認定制度の普及推進**

- リサイクル製品の安全・安心に関わる基準を設定し、適正なりサイクル製品であることを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、関係機関・団体への説明会やパンフレットの作成・配布、ホームページへの掲載など幅広く広報を行います。
- 関係機関との連携した取組により、認定制度や認定製品の周知を図るとともに、県公共工事等での認定製品の積極的な利用を呼び掛け、適正なりサイクルを推進します。

**カ エネルギー回収の促進**

- ごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいて処理を行った上で、焼却せざるを得ない廃棄物に対して、熱エネルギーとして回収を行う発電施設を有するごみ焼却施設の普及を促進します。
- 市町の焼却施設の整備に対しては、国の交付金を活用し、高効率のエネルギー回収及び停電時に自立稼働により処理事業が継続ができる廃棄物処理システムの確保を推進します。また、民間の焼却施設の更新等の機会において、熱やエネルギーを回収する設備導入を推進します。
- 令和4年度のプラスチック資源循環法の施行に伴い、プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収及び再資源化等が国の施設整備の交付金の交付要件になるため、法の趣旨を踏まえ、リサイクルやエネルギー回収等の先進事例や情報の収集と発信を行い、施設整備を予定する市町を支援します。

図表 36 県内のごみ焼却施設におけるエネルギー回収状況

(令和3年4月時点稼働中の施設)

区分	施設数	余熱利用なし	余熱利用あり(うち発電あり)
市町等設置	32	11	21(10)

図表 37 県内のごみ発電施設の整備状況

設置者	施設名	開始年度	処理能力(トン/日)	発電能力(キロワット)	令和元年度総発電量(メガワット時)
静岡市	西ヶ谷清掃工場	平成22	500	14,000	66,411
	沼上清掃工場	平成7	600	8,390	47,034
浜松市	南部清掃工場	昭和56	450	2,800	22,737
	西部清掃工場	平成20	495	9,600	47,382
島田市	田代環境プラザ	平成18	148	1,990	10,403
富士市	新環境クリーンセンター	令和2	250	6,800	—
磐田市	磐田市クリーンセンター	平成23	224	3,000	13,665
御殿場市・小山町広域行政組合	富士山エコパーク焼却センター	平成27	143	2,500	14,853
掛川市・菊川市衛生施設組合	環境資源ギャラリー	平成17	140	1,700	9,096
袋井市森町広域行政組合	中遠クリーンセンター	平成20	132	1,784	10,620
10施設計		—	3,082	52,564	242,201

## (2) プラスチックごみ対策の推進

### ア 海洋プラスチックごみ防止の取組

- ごみ削減に必要な従来の3Rに、使い捨てプラスチックを使用しないことや海岸・河川の清掃活動への参加など県独自の3Rを加え、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける、静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」を市町や賛同者と連携して展開し、多くの県民・事業者へプラスチックごみの発生抑制と海洋流出防止の取組の実践を呼び掛けます。
- 使用後に海洋環境に流出するおそれのある肥料の被覆材や漁具等のプラスチック製品については、国のバイオプラスチック導入ロードマップ等を参考に、生分解性プラスチックなどの活用を事業者へ呼び掛けます。

### イ プラスチック資源のリサイクルの徹底

- 県民・事業者へ、静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」を通してリサイクルを実践するよう呼び掛けていきます。

○また、市町によるプラスチック製品の収集が個々の事情に応じて柔軟に進み、事業者による回収・再資源化が推進されるよう、国の動きを踏まえ、資源化施設等の導入事例や、施設・設備の高度化に係る国庫補助金の活用等について、市町や事業者に情報発信します。

## ウ プラスチック代替素材への転換促進等

- 代替素材を活用した先進事例の情報を収集して事業者に取り組を呼び掛けるとともに、事業者の取組を県民に周知して積極的な利用を啓発します。
- 代替素材への転換促進に当たっては、プラスチックの機能性や利便性に留意し、代替素材の使用によりかえって環境負荷が増大することのないように配慮することも県民や事業者に啓発します。
- 使い捨て容器等の代替としてリユース食器等の活用も有用であることから、優良事例の紹介等を通して、全体的な環境負荷が増大することのないように配慮した上で活用することを県民や事業者に啓発します。

できることから始めよう!

# 海洋プラスチック ごみ防止 6R県民運動



<p><b>Refuse</b> リフューズ レジ袋をこたあへる</p>	<p><b>Reduce</b> リデュース マイバック・マイボトルをもち</p>
<p><b>Return</b> リターン ごみを持ち帰る・店頭回収に出す</p>	<p><b>Reuse</b> リユース 容器等をくり返し使う</p>
<p><b>Recover</b> リカバー 清掃活動に参加する</p>	<p><b>Recycle</b> リサイクル 資源回収に出す</p>

静岡県

お問い合わせ 廃棄物リサイクル課 TEL.054-221-2426 hai@pref.shizuoka.lg.jp 静岡県 6R



## 基本方針 2 廃棄物適正処理の推進

### 1 現状と課題

#### (1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成

- 事業活動に伴って発生した廃棄物は、排出事業者自らの責任において、法令に基づき適正に処理しなければなりません。一部の違法・不適正な処理による生活環境への悪影響が懸念されています。適正処理の推進や不法投棄の防止のため、事業者指導を強化するとともに優良事業者の育成を図る必要があります。
- 加えて、廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため、電子マニフェストの一層の普及を促進するほか、自動車リサイクル法、建設リサイクル法などに基づき、関連事業者への監視、指導等を強化する必要があります。
- PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の有害物質を含む廃棄物等についても、適正な処理が必要です。

#### (2) 不法投棄対策の推進

- 県内の不法投棄の発見件数は減少傾向となっており、大規模案件は減少しているものの、リサイクル、有価物・土砂を称する偽装など、手口が巧妙化した事案が増加しています。
- 一旦発生すると、原状回復に向けた指導には多くの時間と手間を要することから、関係機関・団体との連携強化やパトロール回数を増加することで早期発見に努めるとともに、「排出事業者責任」の徹底を図り、法令に基づいた行政処分の厳正な執行が必要です。

図表38 産業廃棄物の不法投棄発見件数等の推移

(政令市を除く。)

年 度		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
発見件数 (うち富士山麓)	件	33 (14)	23 (12)	29 (8)	24 (10)	16 (4)	17 (12)
発見量 (うち富士山麓)	トン	299 (50)	219 (34)	108 (44)	132 (38)	202 (93)	127 (96)

### (3) 災害廃棄物の適正処理の推進

- 大規模災害時に発生する廃棄物を関係機関・団体と連携して迅速に処理するため、初動対応に必要な事項をあらかじめ定め、発災時には、被害状況を踏まえ、直ちに対応できるよう、災害廃棄物処理計画の充実を図る必要があります。
- また、単独の市町で処理が困難な場合や、県内だけで処理できない場合に対応できるよう、県内市町等の相互協力や、県域を越えた支援・受入要請など広域的な相互支援体制の構築を図る必要があります。被災支援の知見をもった自治体職員を登録し、災害時に受援や派遣をする人材バンク制度を活用していくことも必要です。

### (4) 廃棄物処理体制の充実

- 人口減少の進展により、一般廃棄物排出量の減少が見込まれることから、施設の効率的な運営や計画的な維持補修による長寿命化を図るとともに、施設の更新時期に合わせて、ごみ処理の広域化・施設の集約化を推進していくことが必要です。
- 近年、家庭や中小の事業所から排出される使用済み家電製品等を収集、運搬する「不用品回収業者」の中には、一般廃棄物処理業の許可等を受けず、廃棄物処理法に抵触する違法な行為を行っている場合もあるため対策が必要です。
- 平成21年に海岸漂着物処理推進法が制定され、本県でも、海岸管理者、市町、ボランティア団体などの関係者によって海岸漂着物除去のための清掃活動が行われてきました。それでも、多発する自然災害による流木・漂着ごみや、日常生活で不適切な管理により流出したごみ、海岸利用者等がポイ捨てしたプラスチックごみ等が海岸に漂着し、海岸環境の悪化が懸念されるため、絶え間ない海岸漂着物対策が必要です。

## 2 取組方針

- 一般廃棄物の適正処理を推進するため、観光業や小売業など主要産業の違いや特性など市町の実情に合わせた、助言や技術的支援を行います。
- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者の処理責任を徹底します。
- 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設設置の許可等について、法令等に基づく厳格な審査を行うとともに、産業廃棄物処理施設の定期検査及び水質の検査等によりの確な事業者指導を推進します。また、PCB等の有害物質を含む廃棄物等の適正処理を推進します。



図表 39 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業許可の状況（令和 2 年度）  
 （政令市を除く。）（単位：件）

区 分	許可件数			変更届	令和 2 年度末 許可業者数
	新規	更新	変更		
産業廃棄物収集運搬業	384	946	111	4,580	7,501
産業廃棄物処分業	6	78	13		391
特別管理産業廃棄物収集運搬業	20	48	10	702	521
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	0		13
計	410	1,072	134	5,282	8,426

図表40 産業廃棄物処理施設設置許可の状況（令和 2 年度）  
 （政令市を除く。）（単位：件）

区 分	許可件数		事前協議	令和 2 年度末 許可施設数
	新規	変更		
中間処理施設	5	3	7	472
最終処分場	2	1	0	53

- 県と市町が連携して、一般廃棄物・産業廃棄物の区分にとらわれない指導・監視体制を構築します。複数の市町にまたがる問題については、広域的な視点から調整や助言を行います。
- 廃棄物の不法投棄撲滅に向けて、不法投棄110番の運用、民間企業等との協定により、県民総ぐるみの監視通報体制を構築し、不法投棄をさせない地域環境を作り上げていきます。
- 警察などの関係機関との連携を深め、不法投棄を早期に発見し、排出者や行為者・関与者への責任追及を徹底します。
- 土砂の不適切な県内搬入を防止するため、関係機関との連携を強化します。

図表41 不法投棄通報の状況（令和 2 年度）

（単位：件）

区 分	通報件数
一般廃棄物関係	10
産業廃棄物関係	20
その他	16

### 3 具体的取組

#### (1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成

##### ア 排出事業者処理責任の指導の徹底

○廃棄物の発生から最終処分までの管理を適正に行う排出事業者処理責任を徹底するため、産業廃棄物の排出事業者を対象に廃棄物処理法に関する研修会や立入検査を通じて、処理基準、委託基準及びマニフェスト制度などに関する法令遵守の指導を行います。

○県外から搬入される産業廃棄物の適正処理のため、県外の排出事業者に対し、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づく搬入処分計画の事前協議の実施を徹底します。

##### イ 産業廃棄物処理施設・処理業者への指導の強化

○廃棄物の適正処理を徹底するため、処理業者や処理施設設置者に対する法令に基づく審査や立入検査を的確に行うとともに、研修会を実施します。

○産業廃棄物処理業者による不適正処理を防止するため、処理業許可の申請における厳格な審査を継続するとともに、悪質な法令違反者に対しては、行政処分を迅速かつ厳正に行います。

##### ウ 優良産廃処理業者認定取得業者の拡大

○産業廃棄物の適正な処理体制の整備を図るため、説明会等により認定取得業者の増加を図るとともに、認定業者が優先的に委託先として選定される環境づくりを推進します。

##### エ 電子マニフェストの普及促進

○廃棄物の不適正処理を抑止するとともに廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため、排出事業者や処理業者に利用を働き掛け、電子マニフェストの普及をより一層促進します。

##### オ 自動車リサイクル法に基づく監視・指導の実施

○自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理をより促進するため、自動車解体業者や破砕業者等関連事業者への監視・指導等を実施します。

##### カ 建設工事におけるパトロール等監視・指導の実施

○建設工事における更なる産業廃棄物の取扱いの透明性を図るため、関係機関との連携によるパトロール等監視・指導等を実施します。

## キ 事業者表彰の実施

- 産業廃棄物の減量化、再生利用の促進、中間処理施設の設置、最終処分場の確保等、産業廃棄物の適正処理の推進に貢献し、他の模範となる者の表彰を行うことで県民や事業者等の意識の高揚を図り、産業廃棄物の適正処理をより一層推進します。

## ク 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物の処分や再生利用の実態を調査し、適正処理に必要な情報の提供に努めるとともに、処理状況の透明化を促進します。
- 県内の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は 27 年 9 か月です（管理型最終処分場 38 年 10 か月、安定型最終処分場 17 年（令和 3 年 3 月末現在））。引き続き、産業廃棄物処理施設について、法的・技術的な助言などの支援を行うとともに、情報公開などの周辺住民への説明責任を徹底させます。

## ケ PCB 廃棄物の適正処理の推進

- PCB 廃棄物の適正処理を推進するため、「静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき令和 9 年 3 月までに県内に所在する PCB 廃棄物の全量が確実に適正に処理されるよう、保管事業者及び使用事業者に対し、周知や指導に取り組みます。

## コ ICT を活用した監視・指導

- 不適正保管・過剰保管の防止や再発抑止のため、効率的・効果的な指導・監視が可能となる新技術の導入を検討します。

## Topic

# 電子マニフェストを活用しましょう

産業廃棄物管理票（マニフェスト）には、紙マニフェストと電子マニフェストの2種類があり、排出事業者はこれらのいずれかを選択して使用します。

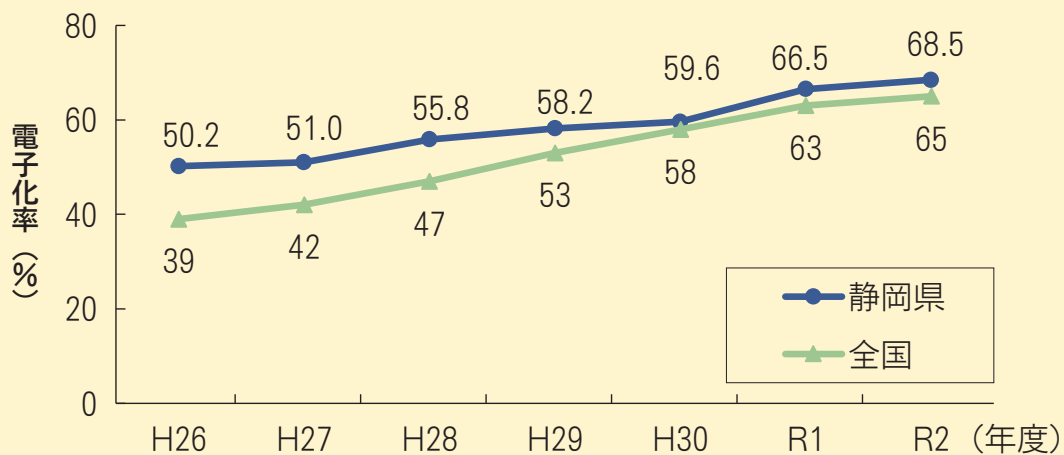
電子マニフェストには、オンラインで、登録や廃棄物の処理状況の確認ができるなどの利点があることから、使用を推奨しています。

様々なメリットがある電子マニフェストを活用してみませんか。

### 【電子マニフェスト活用のメリット】

- ① 排出事業者・処理業者は、マニフェストの登録・報告が簡単
- ② 紙マニフェストでは必要な5年間保存が免除
- ③ 廃棄物の収集運搬及び処分の状況を簡単、迅速に確認可能
- ④ マニフェスト情報の集計や社内システムとの連携が可能
- ⑤ 排出事業者は、年1回の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要

<電子マニフェストの普及率>



都道府県知事・政令市長が、遵法性や財務体質の健全性、ISO14001 やエコアクション 21 の認証等の通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を認定する制度です。

認定業者は、ホームページ上の優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんぱいナビ）で広く紹介されるほか、許可の有効期間の延長（5年から7年に）、財政投融资における優遇、廃棄物の保管上限の引き上げなどのメリットが受けられます。

排出事業者にとっては、自身の責任で適切な処理業者を選定しなければならない中、遵法性や事業の透明性の高い認定業者を利用することにより、コンプライアンスが確保されリスクマネジメントにつながるとともに、環境に配慮した事業活動を行っていることのアピールポイントになります。

また、排出事業者には、廃棄物の処理を委託する際に処理業者の現地確認を行うよう条例で義務付けされていますが、認定業者に委託する際は任意となっています。

## (2) 不法投棄対策の推進

### ア 早期発見・早期撤去の取組拡大

- 不法投棄の早期発見を図るため、職員に加え民間監視員、民間警備会社への委託、関係機関による船艇やヘリコプターによるパトロールを実施します。
- 不法投棄を発見した場合には、警察とも連携を密にして、速やかに行為者や関与者を特定し、早期撤去を指導します。
- 不法投棄された廃棄物の撤去活動等、NPO等の自主的な取組に対して支援するとともに、不法投棄未然防止等のための関係機関との協定や各種会議を通して官民が連携し、不法投棄の未然防止に取り組みます。
- 不法投棄に関係した排出事業者や処理業者、行為者等に対して粘り強く撤去指導を行うとともに、改善がない場合は、躊躇なく改善命令や措置命令を行います。

### イ 啓発活動等の推進

- 県民の意識の高揚を通じて不法投棄を防止するため、市町、関係団体等と連携し、街頭キャンペーン等の啓発活動を行い、県民からの通報に対しては、現地確認や関係機関への連絡等、迅速に対応します。

## ウ 監視の強化

- 富士山麓等の不法投棄が多発する地域や不適正処理が疑われる場所では、監視カメラの活用、重点的なパトロールの実施等により、監視を強化していきます。

## エ 関係者との緊密連携

- 山梨県、神奈川県などの隣県との緊密な連携を図るため、情報交換のための会議や合同パトロールを実施します。
- 不法投棄に対しては、告発が有効な手段の一つであることから、警察との連携強化を図ります。
- 土砂と称して廃棄物処理法の規制をかいくぐろうとする悪質な行為を防止するため、関係機関との連携強化を図ります。

## オ ICTを活用した早期発見・監視

- 不法投棄廃棄物の早期発見のため、効率的・効果的な指導・監視が可能となる新技術の導入を検討します。



## Topic

# 世界文化遺産富士山を官民協働できれいに

不法投棄された廃棄物は、捨てた者が撤去することが原則です。

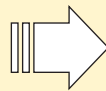
県では、不法投棄した者を特定するために調査を行いますが、比較的小規模な不法投棄の場合、現場に残された手がかりが少なく、特定することが困難で撤去を指導することができません。また、法令上、県が直接廃棄物を撤去するのは、廃棄物が有害なものである場合等に限られます。

平成 25 年 6 月に世界文化遺産に登録された富士山周辺では、過去に不法投棄された産業廃棄物が残っており、豊かな環境と景観を阻害しています。そこで、県では民間のボランティアの皆様のお力等を借りて、こうした廃棄物を撤去するため、富士山麓不法投棄廃棄物撤去支援事業を創設しました。これは、投棄者が不明・死亡等の理由で撤去される見込みのない廃棄物の処分費用等を助成するもので、令和 3 年度までに累計 252 トンの廃棄物が撤去されました。

撤去作業に参加したボランティアの皆様からは、「富士山にこんなにごみがあると分かって驚いた。」とか、「今後も撤去活動を継続していきたい。」との声が寄せられており、今後もこうした活動が広がっていくことが期待できます。



撤去活動前



撤去活動後

産業廃棄物の不法投棄防止、早期発見のためには、県民の皆様を含めた社会全体で監視をしていくことが重要です。そこで、県では6月の環境月間、12月の不法投棄撲滅月間にあわせて、県内5か所で不法投棄撲滅街頭キャンペーンを開催しています。これは県民の皆様には不法投棄防止に対する意識を高めてもらうことと、不法投棄通報制度（通称「不法投棄 110 番」）の周知を目的に、毎年行っているものです。

不法投棄等についての情報は、廃棄物リサイクル課内に設置された「不法投棄 110 番」で24時間受け付けています。

平成26年度には、県民の通報をきっかけに原因者が特定され、検挙につながった事例もありました。こうした有力な情報提供には、1万円の報奨金を交付する制度もあります。

これからも、「不法投棄。させない・されない・許さない！」をスローガンに、不法投棄撲滅を目指していきます。



### (3) 災害廃棄物の適正処理の推進

#### ア 静岡県災害廃棄物処理計画の充実

- 過去に発生した東日本大震災等の災害からの知見や教訓を踏まえ、平常時から災害廃棄物処理対策に取り組んでいます。
- 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を目的に、平成27年3月、静岡県災害廃棄物処理計画を策定しました。この計画は、本計画に記載された大規模な災害に向けた対策の基本的な考え方を具体的に示すものとして位置付けています。
- 令和元年台風19号の災害廃棄物処理の経験などを踏まえ、計画の実効性を確保するため、令和2年7月に本計画を改正しました。
- 今後も継続的に見直し、情報伝達訓練や職員研修による人材育成を行い、市町の災害対応力強化を支援します。



## イ 広域連携体制の構築

- 災害時においても、平常時と同様に、環境保全に努めるとともに、徹底した分別、再生利用等による減量化を基本的な考え方として、市町や民間団体等と連携・協力して災害廃棄物処理に取り組み、復旧・復興を進めます。
- 単独の市町において処理が困難な場合は、県内の市町等が相互協力し、広域的に処理する体制の構築に取り組みます。
- 県内だけで対応できない大規模な災害が発生した場合は、県域を越えた支援要請や受入要請に対応できるよう、環境省が設置する災害廃棄物対策ブロック協議会（関東、中部）に参画し、相互支援体制の構築を進めます。

## (4) 廃棄物処理体制の充実

### ア ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の推進

- 焼却施設の整備については、国通知や静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープランに基づき、広域的・中長期的な視点で、ブロック区割りごとに進捗状況を把握し、安定的・効率的な処理体制の構築を推進します。また、具体的な検討及び協議が円滑に進むよう関係市町等との調整を行い、支援します。
- 国の交付金活用による一般廃棄物処理施設の整備に必要な「循環型社会形成推進地域計画」を策定する市町等へ技術的援助や助言を行います。
- 最終処分場については、各市町は、排出削減やリサイクルなどによる延命化や民間事業者への委託処理等による複数確保を図ります。
- し尿処理施設については、老朽化に伴い、下水処理施設との連携や、付帯する焼却施設を廃止し自治体の焼却施設で処理するなど効率化を推進します。また、ストックマネジメントの考え方により基幹的設備改良工事を実施する場合又はリン等の回収により資源化が見込まれる場合は、汚泥再生処理センターとしての整備を推進します。
- 廃棄物系バイオマスの利活用は、温室効果ガスの排出削減に資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、飼料化施設、堆肥化施設、燃料化施設等の整備や民間施設の活用を推進します。

### イ 不用品回収業者対策の強化

- 不用品回収業者は、「なんでも回収します」と宣伝しながらトラックで戸別回収する者、無料回収等の看板やのぼり旗を立てた空き地や駐車場へ使用済家電製品を持ち込ませる者、インターネットやチラシで不用品回収を宣伝し訪問回収する者が該当します。
- こうした者の中には、産業廃棄物処理業や古物商の許可がある旨を表示し、いかにも合法業者であるかのように装っている場合があります。

- 「無料をうたっておきながら作業後に料金を請求された」、「当初の見積りの倍以上の料金を請求された」等の消費者トラブルになった事例も報告されていることから、消費生活センターや市町と連携して、県民への使用済家電の適正な処分方法の周知・徹底を図ります。
- 平成30年に廃棄物処理法が改正され、有価物である特定の使用済家電（テレビ、エアコン等の計32品目）の保管や処分を行う事業者は、県への届出が必要となりました。これらの業者に対する対策として、平成30年7月に市町や警察等の関係機関と設置した「静岡県不用品回収拠点对策協議会」を通して連携し、立入検査や職員研修等を実施し、監視体制及び指導を強化します。

#### ウ 海岸漂着物等対策の推進

- 海岸漂着物対策をより一層促進するため、平成27年に策定した静岡県海岸漂着物対策地域計画に基づく関係者の役割分担に従って、海岸漂着物の円滑な処理及び発生抑制を図るとともに、相互協力の更なる強化を図ります。
- 海岸の良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図るため、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う市町に対して助成します。
- 令和元年度から開始した静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」を展開し、海岸での清掃活動やポイ捨て防止の啓発により、県民の実践行動を促進します。

#### エ 感染症対策による事業継続

- 感染性廃棄物が適正に処理されるよう、周知・徹底します。
- 家庭からのごみの出し方については、市町等と連携し、住民に対しごみ袋の縛り方などの周知・徹底を図ります。
- 平常時と同様に、一般廃棄物や産業廃棄物の処理業務が円滑に行えるよう、市町や業界団体等と連携し、処理業者に対し、業務継続計画の策定や感染防止対策強化を促します。

## Topic

# 不要な土砂による“不適切”な盛土って？

資源として有効に利用される「土砂」も、不適切に盛土されてしまうと、景観を損ねるだけでなく、環境問題や社会問題を生じさせることがあります。令和3年7月3日に発生した熱海市伊豆山における土石流災害もその悲惨な結果ではないでしょうか。

一般的に、建設工事現場では削ったり掘ったりして発生した土を現場で有効活用しますが、その過程で生じる余った土全般を総称して「残土」と呼びます。建設現場では、「残土」は廃棄物を含んだ状態で発生することがあり、純粋な土や石、砂などに分別する手間を惜しんで工事現場からそのまま搬出され、受け入れが許可されていない場所に運ばれたり、知らないうちに山林等に“不適切”に盛土されたりする例が見られます。

こうした「残土」処分が引き起こす問題は、人命にも影響を与える深刻なものです。崩落の危険や、周辺住民の生活や安全が脅かされないよう、「残土」処分は適切に行われる必要があります。放置される「残土」が発生しないよう管理することも忘れてはいけません。

建設工事が行われる限り「残土」の発生は止められません。盛土として利用される技術においては、土を締め固めるという作業が大切であり、「残土」や廃棄物の扱いなどコンプライアンスが強く求められる行為です。

熱海市伊豆山の事案を受けて、国では全国一律で規制する法整備の検討が始まっていますが、多量に発生する「残土」を減少させる取組とあわせ、放置されている盛土を適正に管理するよう指導・監視をする体制が必要となっています。

(不適切な盛土の例)



## 基本方針3 サークュラーエコノミーに向けた基盤づくり

### 1 現状と課題

#### (1) 新たなプラスチック戦略の推進

- プラスチックの資源循環は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の対応を契機として重要性が高まっており、国は、世界全体での資源・環境問題のみならず、経済成長や雇用創出等により持続可能な発展に貢献することを目指して、新たなプラスチック資源循環戦略を公表しました。
- これを踏まえ、本県でも、使い捨てプラスチックの使用削減や代替品の開発・利用促進を図るとともに、分かりやすく効率的な分別・リサイクルを推進し、資源としてのプラスチックの循環利用を目指す必要があります。

#### (2) 食品ロス対策の推進

- 世界の食品ロスの発生量は食料援助量を大きく上回り、食品ロス削減は国際的な課題となっています。また、食品ロスを削減することは、食品の生産、加工、流通に要した資源やエネルギーの無駄の削減につながることから、循環経済と脱炭素社会への移行にも重要です。
- 食品ロス削減は廃棄物の削減の観点からも重要であることを踏まえ、個人や事業者等のあらゆる主体が食品ロスの問題を「我が事」として捉え、理解した上で、食品の生産、流通、販売、消費等のライフサイクル全体で食品ロス削減に取り組むよう意識啓発を図る必要があります。

#### (3) 循環産業の振興支援

- 近年、デジタル技術の進歩に伴い、中長期的に長持ちする製品（衣類・バッグ、電化製品、車、産業用機械など）を購入・所有するのではなく、一定期間の利用権として定期的に料金を支払って利用する「シェアリング」や「サブスクリプション」と呼ばれるサービスなど、サーキュラーエコノミーの新たなビジネスモデルが広がっています。
- 世界的なサーキュラーエコノミーへの転換の潮流を踏まえ、産業界や学界と連携し、新たな環境関連技術・製品の創出や、既存の技術等の普及、促進を行うとともに人材育成を図っていく必要があります。また、静岡県リサイクル製品認定制度を活用して環境配慮型製品を製造する企業等を支援し、リサイクル認定製品の普及促進を図る必要があります。

#### (4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化

- 廃棄物・リサイクルに関する高い意識を持ち、主体的に行動できる人材を育成するため、子どもたちへの教育をはじめ地域社会に根差した環境教育や、消費者の視点で環境に配慮した行動のための消費者教育を推進する必要があります。また、県庁内関係各課との連携はもとより、環境・資源等に関する団体や企業等との連携を強化する必要があります。

## 2 取組方針

- 資源が効率的に循環することで環境への負荷が少なくなり、自然環境が確保されます。これまでの「ごみを減らそう」ととどまらず「更に循環活用しよう」へ意識を転換していくことを目指します。
- 資源を創意工夫し最大限活用できるよう、地域の多様な主体と協働して啓発の取組を促進します。
- プラスチック資源循環について、国の「プラスチック資源循環戦略」や「プラスチック・スマート」に歩調を合わせ、本県独自の静岡県海洋プラスチックごみ防止「6 R県民運動」を展開するほか、賢いプラスチック利用の推進やプラスチックのリサイクルの徹底に取り組みます。
- 食品ロス削減推進法及び国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて、多様な主体と連携して取組を進めます。家庭や事業所からの食品ロスを削減するため、食材や製品原材料がごみになる前に有効活用される工夫の取組を推進します。
- 生産・流通・回収・リサイクルの過程を通して、多様な主体が連携し、市町単位だけでなく広域的な地域単位で、地域にある様々な資源を地域で循環利用し、循環産業の創出や地域循環共生圏の構築につなげ、環境と経済が好循環する社会の実現を目指します。

## 3 具体的取組

### (1) 新たなプラスチック戦略の推進

#### ア 海洋プラスチックごみ防止の取組（再掲）

- ごみ削減に必要な従来の3 Rに、使い捨てプラスチックを使用しないことや海岸・河川の清掃活動への参加など県独自の3 Rを加え、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける、静岡県海洋プラスチックごみ防止「6 R県民運動」を市町や賛同者と連携して展開し、多くの県民・事業者にプラスチックごみの発生抑制と海洋流出防止の取組の実践を呼び掛けます。
- 使用後に海洋環境に流出するおそれのある肥料の被覆材や漁具等のプラスチック製品については、国のバイオプラスチック導入ロードマップ等を参考

に、生分解性プラスチックなどの活用を事業者に呼び掛けます。

#### イ プラスチック資源のリサイクルの徹底（再掲）

- 県民・事業者に、静岡県海洋プラスチックごみ防止「6 R県民運動」を通してリサイクルを実践するよう呼び掛けていきます。
- また、市町によるプラスチック製品の収集が個々の事情に応じて柔軟に進み、事業者による回収・再資源化が推進されるよう、国の動きを踏まえ、資源化施設等の導入事例や、施設・設備の高度化に係る国庫補助金の活用等について、市町や事業者に情報発信します。

#### ウ プラスチック代替素材への転換促進等（再掲）

- 代替素材を活用した先進事例の情報を収集して事業者を取組を呼び掛けるとともに、事業者の取組を県民に周知して積極的な利用を啓発します。
- 代替素材への転換促進に当たっては、プラスチックの機能性や利便性に留意し、代替素材の使用によりかえって環境負荷が増大することのないように配慮することも県民や事業者に啓発します。
- 使い捨て容器等の代替としてリユース食器等の活用も有用であることから、優良事例の紹介等を通して、全体的な環境負荷が増大することのないように配慮した上で活用することを県民や事業者に啓発します。

## (2) 食品ロス対策の推進

#### ア 県民の意識啓発及び事業者等の取組促進（一部再掲）

- 県民、事業者、行政等が連携し、食品ロスの削減に取り組めます。環境教育や消費者教育等を実施したり、県民に対し食品ロス削減の3つの「買すぎない」「使いきる」「食べきる」を啓発します。
- 県民に対する啓発では、賞味期限と消費期限の違いや、事業者の行う商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組などの理解を促進します。
- 賞味期限や消費期限切れによる廃棄物を減らすため、すぐに消費するものは、小売店の商品棚の手前に陳列された廃棄期限の近い商品を選ぶ「手前取り」を県民に呼び掛けます。
- 食育に関する取組との連携を図りつつ、県民や児童・生徒に家庭や学校給食に係る食品ロス削減の出前講座などの啓発を推進します。
- 人や社会、環境に配慮した消費行動である「人が幸せになるエシカル消費」や食農教育等の啓発とも連携していきます。
- 食品の備蓄に当たっては、食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図ります。
- 事業系食品ロスを削減するため、県民に対し外食店等での食べきりを啓発するとともに、規格外・未利用の農林水産物の活用、食品ロス削減のための商慣習の見直し及びICTの活用、外食店での小盛サービスの提供など、食品関連事業者等の積極的な取組を促進します。

- 外食は、食べることができるように小盛サービスを利用するなど、「食べること」が前提となります。やむを得ず持ち帰る際には、食中毒防止の観点から、外食事業者の説明を十分に理解して、希望する者が自己責任で持ち帰りをを行うことを県民に啓発していきます。
- お弁当の売り切りや規格外などを理由に流通ルートに乗らない生産物や商品を販売するため、民間事業者がスマートフォンのアプリを使って販売者と消費者をマッチングさせる仕組みやサービスも増えてきており、こうした新たな仕組みを紹介し、普及を支援します。
- 各市町においても、食品ロスの現状把握や「食品ロス削減推進計画」の策定に取り組むよう、市町の取組の参考となる情報の提供などを通して、市町に働き掛けていきます。
- 「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する全国の自治体で構成される「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に、県内では13市町が参加しています。全国的な情報交換に資することから、全市町に参加を呼び掛けていきます。

#### イ フードバンク等の取組への支援（再掲）

- フードバンク活動は、生活困窮者への支援はもとより、食品ロスの削減にもつながるため、県民や事業者に対し、フードドライブの活用などの啓発を行い、県内のフードバンク活動団体の取組を支援します。

### (3) 循環産業の振興支援

#### ア 環境ビジネスの裾野の拡大

- 循環産業を含めた環境ビジネスの普及拡大や、投融資に当たり、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の側面を重視するE S G金融の活用促進のため、環境ビジネス及びE S G金融に関するセミナーやビジネスプランのコンテストを実施します。
- 産業界や学会と連携し、新たな環境関連技術、製品の創出や既存の技術等の普及、促進を図ります。
- バイオマス発電設備・熱利用設備の導入支援など、バイオマスのエネルギー利用に向けた取組を促進します。
- 環境ビジネスへ新たに参入する事業者等に対し、研究開発から製品開発、販路開拓、資金繰り等の一貫した支援を行います。

#### イ 静岡県環境ビジネス協議会への支援

- 産官学で構成する静岡県環境ビジネス協議会では、循環型社会の形成に向けて新たな環境関連技術・製品の創出と既存の技術等の普及と促進を図っています。この協議会の会員として運営に携わるとともに、エネルギーやバイオマスなどをテーマとした視察会、セミナー、研究会等の事業を支援します。

## ウ リサイクル製品認定制度の普及推進

- 「静岡県リサイクル製品認定制度」の普及促進により、環境配慮型の製品であるリサイクル認定製品の認定数の増加を図ります。

## (4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化

### ア 環境教育の推進

- 循環型社会の形成に向けては、将来を担う子どもたちへの教育が重要であるため、体験を重視し地域に根ざした学習等、環境教育の推進を図ります。
- 「環境」をキーワードに、企業、NPO法人、社会教育施設、行政等多様な主体が協力し、県民が様々な環境学習会等の選択肢の中から自由に選び、参加できる機会を創出します。

### イ 消費者教育等の推進

- 人や社会、環境に配慮した消費行動である「人が幸せになるエシカル消費」を推進し、県民・事業者双方への普及啓発を行います。
- 貧富の差の拡大や環境破壊などの課題を解決しながら、持続可能な経済成長に貢献することにより、SDGsの達成を目指します。
- 自らの消費行動が環境や社会に与える影響を考慮し、持続可能な社会の形成に積極的に参加する県民を育成します。
- 学校、地域等における消費者教育の担い手を確保し、資質向上を図るための研修を実施します。

### ウ 各種表彰制度の実施

- 県民の3R推進に対する理解と行動を後押しするため、大臣表彰や県知事表彰、団体表彰など様々な表彰制度により、循環型社会づくりに貢献している個人、グループ、学校及び事業所等を表彰し、優れた3Rの取組の普及や広く啓発を行います。

### エ 静岡県環境衛生自治推進協会連合会（環自連）との連携

- 県民の自発的、自主的なごみ削減の実践行動を促すため、環自連と連携し、市町環境衛生自治推進協会等を通じ地域住民組織の活動を支援します。環自連が毎年度開催する環境衛生大会において環境衛生功労者の表彰を行うほか、講演や事例発表を行う「3R推進フォーラム」を開催し、3Rの啓発活動を進めます。

### オ 関係機関との連携強化

#### (ア) 多様な主体との連携強化

- 市町・一部事務組合や各種団体等との連携を強化し、循環型社会形成に向けた情報交換や良好な生活環境の確保のための対策を講じます。
- サーキュラーエコノミーに向けた県民や事業者の意識を醸成するため、児童・生徒をはじめとする若い世代や消費者等を対象とするデジタルツール



を活用した啓発講座や研修会等を実施します。

**(イ) 県庁内連携強化**

○静岡県循環型社会形成推進連絡会議において、各部局の循環型社会形成に関連する施策の進捗状況の把握や情報交換を行います。



【関係施策一覧】

基本方針	内 容		分野
1 3Rの推進	営繕工事におけるエコマテリアルの活用	「“ふじのくに” エコロジー建築設計指針」の方針を遵守し、営繕工事における副産物の再利用及びリサイクル材の採用に努める。	営繕
	ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査	各保健所管内のドライクリーニング施設（コインランドリー施設）について、隔年で、保健所の環境衛生監視員が、ドライクリーニング溶剤が適正に管理・処理されているか調査指導を実施する。	保健衛生
	生活衛生営業指導業務委託	生活衛生営業施設の指導業務の一部を公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センターに委託し、クリーニング生活衛生同業組合の生活衛生営業指導員を通じて、特別管理産業廃棄物の適切な管理を指導するとともに、溶剤漏出の抑制による効率化、溶剤使用総量の減量化を図る。	
	静岡県クリーニング生活衛生同業組合の取組	組合員に対し、使用済の金属製ハンガー・塩ビ製ハンガーのリサイクル、エコ商品（溶剤完全回収型のドライ機等）の使用促進、衛生関係法令の周知活動を引き続き行う。また組合オリジナルのエコリターンバッグを作成し、希望者への斡旋販売を引き続き実施する。	
	バイオマス活用推進計画の策定支援	バイオマスタウン構想でとどまっている市をはじめとして、より多くの市町がバイオマス活用推進計画を策定するよう、支援を行う。	バイオマス
	バイオマス利活用の促進	県民・事業者等を対象としたセミナーや情報交換会議の開催により、バイオマス利活用の促進を図る。	
	学校給食用牛乳紙パックの回収リサイクル	県内学校給食用牛乳の紙パックを回収し、リサイクルする。	畜産教育
	未利用、低利用水産物の有効活用	未利用で廃棄されている魚介類等を食品素材等として利用する技術開発を進め、水産加工業における有効活用や減量化を推進する。	水産
	富土地域再生家庭紙利用促進協議会との連携	当協議会は再生紙需要の促進を図り、リサイクル産業としての製紙産業の発展・環境問題へ寄与することを目指している。紙の円滑なリサイクルシステム確立・再生家庭紙需要の促進を図り、調査研究をはじめ、富士山紙フェアへの協賛、都市圏でのキャンペーンの実施などに引き続き取り組む。	商工
	紙パルプ産業に関連する情報の収集	県富士工業技術支援センターでは、印刷物等がグリーン購入法の調達基準を満たすかどうかの判断に利用される、リサイクル適性試験の実施など、古紙の利用促進に関する支援を行っている。その他にも各種紙関連団体と連携し、紙パルプ分野の情報を収集し、必要があれば情報提供を行う。	
	解体工事業者への建設リサイクル法周知	解体工事業者の新規登録及び更新の際に、建設リサイクル法のパンフレット（環境省作成）を同封し遵守を徹底させる。	建設業
リサイクル認定製品の利用促進	静岡県リサイクル認定製品について各研修会等でのPRを行い、工事発注時の単価作成を行う。	公共工事	

基本方針	内 容		分野
1 3Rの推進	下水汚泥の利用促進	下水道事業を実施している市町に対し、新技術によるエネルギー化などの情報提供を行い、下水汚泥の有効利用の継続と更なる利用の促進を働き掛ける。	下水
	浄水場発生土の有効活用	浄水場発生土の全量を中間処理又は有価処理（販売）し、有効利用を促進する。また、廃棄物ゼロ（ゼロエミッション）を目指して、有価処理（販売）を積極的に行うとともに、販路の拡大を進める。	上水
2 廃棄物適正処理の推進	農業用廃プラスチックの適正処理推進	農業用に使用した廃プラスチックを適正に処理するよう関係機関と連携して推進する。	農業
	家畜排せつ物の適正処理推進	畜産農家を巡回し、排せつ物処理状況の確認、指導を行う。また、家畜糞尿の処理施設等の整備助成を行う。	畜産
	紙関連団体との連携・活動状況把握	関連団体である一般社団法人静岡県紙業協会、一般社団法人静岡県紙パルプ技術協会の会員企業のほとんどが、抄紙時に発生する廃棄物（PS 灰）を有効活用するために収集・処理している。富士市役所が収集したデータを元に、有効活用の状況・処理量の推移等の情報を収集する。	商工
	電子マニフェストの利用推進	交通基盤部及び経済産業部の発注する工事において、電子マニフェストの利用を推進する。	公共工事
3 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり	環境に配慮した農業の推進	農業の環境への負荷を軽減するため、化学肥料や化学農薬の削減など、環境保全型農業の生産者への普及と消費者の理解促進を図る。	農業
		持続的な農業の普及を図るため、農業者に対する啓発や情報発信、技術支援等により、有機農業等の環境に配慮した生産方式の導入・定着を推進する。	
		有機農業を志向する農業者や消費者を支援するため、交流会の開催や情報交換を行う。	
	畜産堆肥による資源循環型社会の推進	畜産堆肥のPR名簿及び堆肥カタログを作成・公開し、耕種農家のほか一般消費者の利用促進を図る。	畜産
学校における環境教育の推進	各学校において、地域の環境や子どもたちの実態、目指す子ども像等を踏まえた上で、各教科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等において環境に関する学習内容を取り扱い、循環型社会形成に向けての意識を高める。	教育	

## (ウ) 外部連携強化

○市町・一部事務組合、近隣県や各種団体等と連携し、循環型社会形成に向けた情報交換や良好な生活環境の確保に向けた対策を講じていきます。

### 【外部連携一覧】

名 称	目 的	構 成
廃棄物・リサイクル推進連絡会	一般廃棄物の適正な処理を 図るための情報交換	県、市町・一部事務 組合
ごみ減量・リサイクル推進委員会	県民・事業者・行政が一体 となった実効ある取組	県、消費・生産・流通 各団体
静岡県環境衛生自治推進協会連合会	地域社会の公衆衛生の向 上、環境の美化、廃棄物 対策に寄与	各地域環境衛生組 織・市町
不用品回収拠点对策協議会	関係機関の不用品回収拠 点（ヤード）対策に係る 連携	県、市町、警察
中部圏循環型社会実現推進会議	循環型社会実現に向けた 広域的な取組を推進する ための情報交換、調査研 究等	9 県 1 市（富山・石 川・福井・長野・岐 阜・静岡・愛知・三 重・滋賀・名古屋）
災害廃棄物に関する連絡会	大量の災害廃棄物を適正 かつ迅速に処理するた めの情報共有、情報交換等	県、市町・一部事務 組合、民間団体
大規模災害時廃棄物対策 関東ブロック協議会 中部ブロック協議会	災害廃棄物処理に関する 連携・協力体制の構築	環境省地方環境事 務所、県、市、各種 団体等
山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊 豆地域不法投棄防止連絡会議	富士箱根伊豆地域におけ る不法投棄の防止	山梨県、静岡県、神 奈川県
産業廃棄物不適正処理防止広域連絡 協議会（通称：産廃スクラム 37）	広域にわたる産廃不適正 処理の防止、良好な生活 環境の確保	1 都 11 県 25 市
富士山麓不法投棄防止ネットワーク 推進会議	富士山麓における不法投 棄の未然防止	全 39 機関 （市町・国・民間団 体・警察・県）
静岡県産業廃棄物不法処理防止連絡 協議会	不適正処理・不法投棄等 の未然防止	静岡市、浜松市、警 察、海上保安本部、 公益社団法人静岡県 産業廃棄物協会、県

平成 30 年 4 月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」(SDG s) や「パリ協定」といった世界的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決という SDG s の考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しました。

各地域が自分たちの足もとにある可能性のある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、資源を融通し合うネットワークを作り、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に向上し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域での SDG s の実践(ローカル SDG s) を目指すものです。

その視点は、エネルギー、交通・移動システム、災害に強いまちづくり、衣食住の日々の生活者としてのライフスタイル等があります。

「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していきます。

<イメージ図>



藤枝市では、市民や事業者との協働を進めるため、市の課題や取組に即した身近で取り組みやすい目標として、SDGsの17のゴールをそれぞれ独自の目標に置き換えた「藤枝ローカルSDGs」を設定しました。重点施策である「4K（健康、教育、環境、危機管理）」や「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりに、「ICT・デジタル技術」を取り入れることにより、安全・快適・便利で、真に豊かな暮らしを実現する「ふじえだスマート・コンパクトシティ」を構築し、「力強い経済」「安全安心な社会」「優しい環境」の“3方良し”の持続可能なまちづくりを推進することで、SDGsの達成に貢献することを目指しています。

環境施策においては、市民と事業者、行政が協働しクールチョイスやもったいない運動に取り組み、「環境日本一」を目指しています。温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」や「廃プラスチック・食品ロスゼロ」を表明し、持続可能な社会の構築を進めています。

さらに、(仮称)クリーンセンターの整備を志太広域事務組合と協働し進めるほか、生ごみを下水道浄化センターで資源化する手法の実現により、循環型社会のモデルを確立するとともに、市民の暮らしを豊かにする一段高い環境政策を進めています。



藤枝市ホームページ

## 第5章 計画の進行管理

### 1 計画の推進

- 本計画を推進するためには、県民、事業者、市町及び県などが、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連携、協力のもとに一体となって取り組んでいくことが必要です。
- 県では、循環型社会の形成に向けた取組が推進されるよう、ホームページやSNS、広報誌等を活用するなど周知に努めるとともに、関係機関と協力、連携を図っていきます。

### 2 計画の進行管理

- 本計画の推進のため、毎年度、計画目標や指標の達成状況を確認し、「Plan（計画）→Do（計画の実行）→Check（評価）→Action（見直し）」のいわゆるPDCAサイクルで、取組を進めます。
- なお、本計画で定めた施策や目標の進捗状況については、静岡県環境審議会及び静岡県循環型社会形成推進連絡会議に毎年度報告し、その評価を踏まえ、その後の施策に反映させていきます。



【補助指標一覧】

基本方針	具体的取組	指標	R2 年度実績	R8 年度目標値	目標値の設定根拠	
基本方針 1 3Rの推進	(1) 廃棄物の発生抑制・再使用の推進	県ホームページ等での静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」等の情報発信件数（延べ数／年）	46 件/年	100 件/年	毎週約 2 回の情報発信を目指す。	
		産業廃棄物排出量	10,004 千トン (R1)	毎年度 10,004 千トン	令和元年度の排出量の維持を目指す。	
		建設廃棄物全体のリサイクル率	96.4% (H30)	98% (R6)	国土交通省における建設リサイクル推進計画 2020 における R6 達成基準値を目指す。	
		リサイクル認定製品累計認定数	92 件	121 件	毎年度 5 品目の認定増加を目指す。	
		下水汚泥リサイクル率	99.3%	毎年度 95%以上	全量リサイクルを継続実施するため維持管理指標として設定する。（静岡県生活排水処理長期計画）	
		浄水場発生土の有効活用率	100%	毎年度 100%	浄水場発生土を中間処理又は有価処理（販売）し、100%有効利用する。（100%の維持を目指す。）	
	(2) プラスチック対策の推進	静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」に係る清掃活動への延べ参加者数	18 万人	毎年度 50 万人	「6R県民運動」基本方針で設定している目標の達成を目指す。	
		静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」賛同団体数	372 団体	480 団体	「6R県民運動」の趣旨に賛同する団体の毎年度 5%の増加を目指す。	
	基本方針 2 廃棄物適正処理の推進	(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成	優良産廃処理業者認定取得業者数	219 業者	320 業者	認定業者増による適正処理推進を目指す。
			市町や事業者に対する研修会やセミナー等の開催回数	15 回	毎年度 15 回	最低実施回数として設定する。
電子マニフェスト普及率			68.5%	74.4%	毎年度 1%の普及率増を目指す。（R1 全国普及率 63%）	
(2) 不法投棄対策の推進		県内一斉不法投棄防止統一パトロールの延べ参加者数	293 人	700 人	官民の連携による県内の「監視の目」強化に取り組む。	
		本庁及び出先機関による巡回・監視回数	延 585 回(日)	延 700 回(日)	産業廃棄物の不適正処理の監視強化を目指す。	



基本方針	具体的取組	指標	R2実績	R8年度目標値	目標値の設定根拠
基本方針2 廃棄物適正処理の推進	(3) 災害廃棄物の適正処理の推進	災害廃棄物処理対応力向上に資する訓練の年間実施回数	5回	毎年度5回以上	災害廃棄物処理の実効性を高めるため年間5回以上の実施を目指す。
	(4) 廃棄物処理体制の充実	一般廃棄物の広域処理体制構築に取り組む地域数	1地域	3地域	賀茂地域、東部地域、志太榛原地域を推進地域として取り組む。
基本方針3 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり	(1) 新たなプラスチック戦略の推進	環境保全活動を実践している若者世代の割合	69.6%	78%	計画最終年度に、令和3年度実績の77.4%を超過78%の達成を目指す。
		プラスチック資源循環法に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集のための基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講じた市町数	0市町	35市町	全市町でプラスチック資源循環法に基づく分別の取組を実施することを目指す。
	(2) 食品ロス対策の推進	食品ロス削減キャンペーン協力店舗数	704店(R4.1)	新規協力50店	累計で新規50店の増加を目指す。
		食品ロスという言葉の意味を知っている県民の割合	96.6%	96%以上	食品ロスの認知度の維持・向上を目指す。
	(3) 循環産業の振興支援	《再掲》リサイクル認定製品累計認定数	92件	121件	毎年度5品目の認定増加を目指す。
		有機農業の取組面積	418ha	620ha(R7)	直近10年の平均伸び率を基準として、毎年6%以上の増加を目指す。
	(4) 住民への啓発、関係機関との連携強化	サーキュラーエコノミーにつながる啓発講座の参加者数	—	毎年度4,500人	県が実施する啓発講座の累積参加者数の増加を目指す。

参考資料

■静岡県のデータ

◎一般廃棄物の排出量及び処理経費

図表 42 令和元年度の一般廃棄物の排出量及び処理経費

市町名	人口(人) R1.10.1現在 A	ごみ排出量 (トン) B	1人1日当たりの ごみ排出量(g) B/A/366 ×1,000,000	一般廃棄物の処理経費			1人当たり のごみ処理経費 (円/年) C/A×1,000	1人 当たりの ごみ処理経費 (円/年) C/B×1,000
				処理及び 維持管理費等	減価償却費	合計(千円) C		
静岡市	698,937	240,406	940	7,317,091	190,352	7,507,443	10,741	31,228
浜松市	802,856	253,961	864	5,743,608	1,002,551	6,746,159	8,403	26,564
沼津市	194,908	62,211	872	2,180,717	2,009	2,182,726	11,199	35,086
熱海市	36,665	23,495	1,751	929,242	138,087	1,067,329	29,110	45,428
三島市	109,698	35,339	880	1,097,172	276,159	1,373,331	12,519	38,862
富士宮市	132,339	43,968	908	1,330,178	129,877	1,460,055	11,033	33,207
伊東市	68,699	34,380	1,367	1,117,457	324,176	1,441,633	20,985	41,932
島田市	98,389	32,984	916	1,477,875	3,317	1,481,192	15,054	44,906
富士市	253,460	73,135	788	1,983,014	0	1,983,014	7,824	27,114
磐田市	169,898	47,538	764	1,455,374	571,393	2,026,767	11,929	42,635
焼津市	139,217	42,219	829	1,227,354	694	1,228,048	8,821	29,088
掛川市	117,925	27,072	627	1,000,195	0	1,000,195	8,482	36,946
藤枝市	144,806	36,262	684	1,273,340	0	1,273,340	8,793	35,115
御殿場市	88,194	28,872	894	1,163,876	210,594	1,374,470	15,585	47,606
袋井市	88,470	28,123	869	1,010,680	57,476	1,068,156	12,074	37,982
下田市	21,345	9,888	1,266	437,265	6,044	443,309	20,769	44,833
裾野市	51,693	14,928	789	481,666	268,247	749,913	14,507	50,235
湖西市	59,733	20,870	955	1,062,480	5,366	1,067,846	17,877	51,167
伊豆市	30,472	11,149	1,000	501,009	78,609	579,618	19,021	51,988
御前崎市	32,364	11,019	930	291,045	78,867	369,912	11,430	33,570
菊川市	48,548	11,656	656	443,214	0	443,214	9,129	38,025
伊豆の国市	48,575	17,366	977	640,856	149,992	790,848	16,281	45,540
牧之原市	45,720	14,369	859	975,165	155,606	1,130,771	24,733	78,695
東伊豆町	12,196	7,040	1,577	322,768	186,760	509,528	41,778	72,376
河津町	7,199	3,940	1,495	218,858	110,240	329,098	45,714	83,527
南伊豆町	8,214	3,739	1,244	255,964	2,048	258,012	31,411	69,006
松崎町	6,548	2,698	1,126	201,411	4,369	205,780	31,426	76,271
西伊豆町	7,766	4,089	1,439	178,298	53,987	232,285	29,911	56,807
函南町	37,761	16,000	1,158	495,626	0	495,626	13,125	30,977
清水町	32,356	8,863	748	368,596	0	368,596	11,392	41,588
長泉町	43,570	10,917	685	744,515	75,662	820,177	18,824	75,128
小山町	18,365	7,111	1,058	242,832	46,019	288,851	15,728	40,620
吉田町	29,585	9,593	886	364,967	28,596	393,563	13,303	41,026
川根本町	6,698	1,963	801	128,773	0	128,773	19,226	65,600
森町	18,312	4,484	669	229,570	11,897	241,467	13,186	53,851
県内市町計	3,711,481	1,201,647	885	38,892,050	4,168,993	43,061,043	11,602	35,835

	単位：千人	単位：千トン	単位：g	単位：百万円	単位：円/年
全国計	127,156	42,737	918	1,551,816	281,128
				1,832,944	14,415
					42,889

注：減価償却費は、施設の耐用年数を10年間とし、過去10年間の施設建設費（中間処理施設・最終処分場）の年平均とした。

注：減価償却費の県内市町計は、端数処理の四捨五入により35市町の合計と一致しない。

1人1日当たりごみ排出量 増減分析（H25-R1年度比較・減少率降順）

（単位：g/人日）

	H25	うち生活系	うち事業系	R1	うち生活系	うち事業系	R1-H25	うち生活系	うち事業系	増減比率 (%)
三島市	1,053	815	238	880	656	224	-173	-159	-14	-16.4
裾野市	883	633	250	789	589	200	-94	-44	-51	-10.7
長泉町	756	620	136	685	585	100	-72	-35	-36	-9.5
下田市	1,377	731	646	1,266	636	630	-111	-95	-17	-8.1
静岡市	1,008	756	252	940	679	261	-68	-78	9	-6.8
富士宮市	967	729	238	908	668	240	-60	-61	1	-6.2
西伊豆町	1,529	1,032	497	1,439	895	543	-90	-137	46	-5.9
富士市	836	600	236	788	586	203	-48	-14	-33	-5.7
御殿場市	932	605	327	894	547	347	-37	-58	20	-4.0
浜松市	898	595	303	864	577	287	-33	-18	-16	-3.7
藤枝市	710	571	138	684	532	152	-26	-39	14	-3.6
掛川市	648	519	129	627	490	138	-21	-29	8	-3.2
御前崎市	961	670	291	930	661	269	-31	-9	-21	-3.2
菊川市	676	561	114	656	534	122	-20	-28	8	-2.9
東伊豆町	1,614	998	615	1,577	939	638	-36	-60	23	-2.3
袋井市	888	689	200	869	661	207	-20	-27	7	-2.2
島田市	927	779	149	916	721	195	-11	-58	46	-1.2
小山町	1,067	753	315	1,058	623	435	-9	-130	121	-0.9
焼津市	831	669	163	829	634	195	-3	-35	32	-0.3
清水町	743	581	161	748	538	210	6	-43	48	0.8
伊豆の国市	967	710	258	977	720	257	10	11	-1	1.0
松崎町	1,106	872	234	1,126	908	218	20	36	-15	1.8
沼津市	853	591	263	872	562	310	19	-28	47	2.2
伊東市	1,330	877	453	1,367	813	554	37	-64	102	2.8
湖西市	926	720	206	955	719	236	28	-1	30	3.1
熱海市	1,697	1,021	675	1,751	1,037	714	54	16	38	3.2
川根本町	772	740	32	801	801	0	28	60	-32	3.7
吉田町	851	618	233	886	625	261	35	7	27	4.1
磐田市	728	553	175	764	560	204	36	7	30	5.0
伊豆市	950	628	323	1,000	612	388	49	-16	66	5.2
牧之原市	813	637	176	859	657	202	46	19	27	5.6
河津町	1,408	909	499	1,495	937	559	87	28	59	6.2
函南町	1,067	763	304	1,158	781	377	91	17	74	8.5
南伊豆町	1,099	800	299	1,244	863	381	145	63	82	13.2
森町	581	479	101	669	535	134	89	56	33	15.2
県平均	917	664	252	885	625	260	-32	-39	7	-3.5

注：小数点以下の計算により、整数の計算結果と一致しないことがある。

1人1日当たりごみ排出量 増減分析 (H25-R1年度比較・減少率降順)

(単位: g/人日)

	H25	うち生活系	うち事業系	R1	うち生活系	うち事業系	R1-H25	うち生活系	うち事業系	増減比率(%)
熱海市	1,697	1,021	675	1,751	1,037	714	54	16	38	3.2
東伊豆町	1,614	998	615	1,577	939	638	-36	-60	23	-2.3
河津町	1,408	909	499	1,495	937	559	87	28	59	6.2
西伊豆町	1,529	1,032	497	1,439	895	543	-90	-137	46	-5.9
伊東市	1,330	877	453	1,367	813	554	37	-64	102	2.8
下田市	1,377	731	646	1,266	636	630	-111	-95	-17	-8.1
南伊豆町	1,099	800	299	1,244	863	381	145	63	82	13.2
函南町	1,067	763	304	1,158	781	377	91	17	74	8.5
松崎町	1,106	872	234	1,126	908	218	20	36	-15	1.8
小山町	1,067	753	315	1,058	623	435	-9	-130	121	-0.9
伊豆市	950	628	323	1,000	612	388	49	-16	66	5.2
伊豆の国市	967	710	258	977	720	257	10	11	-1	1.0
湖西市	926	720	206	955	719	236	28	-1	30	3.1
静岡市	1,008	756	252	940	679	261	-68	-78	9	-6.8
御前崎市	961	670	291	930	661	269	-31	-9	-21	-3.2
島田市	927	779	149	916	721	195	-11	-58	46	-1.2
富士宮市	967	729	238	908	668	240	-60	-61	1	-6.2
御殿場市	932	605	327	894	547	347	-37	-58	20	-4.0
吉田町	851	618	233	886	625	261	35	7	27	4.1
県平均	917	664	252	885	625	260	-32	-39	7	-3.5
三島市	1,053	815	238	880	656	224	-173	-159	-14	-16.4
沼津市	853	591	263	872	562	310	19	-28	47	2.2
袋井市	888	689	200	869	661	207	-20	-27	7	-2.2
浜松市	898	595	303	864	577	287	-33	-18	-16	-3.7
牧之原市	813	637	176	859	657	202	46	19	27	5.6
焼津市	831	669	163	829	634	195	-3	-35	32	-0.3
川根本町	772	740	32	801	801	0	28	60	-32	3.7
裾野市	883	633	250	789	589	200	-94	-44	-51	-10.7
富士市	836	600	236	788	586	203	-48	-14	-33	-5.7
磐田市	728	553	175	764	560	204	36	7	30	5.0
清水町	743	581	161	748	538	210	6	-43	48	0.8
長泉町	756	620	136	685	585	100	-72	-35	-36	-9.5
藤枝市	710	571	138	684	532	152	-26	-39	14	-3.6
森町	581	479	101	669	535	134	89	56	33	15.2
菊川市	676	561	114	656	534	122	-20	-28	8	-2.9
掛川市	648	519	129	627	490	138	-21	-29	8	-3.2

注: 小数点以下の計算により、整数の計算結果と一致しないことがある。

◎一般廃棄物排出量の内訳

図表 43 一般廃棄物の排出量の内訳の推移（処理形態別）（単位：千トン）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H26
可燃ごみ	1,022	1,018	1,006	997	999	999	-23
	100	99.6	98.4	97.6	97.7	97.7	-2.3
資源ごみ	176	172	162	158	157	152	-24
	100	97.7	92.0	89.8	89.2	86.4	-13.6
不燃ごみ	28	26	25	25	27	26	-2
	100	92.9	89.3	89.3	96.4	92.9	-7.1
粗大ごみ	18	17	18	18	20	22	4
	100	94.4	100	100	111.1	122.2	22.2
その他	4	3	4	2	3	2	-2
	100	75.0	100	50.0	75.0	50.0	-50.0
合計	1,248	1,237	1,215	1,200	1,205	1,202	-46
	100	99.1	97.4	96.2	96.6	96.3	-3.7

上段：排出量 下段：平成26年度を100とした指数

四捨五入のため合計値が合わないことがある。

「日本の廃棄物処理」（各年度版、環境省）のデータを加工

◎一般廃棄物再生利用量の内訳

図表 44 一般廃棄物の再生利用量の内訳の推移（種類別）（単位：千トン）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H26
紙	79	72	67	62	59	56	-23
	100	91.1	84.8	78.5	74.7	70.9	-29.1
金属類	27	28	26	25	27	28	1
	100	103.7	96.3	92.6	100	103.7	3.7
プラスチック	25	24	23	23	24	23	-2
	100	96.0	92.0	92.0	96.0	92.0	-8.0
ガラス	25	24	23	23	23	22	-3
	100	96.0	92.0	92.0	92.0	88.0	-12.0
ペットボトル	5	5	5	5	5	5	0
	100	100	100	100	100	100	0.0
布類	3	3	3	3	3	4	1
	100	100	100	100	100	133.3	33.3
その他	90	81	79	75	80	81	-9
	100	90.0	87.8	83.3	88.9	90.0	-10.0
合計	254	238	227	218	222	219	-35
	100	93.7	89.4	85.8	87.4	86.2	-13.8

上段：再生利用量 下段：平成26年度を100とした指数

四捨五入のため合計値が合わないことがある。

「日本の廃棄物処理」（各年度版、環境省）のデータを加工

◎一般廃棄物最終処分量の内訳

図表 45 一般廃棄物の最終処分量の内訳の推移（種類別）（単位：千トン）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H26
焼却灰	55	51	53	47	46	46	-9
	100	92.7	96.4	85.5	83.6	83.6	-16.4
中間処理後の 埋立	8	7	7	7	8	8	0
	100	87.5	87.5	87.5	100	100	0.0
直接埋立	9	7	7	5	5	5	-4
	100	77.8	77.8	55.6	55.6	55.6	-44.4
合計	71	65	66	59	59	58	-13
	100	91.5	93.0	83.1	83.1	81.7	-18.3

上段：最終処分量 下段：平成26年度を100とした指数

四捨五入のため合計値が合わないことがある。

「日本の廃棄物処理」（各年度版、環境省）のデータを加工

◎産業廃棄物排出量の内訳

図表 46 産業廃棄物の排出量の内訳の推移（種類別）（単位：千トン）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H26
汚泥	5,534	5,489	5,318	5,577	5,587	5,318	-216
	100	99.2	96.1	100.8	101.0	96.1	-3.9
がれき類	2,109	1,958	2,071	2,036	2,028	2,243	134
	100	92.8	98.2	96.5	96.2	106.4	6.4
動物のふん尿	840	818	803	776	789	784	-56
	100	97.4	95.6	92.4	93.9	93.3	-6.7
廃プラスチック類	304	301	334	331	337	354	50
	100	99.0	109.9	108.9	110.9	116.4	16.4
木くず	316	223	240	289	305	335	19
	100	70.6	75.9	91.5	96.5	106.0	6.0
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	356	316	328	384	403	329	-27
	100	88.8	92.1	107.9	113.2	92.4	-7.6
その他	626	620	623	654	641	641	15
	100	99.0	99.5	104.5	102.4	102.4	2.4
合計	10,085	9,725	9,717	10,047	10,090	10,004	-81
	100	96.4	96.4	99.6	100.0	99.2	-0.8

上段：排出量 下段：平成26年度を100とした指数

「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」（各年度、静岡県）のデータを加工

図表 47 産業廃棄物の排出量の内訳の推移（業種別）（単位：千トン）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H26
パルプ・紙製造業	3,476	3,502	3,153	3,233	3,287	2,970	-506
	100	100.7	90.7	93.0	94.6	85.4	-14.6
建設業	2,811	2,448	2,674	2,748	2,702	2,937	126
	100	87.1	95.1	97.8	96.1	104.5	4.5
電気・ガス・水道業	1,326	1,360	1,590	1,694	1,711	1,756	430
	100	102.6	119.9	127.8	129.0	132.4	32.4
農業	839	823	802	779	790	779	-60
	100	98.1	95.6	92.8	94.2	92.8	-7.2
食料品製造業	324	335	281	321	354	380	56
	100	103.4	86.7	99.1	109.3	117.3	17.3
サービス業	315	235	271	233	241	248	-67
	100	74.6	86.0	74.0	76.5	78.7	-21.3
化学製造業	237	264	255	260	254	217	-20
	100	111.4	107.6	109.7	107.2	91.6	-8.4
窯業・土石製品製造業	108	151	160	157	176	199	91
	100	139.8	148.1	145.4	163.0	184.3	84.3
輸送用機器製造業	131	132	99	117	117	114	-17
	100	100.8	75.6	89.3	89.3	87.0	-13.0
その他	518	475	432	505	458	404	-114
	100	91.7	83.4	97.5	88.4	78.0	-22.0
合計	10,085	9,725	9,717	10,047	10,090	10,004	-81
	100	96.4	96.4	99.6	100.0	99.2	-0.8

上段：排出量 下段：平成26年度を100とした指数

「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」（各年度、静岡県）のデータを加工

◎産業廃棄物再生利用量の内訳

図表 48 産業廃棄物の再生利用量の内訳の推移（種類別）（単位：千トン）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H26
がれき類	2,088	1,899	2,023	1,991	1,984	2,196	108
	100	90.9	96.9	95.4	95.0	105.2	5.2
動物のふん尿	840	776	762	734	749	740	-100
	100	92.4	90.7	87.4	89.2	88.1	-11.9
木くず	293	202	226	254	283	300	7
	100	68.9	77.1	86.7	96.6	102.4	2.4
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	317	278	283	344	360	289	-28
	100	87.7	89.3	108.5	113.6	91.2	-8.8
廃プラスチック類	181	192	215	211	204	215	34
	100	106.1	118.8	116.6	112.7	118.8	18.8
汚泥	282	232	245	238	246	203	-79
	100	82.3	86.9	84.4	87.2	72.0	-28.0
燃え殻	95	134	116	171	161	154	59
	100	141.1	122.1	180.0	169.5	162.1	62.1
その他	364	303	289	312	296	281	-83
	100	83.2	79.4	85.7	81.3	77.2	-22.8
合計	4,460	4,016	4,159	4,255	4,283	4,378	-82
	100	90.0	93.3	95.4	96.0	98.2	-1.8

上段：再生利用量 下段：平成26年度を100とした指数

「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」（各年度、静岡県）のデータを加工

図表 49 産業廃棄物の再生利用量の内訳の推移（業種別）（単位：千トン）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H26
建設業	2,662	2,301	2,494	2,564	2,540	2,741	79
	100	86.4	93.7	96.3	95.4	103.0	3.0
農業	838	781	761	736	750	740	-98
	100	93.2	90.8	87.8	89.5	88.3	-11.7
サービス業	199	138	171	143	149	150	-49
	100	69.3	85.9	71.9	74.9	75.4	-24.6
食料品製造業	114	108	106	121	106	146	32
	100	94.7	93.0	106.1	93.0	128.1	28.1
窯業・土石製品製造業	103	139	153	150	173	144	41
	100	135.0	148.5	145.6	168.0	139.8	39.8
パルプ・紙製造業	141	173	147	145	197	140	-1
	100	122.7	104.3	102.8	139.7	99.3	-0.7
電気・ガス・水道業	73	80	56	68	78	80	7
	100	109.6	76.7	93.2	106.8	109.6	9.6
その他	330	296	271	328	290	237	-93
	100	89.7	82.1	99.4	87.9	71.8	-28.2
合計	4,460	4,016	4,159	4,255	4,283	4,378	-82
	100	90.0	93.3	95.4	96.0	98.2	-1.8

上段：再生利用量 下段：平成26年度を100とした指数

「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」（各年度、静岡県）のデータを加工



◎産業廃棄物最終処分量の内訳

図表 50 産業廃棄物の最終処分量の内訳の推移（種類別）（単位：千トン）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H26
がれき類	21	51	41	43	44	46	25
	100	242.9	195.2	204.8	209.5	219.0	119.0
混合廃棄物	13	16	33	31	28	40	27
	100	123.1	253.8	238.5	215.4	307.7	207.7
廃プラスチック類	37	27	32	32	36	40	3
	100	73.0	86.5	86.5	97.3	108.1	8.1
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	33	30	40	35	40	37	4
	100	90.9	121.2	106.1	121.2	112.1	12.1
汚泥	29	28	38	31	34	24	-5
	100	96.6	131.0	106.9	117.2	82.8	-17.2
燃え殻	16	14	22	32	17	23	7
	100	87.5	137.5	200.0	106.3	143.8	43.8
その他	21	17	19	16	19	19	-2
	100	81.0	90.5	76.2	90.5	90.5	-9.5
合計	170	183	225	220	218	229	59
	100	107.6	132.4	129.4	128.2	134.7	34.7

上段：最終処分量 下段：平成26年度を100とした指数

「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」（各年度、静岡県）のデータを加工

図表 51 産業廃棄物の最終処分量の内訳の推移（業種別）（単位：千トン）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H26
建設業	76	96	115	122	110	121	45
	100	126.3	151.3	160.5	144.7	159.2	59.2
サービス業	32	28	41	33	44	44	12
	100	87.5	128.1	103.1	137.5	137.5	37.5
パルプ・紙製造業	7	8	10	9	8	12	5
	100	114.3	142.9	128.6	114.3	171.4	71.4
食料品製造業	10	9	10	6	6	7	-3
	100	90.0	100.0	60.0	60.0	70.0	-30.0
その他	45	42	49	50	50	45	0
	100	93.3	108.9	111.1	111.1	100.0	0.0
合計	170	183	225	220	218	229	59
	100	107.6	132.4	129.4	128.2	134.7	34.7

上段：最終処分量 下段：平成26年度を100とした指数

「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」（各年度、静岡県）のデータを加工

## ■意見聴取の経過

区分	年月日	内容
令和3年度 県政インターネットモニターアンケート（調査対象 768 名、回答者 695 名）	令和3年6月8日 ～6月21日	・循環型社会形成に関する県民の意識と行動調査
令和3年度 循環型社会形成推進連絡会議 （県庁内関係課）	令和3年9月27日	・第4次静岡県循環型社会形成計画 （素案）
廃棄物・リサイクル推進連絡会 （市町・一部事務組合）	令和3年9月28日	・第4次静岡県循環型社会形成計画 （素案）
ごみ減量・リサイクル推進委員会 （消費・生産・流通各団体等）	令和3年10月15日	・第4次静岡県循環型社会形成計画 （素案）
令和3年度 県政さわやかタウンミーティング	令和3年10月15日	・廃棄物減量化に向けたタウンミーティング
パブリックコメント	令和3年12月21日～ 令和4年1月18日	・第4次静岡県循環型社会形成計画 （パブコメ案）

## ■本計画策定の経過

区分	開催年月日	審議内容など
令和2年度 第4回環境審議会	令和3年2月4日	・諮問の受理 ・廃棄物リサイクル部会の設置
令和3年度 第1回廃棄物リサイクル部会	令和3年7月9日	・第3次静岡県循環型社会形成計画の進捗状況 ・第4次静岡県循環型社会形成計画の基本的な策定方向
第2回環境審議会	令和3年9月8日	・廃棄物リサイクル部会検討状況中間報告
第2回廃棄物リサイクル部会	令和3年9月22日	・第4次静岡県循環型社会形成計画 （素案）
第3回環境審議会	令和3年11月17日	・廃棄物リサイクル部会検討状況報告
第3回廃棄物リサイクル部会	令和3年12月2日	・第4次静岡県循環型社会形成計画 （中間案）
第4回廃棄物リサイクル部会	令和4年2月2日	・第4次静岡県循環型社会形成計画 （最終案）
第4回環境審議会	令和4年2月10日	・廃棄物リサイクル部会検討状況報告、答申

■静岡県環境審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

区分	氏名	所属・職名	廃リ部会
会長	千賀 康弘	東海大学 名誉教授	○
副会長	野田 三千代	海藻おしば協会 会長	
副会長	藤川 格司	常葉大学 名誉教授	
委員	浅見 佳世	常葉大学社会環境学部 准教授	
委員	荒巻 太枝子	静岡県シェアリングネイチャー協会 理事長	
委員	井上 隆夫	一般社団法人静岡県環境資源協会 事務局長	
委員	小野寺 郷子	一般社団法人会議ファシリテーター普及協会 副代表理事	
委員	亀井 暁子	静岡文化芸術大学デザイン学部 准教授	
委員	木村 浩之	静岡大学学術院理学領域 教授	
委員	小杉 充伸	静岡県環境保全協会 副会長	○
委員	小杉山 晃一	常葉大学社会環境学部 准教授	
委員	小南 陽亮	静岡大学学術院教育学領域 教授	
委員	近藤 多美子	株式会社環境アセスメントセンター 調査計画部長補佐	
委員	杉山 和陽	静岡県農業協同組合中央会 担い手支援部長	
委員	谷 幸則	静岡県立大学食品栄養科学部 教授	
委員	名倉 光子	特定非営利活動法人とうもんの会 理事長	
委員	藤井 節子	静岡県消費者団体連盟 理事	○
委員	牧野 正和	静岡県立大学食品栄養科学部 教授	◎
委員	望月 鉄彦	静岡県森林組合連合会 代表理事常務	
委員	四本 康久	静岡県議会議員 危機管理くらし環境委員長	
特別委員	岩堀 恵祐	宮城大学 名誉教授、静岡県立大学 客員教授、 独立行政法人環境再生保全機構 プログラムオフィサー	○
	五明 玲子	ウィル&ウィール17Lab 代表	○
	曾根 博倫	株式会社静鉄ストア 取締役総務部長	○
	高田 勝	富士市 環境部長	○
	平井 一之	一般社団法人静岡県環境資源協会 専務理事	○
	松浦 敏明	公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 専務理事	○
	山田 和芳	早稲田大学人間科学学術院人間環境科学科 教授	○

注：廃リ部会：環境審議会廃棄物リサイクル部会

- ◎：部会長
- ：部会員

## 第4次静岡県循環型社会形成計画

令和4年3月発行

静岡県暮らし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2426

FAX 054-221-3553

Eメール [hai@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:hai@pref.shizuoka.lg.jp)

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp>

富国・有徳の美しい“ふじのくに”



Shizuoka Prefecture

